



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第34号) 4

◇川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(第35号) 4

◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第36号) 7

◇川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(第37号) 8

◇川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(第38号) 13

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第39号) 14

◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第40号) 14

◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第41号) 14

◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第42号) 15

◇川崎市営住宅条例の一部を改正する条例(第43号) 16

◇川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例(第44号) 17

規 則

◇川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第59号) 17

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第60号) 20

◇川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第61号) 25

◇川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則(第62号) 30

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第63号) 31

◇川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則(第64号) 36

◇川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第65号) 36

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第415号) 36

◇道路区域の変更(第416号) 37

◇道路の供用開始(第417号) 37

◇道路区域の変更(第418号) 37

◇道路区域の変更(第419号) 38

◇道路の供用開始(第420号) 38

◇市道路線の認定(第421号) 38

◇道路区域の決定(第422号) 38

◇道路の供用開始(第423号) 39

◇市道路線の廃止(第424号) 39

◇川崎市緑化センターの指定管理者の指定(第425号) 39

◇富士見公園南側(川崎富士見球技場他)の指定管理者の指定(第426号) 39

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第427号) 40

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第428号) 40

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第429号) 40

◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第430号) 40

◇川崎市営霊園の指定管理者の指定(第431号) 40

◇自転車等の撤去と保管(第432号) 40

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第433号) 41

◇生活保護法等による指定介護機関の 変更(第434号).....	41	◇一般競争入札の執行(第486号).....	81
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止(第435号).....	41	◇一般競争入札の執行(第487号).....	82
◇川崎市とどろきアリーナの指定管理 者の指定(第436号).....	41	◇一般競争入札の執行(第488号).....	84
◇住居表示の実施に伴う町区域の設定 の案(第437号).....	41	◇一般競争入札の執行(第489号).....	85
◇川崎市民プラザの指定管理者の指定 (第438号).....	43	◇一般競争入札の執行(第490号).....	87
◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出(第439号).....	43	◇一般競争入札の執行(第491号).....	88
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出(第440号).....	43	◇一般競争入札の執行(第492号).....	89
◇予防接種の業務を行う医師(第441 号).....	43	◇道路位置の指定(第493号).....	90
◇予防接種の業務を行う医師の変更 (第442号).....	43	◇開発行為に関する工事の完了(第494 号).....	90
◇港湾施設の名称、位置、規模等(第 443号).....	44	◇開発行為に関する工事の完了(第495 号).....	90
公 告		◇一般競争入札の執行(第496号).....	90
◇一般競争入札の執行(第466号).....	45	公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第467号).....	53	◇一般競争入札の執行(第1号).....	92
◇開発行為に関する工事の完了(第468 号).....	54	◇一般競争入札の公告(第2号).....	94
◇一般競争入札の執行(第469号).....	54	◇一般競争入札の公告(第3号).....	96
◇一般競争入札の執行(第470号).....	56	◇一般競争入札の公告(第4号).....	98
◇一般競争入札による貸付けの実施 (第471号).....	58	◇一般競争入札の執行(第5号).....	103
◇条例環境影響評価審査書の公告(第 472号).....	62	◇一般競争入札の執行(第6号).....	105
◇開発行為に関する工事の完了(第473 号).....	64	◇一般競争入札の執行(第7号).....	107
◇一般競争入札の執行(第474号).....	64	◇一般競争入札の公告(第8号).....	109
◇公募型プロポーザルの実施(第475 号).....	65	◇一般競争入札の執行(第9号).....	111
◇農用地利用集積計画の制定(第476 号).....	66	◇一般競争入札の公告(第10号).....	113
◇一般競争入札の執行(第477号).....	69	◇一般競争入札の執行(第11号).....	115
◇開発行為に関する工事の完了(第478 号).....	70	◇一般競争入札の公告(第12号).....	116
◇一般競争入札の執行(第479号).....	70	税公告	
◇一般競争入札の執行(第480号).....	71	◇差押調書(謄本)の公示送達(第131 号).....	118
◇一般競争入札の執行(第481号).....	73	◇差押調書(謄本)の公示送達(第132 号).....	119
◇一般競争入札の執行(第482号).....	75	◇市民税・県民税特別徴収税額の決 定・変更通知書の公示送達(第133号).....	119
◇一般競争入札の執行(第483号).....	77	◇税額決定通知書の公示送達(第134号).....	119
◇一般競争入札の執行(第484号).....	78	◇差押調書(謄本)の公示送達(第135 号).....	119
◇一般競争入札の執行(第485号).....	79	◇差押調書(謄本)の公示送達(第136 号).....	119
		◇納税通知書の公示送達(第137号).....	119
		上下水道局規程	
		◇川崎市上下水道局水道技術管理者の 職務に関する規程の一部を改正する 規程(第15号).....	120
		◇川崎市上下水道局企業職員の給料等 の額及び支給方法等に関する規程の 一部を改正する規程(第16号).....	120

上下水道局告示	
◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第35号)	120
◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第36号)	121
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第37号)	121
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第38号)	122
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第39号)	122
◇公共下水道の供用開始及び下水道の 処理の開始(第40号)	122
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定更新(第41号)	123
上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第69号)	130
◇一般競争入札の執行(第70号)	130
◇一般競争入札の執行(第71号)	133
上下水道局公告(調達)	
◇一般競争入札の公告(第1号)	135
交通局規程	
◇川崎市交通局企業職員の初任給、昇 格、昇給等に関する規程の一部を改 正する規程(第12号)	138
交通局公告	
◇一般競争入札の執行(第37号)	139
◇一般競争入札の執行(第38号)	140
病院局公告	
◇一般競争入札の執行(第36号)	141
◇一般競争入札の執行(第37号)	143
病院局公告(調達)	
◇落札者等の公示(第1号)	144
◇一般競争入札の公告(第2号)	145
消防局公告	
◇サイレンの吹鳴(第13号)	149
◇指定催しの指定(第14号)	150
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集(第17号)	150
監査公表	
◇川崎市職員措置請求に係る監査の結 果について(第9号)	150
人事委員会規則	
◇川崎市会計年度任用職員の給料の支 給等に関する規則(第7号)	170
◇川崎市会計年度任用職員の勤務時 間、休暇等に関する規則(第8号)	172
職員共済組合規程	
◇川崎市職員共済組合貸付規則施行規 程の一部を改正する規程(第2号)	178
区公告	
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第84号)	182
◇搜索調書(謄本)の公示送達(川崎 区第85号)	182
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第86号)	182
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第87号)	182
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第88号)	183
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第89号)	183
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)及び配当計算書(謄本)の公示 送達(川崎区第90号)	183
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(幸区第31号)	183
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第32号)	183
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第33号)	184
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(幸区第34号)	184
◇国民健康保険料に係る過誤納金還付 (充当)通知書の公示送達(幸区第 35号)	184
◇公売公告兼見積価額公告(中原区第 33号)	184
◇公売公告兼見積価額公告(中原区第 34号)	184
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第35号)	185
◇国民健康保険料の滞納処分に係る書 類の公示送達(中原区第36号)	185
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第37号)	185
◇住民票の職権消除(高津区第44号)	185
◇印鑑登録の抹消(高津区第45号)	185
◇公売公告兼見積価額公告(高津区第 46号)	186
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第47号)	186
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第48号)	186

- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（高津区第49号）…………… 186
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（高津区第50号）…………… 186
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第42号）…………… 187
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第43号）…………… 187
- ◇国民健康保険料に係る差押調書（謄本）の公示送達（宮前区第44号）…………… 187
- ◇公売公告兼見積価額公告（宮前区第45号）…………… 187
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第46号）…………… 187
- ◇公売公告兼見積価額公告（多摩区第56号）…………… 188
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第57号）…………… 188
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第58号）…………… 188
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第58号）…………… 188
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書（謄本）の公示送達（麻生区第59号）…………… 189
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第60号）…………… 189

条 例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市人権施策推進協議会の項を次のように改める。

川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役員	2年
-----------------	--	------	--------------------------	----

別表第1川崎市多摩川プラン推進会議の項の次に次の1項を加える。

川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会	等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役員 (3) 市民	2年
---------------------	---	-------	------------------------------------	----

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1川崎市多摩川プラン推進会議の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及

び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(人権施策推進基本計画)

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重の

まちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これ

らに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

るものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

- (2) 命令の内容

- (3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動
- (2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨

を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行かせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要

な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第36号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ

る特定非営利活動法人を定める条例（平成24年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

8	特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト	川崎市多摩区中野島6丁目 29番1号 新多摩川ハイム4号棟101
---	---------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(川崎市市税条例の適用)
- 2 改正後の条例別表8の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定は、平成31年1月1日から適用する。

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第37号

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 設備及び運営に関する基準（第5条～第32条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義及び字句の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるこ

と。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である入居者の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者である入居者の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）の支払を受けてサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所の設置者は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所の設置者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福

社サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(配置、構造及び設備の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第7条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(運営規程)

第8条 無料低額宿泊所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所の設置者は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、非常災害に備えるた

め、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第10条 無料低額宿泊所の設置者は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第32条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所の設置者は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることが

サービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けないこと。

ウ 1の居室の床面積(収納設備等を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所の設置者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による期間の定めがある建物の賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)

等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所の設置者は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所の設置者は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所の設置者は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所の設置者は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項(以下この条において「重要事項等」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の設置者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項等を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の「電子情報処理組織」とは、無料低

額宿泊所の設置者の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所の設置者は、電磁的方法により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第7項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所の設置者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所の設置者は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所の設置者は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携の確保に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に要する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - (5) 日用品費 入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
 - ア 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として支払を受ける委託費を除くこと。
- (サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好^(イ)を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所の設置者は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所には、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所の設置者が日常生活に係る金銭

の管理を行う場合は、この限りでない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所の設置者が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

(7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨を報告すること。

(12) 金銭等の管理の状況について、市からの求めに応じて速やかに報告できる体制を整備しておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければな

らない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽のもの又は誇大なものでないようしなければならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所の設置者は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の設置者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所の設置者は、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第31条 無料低額宿泊所の設置者は、当該無料低額宿泊所の運営に当たっては、地域住民等に対して事前に当該運営の内容の説明を行うよう努めるとともに、地域住民等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図るよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所の設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所の設置者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号。以下「改正法」という。)第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定に

よる届出がされている無料低額宿泊所の事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に改正法第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所に係る平成28年3月31日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成28年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準に適合しないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす場合に限り、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

(1) 1の居室の床面積(収納設備等を除く。)が、3.3平方メートル以上であること。

(2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準に適合しないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

(3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(4) 第12条第5項の規定にかかわらず、同項第1号の共用室を設けること。

(5) 居室の床面積の改善についての計画を、市と協議の上作成すること。

(6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準に適合するよう必要な改善を行うこと。

4 前項の規定により無料低額宿泊所としての利用に供する建物については、同項第6号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第38号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第17条」を「～第18条」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 法第18条の規定に基づき、川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 法律及び社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第39号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第45条第3項中「第2号から第8号までの」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）に、「耐火建築物又は」を「耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「(同号口)を「をいい、同号口)に改め、「除く。）」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第40号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例

第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第45条第3項第2号から第8号まで」を「第45条第3項各号」に改める。

第14条第1項の表中

「

第45条第3項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物
------------	---	-------

を

「

第45条第3項第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
------------	--	---------------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第41号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第8条第2項中「適用しない」の次に「こととする」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市

長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの

第17条第2項第3号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ」を削る。

第41条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第49条中「第8条第1号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第8条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第8条」を「第8条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第42号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「第42条第3項第1号において同じ」を加える。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「以下

この条において同じ」を加え、同条中第4項を第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げ

る事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの

附則第5項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第43号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例(昭和37年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市営準公営住宅 川崎市特定公共賃貸住宅条例(平成5年川崎市条例第42号)第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅の用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、市営公営住宅に準じて低額所得者に使用させるためのものをいう。

第12条第1項第1号中「市長が別に」及び「連帯保証人の連署する」を削り、同項第2号中「2月分」を「3月分」に改め、同条第6項中「第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号」を「第1項第2号」に改める。

第15条(見出しを含む。)中「市営従前居住者用住宅」を「市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1項第4号に掲げるものを除き、市の負担とする。

第18条第2項を削り、同条第3項中「第1項に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第19条に次の1号及び2項を加える。

(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替

えその他規則で定める修繕に要する費用

2 市長は、前項第4号に掲げる費用のうち、使用者に負担させることが適当でない認められたものについて、その一部又は全部を使用者に負担させないことができる。

3 市が借り上げている市営住宅の修繕費用における前項の適用については、同項中「市長」とあるのは「当該市営住宅の所有者」とする。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用保管の義務等)」を付し、同条第4項ただし書中「次条第4号」を「第22条第4号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 使用者及び同居の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)(以下この条において「使用者等」という。)は、周辺の環境を乱し、又は他の使用者等若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為(以下「迷惑行為」という。)をしてはならない。

2 市長は、使用者等が迷惑行為のうち規則で定めるものを行った場合において、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その行為に関し是正、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第23条第2項中「第3項」を「第19条第1項第4号」に改める。

第24条第1項ただし書中「若しくは」を「又は」に、「又は損害賠償金」を「、第21条第2項又は第25条第3項の規定による損害賠償金、第32条の2第3項に規定する金銭その他の市営住宅の使用に関し生じた本市に対する債務」に改め、同条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改める。

第25条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第21条の2第2項の規定による勧告に従わないとき。

第25条第4項中「第1項第9号」を「第1項第10号」に改める。

第30条の2第1項中「使用者(」の次に「市営準公営住宅、」を加える。

第32条第3項中「かかわらず、」の次に「市営準公営住宅及び」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第12条第1項及び第6項の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の使用者として決定された者について適用し、同日前に市営住宅の使用者として決定された者については、なお従前の例による。

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第44号

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「連帯保証人の連署する」を削る。

第18条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書中「又は」を「、」に改め、「額」の次に「その他の特定公共賃貸住宅の使用に関し生じた本市に対する債務」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 敷金の額が前項ただし書の規定により控除する額に足りない場合は、使用者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用者等の保管義務等)」を付し、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条の次に次の1項を加える。

第21条の2 使用者等は、周辺の環境を乱し、又は他の使用者等若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）をしてはならない。

2 市長は、使用者等が迷惑行為のうち規則で定めるものを行った場合において、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その行為に関し是正、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第26条第1項中「第6号」の次に「及び第7号」を加え、同項ただし書中「第7号」を「第8号」に改め、同項第5号中「第21条及び第22条の規定その他」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第21条の2第2項の規定による勧告に従わないとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第11条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に特定公共賃貸住宅の使用予定者と

決定された者について適用し、同日前に特定公共賃貸住宅の使用予定者と決定された者については、なお従前の例による。

規

則

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第59号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年川崎市規則第112号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第18条」を「～第19条」に改める。第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(災害弔慰金等支給審査委員会)

第17条 川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式

災害援護資金借入申込書

*受付日		*受付番号		*受付者		*貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		(1) 世帯主の負傷 (2) 住居の全壊 (3) 住居の半壊 (4) 家財の損害		被害場所				
返す方法		(1) 年賦 (2) 半年賦 (3) 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	ふりがな			生年月日		年 月 日 (歳)		
	氏名			郵便番号		電話番号		
	ふりがな			〒				
	現住所			勤務先の名称と所在地		電話		
	本籍			職業				
世帯主の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健康	職業	収入(月収)	勤務先・学校名	
収入合計		円		支出合計		円		
資産の状況	土地	(1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居			
	建物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	生活保護		年 月 日から受給(生教住医介) (金額) 円			
負債	(内容)				(金額) 円			
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)				
資金の用途	資金の使い方		総額	円	資金の内訳		合計	
	に		円		災害援護資金で		円	
	に		円		手持資金で		円	
	に		円		その他()で		円	
被災者の状況	被災時の具体的状況				負	傷	全治	月
	住居の被害		(1) 全壊	(2) 半壊				
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
	たんす			電話				
	鏡			畳(畳中で畳が被害)				
	腰掛			障子				
	本箱・本棚			ふすま				
	食器戸棚			小計				
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財				
	下駄箱			品名	現在購入に要する費用	被害額		
	照明器具							
	じゅうたん							
	扇風機							
	石油ストーブ							
	電気やぐらこたつ							
電気冷蔵庫								
電気・ガス炊飯器								
電気洗濯機								
電気掃除機								
ミシン								
電気アイロン								
自転車								
テレビ								
ラジオ								
時計								
ステレオ			小計					
				合計				
資金の振込希望口座								
金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義人(ふりがな)					
支店名	普通・当座							
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。								
年 月 日								
借入申込者						印		
(宛先) 川崎市長								

第3号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金については、次のとおり貸し付けるものと決定いたしましたのでお知らせします。

- 1 貸付番号 第 号
- 2 貸付金額 円
- 3 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 償還方法 年賦・半年賦・月賦
- 6 利 子 無利子
- 7 資金の交付に関する事項と手続について
 - (1) 貸付金交付予定日 年 月 日
 - (2) 振込口座
 - 金融機関名
 - 支店名
 - 預金種目
 - 口座番号
 - 口座名義人
 - (3) 提出するもの
 - ア 同封の借用書
 - イ 借受人の印鑑証明書1通

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第60号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を次のように改める。

(緊急連絡人)

第7条 前条に規定する請書を提出するとき（第14条第5項の規定により請書を提出するときを含む。）は、緊急連絡人（新規・変更）届出書（第4号様式）を併せて届け出なければならない。この場合において、使用者は、緊急連絡人（新規・変更）届出書に緊急連絡人（緊急時等の連絡先として使用者が指定する者をいう。以下同じ。）の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付し提出しなければならない。

(緊急連絡人の変更等)

第8条 使用者は、緊急連絡人が死亡したとき、又は緊急連絡人を変更しようとするときは、新たに緊急連絡人を定めて、緊急連絡人（新規・変更）届出書に緊急連絡人の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付し市長に届け出なければならない。

2 使用者は、緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったときは、緊急連絡人（新規・変更）届出書に変更に係る事項を証明する書類を添付し市長に届け出なければならない。

第10条第2項第3号中「第7号」を「第8号」に、「第10号」を「第11号」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(使用者が費用を負担する修繕)

第13条の2 条例第19条第1項第4号に規定する規則で定める修繕は、別表第1の2のとおりとする。

第14条第3項第3号中「第7号」を「第8号」に、「第10号」を「第11号」に改め、同条第5項後段を削る。

第14条の2中「第20条の2」の次に「、第21条の2第2項」を加える。

第23条を次のように改める。

(勧告の対象となる迷惑行為)

第23条 条例第21条の2第2項に規定する規則で定める迷惑行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) どう喝等の粗暴な又は不当な言動を繰り返すことにより、他の使用者等（条例第21条の2第1項に規定する使用者等をいう。）又は周辺の住民（以下これらをこの条において「近隣住民」という。）に危害を及ぼし、又は精神的苦痛若しくは恐怖感を与える行為
- (2) 大声又は大音量を発し、壁、床等をたたく又は蹴る等により、騒音又は振動を繰り返し発生させることで、近隣住民の日常生活に支障を生じさせ、又は近隣住民に精神的苦痛を与える行為
- (3) ごみ、私物等を放置し、保管し、又は投棄することにより、悪臭又は害虫等を発生させるなど、近隣住民の健康又は生活環境を害する行為
- (4) 犬、猫、鳥等の動物を飼育し、保管する等により、近隣住民に危害を及ぼし、又は近隣住民の健康若しくは生活環境を害する行為
- (5) 前各号に定めるもののほか、近隣住民の日常生活の維持を著しく阻害する行為

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2 (第13条の2関係)

修繕の内容	
1	畳及びふすまの取替え及び修繕
2	内壁、天井、床等の仕上材の張替え、塗替え及び修繕
3	建具及びその附属品（金属製玄関扉にあつては、附属品に限る。）の取替え及び修繕
4	流し台、戸棚、下駄箱、集合郵便受箱、住戸の名札等の取替え及び修繕
5	木製手すり及び木製面格子の取替え及び修繕
6	水栓の取替え及び修繕
7	便器、洗面器等の陶器及び衛生設備の附属品（便座、紙巻器、パッキン類等をいう。）の取替え及び修繕
8	排水設備の附属品（目皿、ストレーナー、わん等をいう。）の取替え及び修繕
9	排水管の詰まりの除去
10	浴室設備及びその附属品の取替え及び修繕
11	ヒューズ、コンセント、スイッチ、照明器具、ローゼット、チャイム、換気扇、電話設備等の取替え及び修繕
12	ごみ置場、車止め等の鍵及び南京錠の取替え及び修繕
13	共用灯の電球及び照明用カバー並びに自動点滅器のスイッチの取替え及び修繕
14	樹木等のせん定及び除草
15	その他住宅及び共同施設の構造上重要でない部分の取替え及び修繕

別表第3中「第12条、」を「第12条（第6項を除く。）、」に改め、「及び第9号」を削り、

「

第12条第1項第1号	別に規則で	別に
第12条第6項	こととし、又は同項第2号に規定する敷金を減免し、若しくは納付の猶予を	ことと

」

を

「

第12条第1項第1号	規則で	別に
------------	-----	----

」

に改める。

別表第4中

「

第7条第1項	前条の	条例第12条第1項第1号の規定による
第8条第1項	連帯保証人変更届（第4号様式）に当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添付し、市長	その旨を川崎市住宅供給公社理事長
第8条第2項	連帯保証人変更届に変更を証明する書類を添付し、市長	川崎市住宅供給公社理事長市長

」

を

第7条	前条に規定する	条例第12条第1項第1号の規定による
	緊急連絡人(新規・変更)届出書(第4号様式)	緊急連絡人に係る届出書
	緊急連絡人(新規・変更)届出書に緊急連絡人(緊急時等の連絡先として使用者が指定する者をいう。以下同じ。)の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付し提出し	その旨を川崎市住宅供給公社理事長に届け出
第8条第1項	緊急連絡人(新規・変更)届出書に緊急連絡人の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付し市長	その旨を川崎市住宅供給公社理事長
第8条第2項	緊急連絡人(新規・変更)届出書に変更に係る事項を証明する書類を添付し市長	その旨を川崎市住宅供給公社理事長

に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式

請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

使用者は、次の市営住宅の使用許可を受けるに当たり、川崎市営住宅条例及び川崎市営住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示を堅く守ることを誓約します。

住 宅 所 在 地	川崎市
住宅名及び号数	住宅
使 用 料	川崎市営住宅条例及び川崎市営住宅条例施行規則に基づいて決定された額
敷 金	円 (入居時使用料の3月分)

使 用 者	住 所 _____ 使用者氏名 _____ 印
-------------	--------------------------------

第4号様式

押印欄

緊急連絡人（新規・変更）届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 _____

_____ 住宅 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

川崎市営住宅条例施行規則第7条又は第8条の規定に基づき、次のとおり届けます。

区 分		<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 変更	
新 規	緊急連絡人	住所			
		氏名	電話番号		
		使用者との関係 ()			
変 更	(変更前)	住所			
		氏名	電話番号		
	(変更後)	住所			
		氏名	電話番号		
理 由					

- (注) 1 この届出書には、緊急連絡人の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付してください。
- 2 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったときは、変更に係る事項を証明する書類を添付してください。
- 3 使用者と連絡がとれないときは、次の事項について、緊急連絡人に協力をお願いします場合があります。
- (1) 使用者の所在が確認できない場合に、使用者の安否を確認すること。
 - (2) 使用者が滞納した場合に、使用者にその旨を伝えること。
 - (3) その他使用者による対応が必要な場合に、使用者にその旨を伝えること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第61号

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年川崎市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第26条第1項第7号」を「第26条第1項第8号」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（緊急連絡人）

第9条 前条に規定する請書を提出するとき（第26条第1項の規定により特定公共賃貸住宅使用权承継許可申請書を提出するときを含む。）は、緊急連絡人（新規・変更）届出書（第4号様式）を併せて届け出なければならない。この場合において、使用者は、緊急連絡人（新規・変更）届出書に緊急連絡人（緊急時等の連絡先として使用者が指定する者をいう。以下同じ。）の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付し提出しなければならない。

（緊急連絡人の変更等）

第10条 使用者は、緊急連絡人が死亡したとき、又は緊急連絡人を変更しようとするときは、新たに緊急連絡人を定めて、緊急連絡人（新規・変更）届出書に緊急連絡人の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付し市長に届け出なければならない。

2 使用者は、緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったときは、緊急連絡人（新規・変更）届出書に変更に係る事項を証明する書類を添付し市長に届け出なければならない。

第20条中「次に掲げるもの」を「別表第4のとおり」に改め、各号を削る。

第21条中「第21条第5項」を「第21条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勧告の対象となる迷惑行為）

第21条の2 条例第21条の2第2項に規定する規則で定める迷惑行為は、次に掲げる行為とする。

(1) どう喝等の粗暴な又は不当な言動を繰り返すことにより、他の使用者等（条例第21条の2第1項に規定する使用者等をいう。）又は周辺の住民（以下これらをこの条において「近隣住民」という。）に危害を及ぼし、又は精神的苦痛若しくは恐怖感を与える行為

(2) 大声又は大音量を発生し、壁、床等をたたく又は蹴る等により、騒音又は振動を繰り返し発生させることで、近隣住民の日常生活に支障を生じさせ、又は近隣住民に精神的苦痛を与える行為

(3) ごみ、私物等を放置し、保管し、又は投棄することにより、悪臭又は害虫等を発生させるなど、近隣住民の健康又は生活環境を害する行為

(4) 犬、猫、鳥等の動物を飼育し、保管する等により、近隣住民に危害を及ぼし、又は近隣住民の健康若しくは生活環境を害する行為

(5) 前各号に定めるもののほか、近隣住民の日常生活の維持を著しく阻害する行為

第28条中「第26条第1項第7号」を「第26条第1項第8号」に改める。

第29条中「第8条第1項」の次に「、第21条の2第2項」を加える。

別表に次の1表を加える。

別表第4 (第20条関係)

修繕に要する費用の内容

- 1 畳の表替え、ふすまの張替え並びにこれらの取替え及び修繕に要する費用
- 2 破損ガラスの取替えに要する費用
- 3 内壁、天井、床等の仕上材の張替え、塗替え及び修繕に要する費用
- 4 建具及びその附属品（金属製玄関扉にあっては、附属品に限る。）の取替え及び修繕に要する費用
- 5 流し台、戸棚、下駄箱、集合郵便受箱、住戸の名札等の取替え及び修繕に要する費用
- 6 木製手すり及び木製面格子の取替え及び修繕に要する費用
- 7 水栓の取替え及び修繕に要する費用
- 8 便器、洗面器等の陶器及び衛生設備の附属品（便座、紙巻器、パッキン類等をいう。）の取替え及び修繕に要する費用
- 9 排水設備の附属品（目皿、ストレーナー、わん等をいう。）の取替え及び修繕に要する費用
- 10 排水管の詰まりの除去に要する費用
- 11 浴室設備及びその附属品の取替え及び修繕に要する費用
- 12 ヒューズ、コンセント、スイッチ、照明器具、ローゼット、チャイム、換気扇、電話設備等の取替え及び修繕に要する費用
- 13 ごみ置場、車止め等の鍵及び南京錠の取替え及び修繕に要する費用
- 14 共用灯の電球及び照明用カバー並びに自動点滅器のスイッチの取替え及び修繕に要する費用
- 15 樹木等のせん定及び除草に要する費用
- 16 その他特定公共賃貸住宅及び共同施設の構造上重要でない部分の取替え及び修繕に要する費用

様式目次

「

3	連帯保証人変更承認申請書	第10条第1項
4	連帯保証人住所・氏名変更届	第10条第2項

」

を

「

3	削除	
4	緊急連絡人（新規・変更）届出書	第9条、第10条

」

に改める。

第2号様式から第4号様式まで及び第22号様式（裏）を次のように改める

第2号様式

請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

使用者は、次の特定公共賃貸住宅の使用許可を受けた上は、川崎市特定公共賃貸住宅条例、川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守り、使用料（使用料の減額を受ける者にあつては、使用者負担額）を必ず毎月末日までにその月分を支払い、滞納することのないように約束します。

住宅所在地	川崎市 区
住 宅 名	住宅 号
住宅使用料	月額 円
敷 金	円（使用料の3月分）

住 所

使用者氏名

印

第3号様式 削除

第4号様式

押印欄

緊急連絡人（新規・変更）届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 _____

_____住宅 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条又は第10条の規定に基づき、次のとおり届けます。

区 分		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
新 規	緊急連絡人	住所	
		氏名	電話番号
		使用者との関係 ()	
変 更	(変更前)	住所	
		氏名	電話番号
	(変更後)	住所	
		氏名	電話番号
理 由		使用者との関係 ()	

- (注) 1 この届出書には、緊急連絡人の住民票の写し又はこれに代わる書類を添付してください。
- 2 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったときは、変更に係る事項を証明する書類を添付してください。
- 3 使用者と連絡がとれないときは、次の事項について、緊急連絡人に協力をお願いします。
- (1) 使用者の所在が確認できない場合に、使用者の安否を確認すること。
 - (2) 使用者が滞納した場合に、使用者にその旨を伝えること。
 - (3) その他使用者による対応が必要な場合に、使用者にその旨を伝えること。

第22号様式

(裏)

請

書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

承継人は、次の特定公共賃貸住宅の使用許可を受けた上は、川崎市特定公共賃貸住宅条例、川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守り、また、被承継人に属する全ての義務を同時に承継し、使用料（使用料の減額を受ける者にあつては、使用者負担額）を必ず毎月末日までにその月分を支払い、滞納することのないように約束します。

住宅所在地	川崎市 区
住宅名	住宅 号
住宅使用料	月額 円
敷 金	円（使用料の3月分）

住 所

申請者（承継人）

印

第23号様式(裏)第8項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 使用者又は同居の親族が迷惑行為に関する勧告に従わないとき。

第24号様式中「あて先」を「宛先」に、「及び」を「、」に、「損害賠償金」を「損害賠償金等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第62号

川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第14条並びに同条において準用する川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条(同条第4項を除く。)及び第14条の3の規定に基づき、会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義及び字句の意味)

第2条 この規則で使用する用語の意義及び字句の意味は、条例で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(支給対象とならない者)

第3条 条例第14条に規定する規則で定める者は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者とする。

(1) 当該会計年度(6月に支給する期末手当にあつては、前会計年度(12月2日から3月31日までの期間に限る。)の期間を含む。)内において、条例若しくは給与条例の適用を受ける職員又は川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号。以下「公営企業職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(特別職非常勤職員を除く。)として任用される期間(次に掲げる期間を除く。)が通算して6箇月に満たない者

ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間

イ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員とし

て在職した期間

ウ 基準日前1箇月以内に退職し、公営企業職員給与条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間

(2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者(前号に規定する者を除く。)

(3) 川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号。以下「期末勤勉手当規則」という。)第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合の支給対象者)

第4条 条例第14条において準用する給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は公営企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員(当該基準日において期末手当の支給の対象となる者に限る。)となった職員

(在職期間)

第5条 条例第14条において準用する給与条例第14条第2項に規定する在職期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は公営企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間(以下「期末手当に係る在職期間」という。)とする。

2 期末手当に係る在職期間の算定については、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末勤勉手当規則第3条第2項第1号、第4号及び第7号に掲げる期間を除算する。

第6条 次の各号に掲げる職員として在職した期間は、期末手当に係る在職期間に通算する。この場合において、当該各号に掲げる期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(1) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間(基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員として在職した期間を除く。)

(2) 公営企業職員給与条例の適用を受ける職員(非常勤職員(公営企業職員給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務職員を除く。))を除く。)として在職した期間(基準日前1箇月以内に退職し、公営企業職員給与条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る職員

として在職した期間を除く。)

(一時差止処分に係る在職期間)

第7条 条例第14条において準用する給与条例第14条の2及び第14条の3に規定する在職期間は、条例又は公営企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条各号に掲げる職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(期末手当基礎額)

第8条 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員に限る。)について、条例第14条において読み替えて準用する給与条例第14条第3項に規定する規則で定める給料及び地域手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料を月額で定める場合 給料及び地域手当の月額

(2) 給料を日額又は時間額で定める場合 任命権者が定める方法により、給料及び地域手当の日額又は時間額を1箇月当たりの額に換算した額

2 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)について、条例第14条において読み替えて準用する給与条例第14条第3項に規定する規則で定める報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める場合 基本報酬及び地域手当に相当する報酬の月額

(2) 基本報酬を日額又は時間額で定める場合 任命権者が定める方法により、基本報酬及び地域手当に相当する報酬の日額又は時間額を1箇月当たりの額に換算した額

(給与条例の適用を受ける職員の例による事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給に関する事項については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(その他必要事項)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年6月に支給する期末手当に関する第3条第1号及び第6条第1号の適用については、第3条第1号及び第6条第1号に規定する給与条例の適用を受ける職員には、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年川崎市条例第3号)第8条の規定による改正前の給与条例第18条の規定により人事委員会の承認

を得て期末手当の支給の対象となる臨時職員を含むものとする。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第63号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第46号様式(1)(表)を次のように改める。

第46号様式(1)

(表)

年度分 市民税 申告書

表

(宛先) 川崎市長 年月日 提出	現在の住所 年1月1日の住所 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	資料番号	印	年度区分
職業	電話番号 ()	世帯主の氏名	世帯主との続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	A			
	B			
	C			
	合計額(A+B+C)			
⑫ 生命保険料控除	A 新生命保険料の計		円	B 旧生命保険料の計
	C 新個人年金保険料の計		円	D 旧個人年金保険料の計
	E 介護医療保険料の計		円	
⑬ 地震保険料控除	A 地震保険料の計	円	B 旧長期損害保険料の計	円
⑭～⑮ 寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除	⑭ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 ⑮ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)			
⑯ 障害者控除	フリガナ	氏名	障害の程度	続柄
	個人番号			
⑰～⑱ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	フリガナ	氏名	配偶者の合計所得金額	円
	個人番号			
⑲ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	個人番号			
	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	個人番号			
⑳ 16歳未満児童の扶養親族	フリガナ	氏名	生年月日	平・令
	個人番号			
	フリガナ	氏名	生年月日	平・令

別居の同一生計配偶者・扶養親族がいる場合には、裏面「14」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉒ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉓ 医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補填される金額

1 事業	営業等	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
2 不動産	配当	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
	雑											
3 雑	公的年金等											
4 雑	その他											
5 雑	短期											
6 雑	長期											
7 雑	一時											
8 雑	総合計											
9 雑	社会保険料控除	⑩										
10 雑	小規模企業等	⑪										
11 雑	生命保険料控除	⑫										
12 雑	地震保険料控除	⑬										
13 雑	寡婦(寡夫)控除	⑭										
14 雑	勤労学生、障害者控除	⑮～⑯										
15 雑	配偶者控除	⑰										
16 雑	配偶者特別控除	⑱										
17 雑	扶養控除	⑲										
18 雑	基礎控除	⑳										330,000
19 雑	⑩から⑳までの計	㉑										
20 雑	雑損控除	㉒										
21 雑	医療費控除	㉓										
22 雑	合計	㉔										

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（ 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

作成税理士氏名 () 印
電話番号 ()

本人確認	申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(代理権確認: <input type="checkbox"/> 委任状等 <input type="checkbox"/> その他)	番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード・通知カード <input type="checkbox"/> 市税端末・機構確認 <input type="checkbox"/> その他							
専従給与	専従給与	その他雑	身元確認	<input type="checkbox"/> 1点での書類(個人番号カード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 複数提示書類(保険証等) <input type="checkbox"/> その他							
所得控除	生保	本人該当	未成年	勤労学生	控配	年少	扶養	特別	徴収	未納	作成
源泉徴収額	地保	本人該当	寡婦寡夫	障害者	扶養親族	老人	障害	内同居	生活	扶助	補充
								その他	無収入		

(切り取らないでください。)

年度分 市民税 申告書受付書

交付印

別表第46号様式 (1) (裏) 中

「

都道府県、市区町村分	円	条 例 指 定 分	川 崎 市
神奈川県共同募金会、日赤 神奈川県支部分			神奈川県

」

を

「

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円	条 例 指 定 分	神奈川県
神奈川県共同募金会、日赤神奈川県支部分、 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)			川 崎 市

」

に、

「

明・大 昭・平	・	・	・
明・大 昭・平	・	・	・
明・大 昭・平	・	・	・

」

を

「

明・大・昭 平・令	・	・	・
明・大・昭 平・令	・	・	・
明・大・昭 平・令	・	・	・

」

に改める。

別表第46号様式 (3) 中

「

明・大 昭・平	・	・
------------	---	---

」

を

「

明・大・昭 平・令	・	・
--------------	---	---

」

に、

「

明・大・昭・平	・	・
---------	---	---

」

を

「

明・大・昭・平・令	・	・
-----------	---	---

」

に、

「

平	・	・
---	---	---

」

を

「

平・令	・	・
-----	---	---

」

に改める。

別表第46号様式(5)及び第46号様式(6)を次のように改める。

第46号様式(5)

年度分 市民税 寄附金税額控除申告書(1)
県民税

整理番号	
資料番号	
作成区分	

(宛先) 川崎市長 年 月 日 提出	住 所	フリガナ 氏名	印
	個人番号		
	年1月1日 現在の住所	生年月日 明・大・昭 平・令	
		電話番号	

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(特例控除対象)

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2 神奈川県共同募金会若しくは日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附金又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金(特例控除対象以外)

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3 神奈川県又は川崎市の条例で指定された寄附金

(注) 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は、別途「市民税・県民税寄附金税額控除申告書(2)」を提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	神奈川県 川崎市	円
	神奈川県 川崎市	
	神奈川県 川崎市	
計	神奈川県分 川崎市分	

(切り取らないでください。)

年度分 市民税 寄附金税額控除申告書(1) 受付書
県民税



第46号様式(6)

年度分 市民税 寄附金税額控除申告書(2)
 県民税
 (特定非営利活動法人に対する寄附金用)

整理番号	
資料番号	
作成区分	

(宛先) 川崎市長 年月日 提出	住所	フリガナ	印
	個人番号	氏名	
	年1月1日 現在の住所	生年月日	明・大・昭 平・令
		電話番号	

あなたが前年中に神奈川県又は川崎市の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。))を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等は、別途「市民税・県民税申告書」又は「市民税・県民税寄附金税額控除申告書(1)」を提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	神奈川県 ・ 川 崎 市	円
	神奈川県 ・ 川 崎 市	
	神奈川県 ・ 川 崎 市	
	計	
	神奈川県分	
	川 崎 市 分	

(切り取らないでください。)

年度分 市民税 寄附金税額控除申告書(2) 受付書
 県民税
 (特定非営利活動法人に対する寄附金用)



附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第64号

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走実施規則(昭和37年川崎市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第65号

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成5年川崎市規則第108号)の一部を次のように改正する。

別表第1月額使用料の欄中「99,800円」を「88,400円」に、「127,400円」を「109,000円」に、「122,000円」を「105,000円」に、「120,000円」を「107,100円」に改める。

別表第3中野島多摩川住宅(2号館)の項中「49,900円」を「44,200円」に、「69,900円」を「61,900円」に、「84,900円」を「75,200円」に改め、同表中野島多摩川住宅(3号館)の項中「49,900円」を「44,200円」に、「69,900円」を「61,900円」に、「84,900円」を「75,200円」に改め、同表千年新町住宅(5号館)の項中「70,100円」を「60,000円」に、「82,900円」を「70,900円」に、「95,600円」を「81,800円」に、「108,300円」を「92,700円」に、「127,400円」を「109,000円」に改め、同表千年新町住宅(3号館)の項中「67,100円」を「57,800円」に、「79,300円」を「68,300円」に、「91,500円」を「78,800円」に、「103,700円」を「89,300円」に、「122,000円」

を「105,000円」に改め、同表宿河原東住宅(2号館)の項中「66,000円」を「59,000円」に、「78,000円」を「69,700円」に、「90,000円」を「80,400円」に、「102,000円」を「91,100円」に、「120,000円」を「107,100円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則別表第1及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料及び使用者負担額について適用し、同日前の使用に係る使用料及び使用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に、中野島多摩川住宅(2号館)、中野島多摩川住宅(3号館)、千年新町住宅(5号館)、千年新町住宅(3号館)及び宿河原東住宅(2号館)を使用している者のこの規則の施行前に使用者負担額として決定された次の表の左欄に掲げる額は、令和2年1月分から同年9月分までに限り、改正後の規則の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額に決定されたものとみなす。

令和元年12月分の使用者負担額	令和2年1月分から同年9月分までの使用者負担額
99,800円	88,400円
110,600円	98,900円
113,000円	101,000円
120,000円	107,100円
120,500円	103,800円
120,900円	104,100円
121,900円	104,900円
122,000円	105,000円
127,400円	109,000円

告 示

川崎市告示第415号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年12月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第416号

道路の区域の変更に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月18日から令和2年1月8日まで一般の縦覧に供します。
令和元年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	細 山 第14号線	川崎市麻生区細山1丁目202番10先 川崎市麻生区細山1丁目203番1先	1.82 ～ 3.50	63.71	
新	細 山 第14号線	川崎市麻生区細山1丁目202番15先 川崎市麻生区細山1丁目203番5先	4.00 ～ 4.90	63.71	

川崎市告示第417号

道路供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月18日から開始します。
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月18日から令和2年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
細 山 第14号線	川崎市麻生区細山1丁目202番15先 川崎市麻生区細山1丁目203番5先	

川崎市告示第418号

道路の区域の変更に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月18日から令和2年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	長 沢 第71号線	川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先	2.73	44.28	
新	長 沢 第71号線	川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先	3.81 ～ 4.48	44.28	
旧	長 沢 第72号線	川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先	2.73	23.69	
新	長 沢 第72号線	川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先 川崎市多摩区长沢3丁目8813番1先	3.81	23.69	

川崎市告示第419号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月19日から令和2年1月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	市ノ坪 第35号線	川崎市中原区中丸子 251番3先	3.64	35.46	
		川崎市中原区中丸子 251番3先			
新	市ノ坪 第35号線	川崎市中原区中丸子 251番1先	3.82	35.46	
		川崎市中原区中丸子 251番1先			

川崎市告示第420号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月19日から令和2年1月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
市ノ坪 第35号線	川崎市中原区中丸子251番1先	
	川崎市中原区中丸子251番1先	

川崎市告示第421号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
60	下小田中 第229号線	中原区下小田中6丁目840番1先		
		中原区下小田中6丁目840番11先		
61	宮 内 第217号線	中原区宮内3丁目381番6先		
		中原区宮内3丁目416番11先		
62	登 戸 第358号線	多摩区登戸733番1先		
		多摩区登戸721番19先		
63	登 戸 第359号線	多摩区登戸721番22先		
		多摩区登戸721番30先		
64	東 生 田 第107号線	多摩区東生田3丁目9340番1先		
		多摩区東生田3丁目9467番先		
65	細 山 第294号線	麻生区細山1丁目202番15先		
		麻生区細山1丁目202番3先		

川崎市告示第422号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月19日から令和2年1月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終 点				
60	下小田中 第229号線	中原区下小田中6丁目840番1先		4.50	30.53	
		中原区下小田中6丁目840番11先				
61	宮 内 第217号線	中原区宮内3丁目381番6先		4.50	33.25	
		中原区宮内3丁目416番11先				
62	登 戸 第358号線	多摩区登戸733番1先		6.00	60.14	
		多摩区登戸721番19先				
63	登 戸 第359号線	多摩区登戸721番22先		6.00	35.17	
		多摩区登戸721番30先				
64	東 生 田 第107号線	多摩区東生田3丁目9340番1先		1.82	33.13	
		多摩区東生田3丁目9467番先				
65	細 山 第294号線	麻生区細山1丁目202番15先		4.50	20.14	
		麻生区細山1丁目202番3先				

川崎市告示第423号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和元年12月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年12月19日から令和2年1月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
60	下小田中第229号線	中原区下小田中6丁目840番1先	
		中原区下小田中6丁目840番11先	
61	宮内第217号線	中原区宮内3丁目381番6先	
		中原区宮内3丁目416番11先	
62	登戸第358号線	多摩区登戸733番1先	
		多摩区登戸721番19先	
63	登戸第359号線	多摩区登戸721番22先	
		多摩区登戸721番30先	
64	東生田第107号線	多摩区東生田3丁目9340番1先	
		多摩区東生田3丁目9467番先	
65	細山第294号線	麻生区細山1丁目202番15先	
		麻生区細山1丁目202番3先	

川崎市告示第424号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
66	東生田第48号線	多摩区東生田3丁目9399番先	
		多摩区東生田3丁目9340番1先	
67	菅稲田堤第39号線	多摩区菅稲田堤2丁目3128番先	
		多摩区菅稲田堤2丁目3128番先	
68	千代ヶ丘第100号線	麻生区千代ヶ丘5丁目1番43先	
		麻生区千代ヶ丘5丁目1番1先	
69	岡上第8号線	麻生区岡上27番3先	
		麻生区岡上37番先	

川崎市告示第425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市緑化センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市緑化センター条例（昭和54年川崎市条例第22号）第4条第3項の規定により告示します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市緑化センター 川崎市多摩区宿河原6丁目14番1号
指定管理者	(所在地) 東京都世田谷区玉川 2丁目2番1号 (名称) 株式会社石勝エクステリア (代表者名) 代表取締役社長 細井 俊宏
指定期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

川崎市告示第426号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、(施設名)の指定管理者を次のとおり指定しましたので、都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の2第3項の規定により告示します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	富士見公園南側(川崎富士見球技場他) 川崎市川崎区富士見2丁目地内
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区末長四丁目 8番52号 (名称) 川崎フロンターレ・東急 コミュニティー共同事業体 (代表者名) 株式会社川崎フロンターレ 代表取締役社長 藁科 義弘
指定期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

川崎市告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第431号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市営霊園（緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園）の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市墓地条例（昭和31年川崎市条例第5号）第1条の2第3項及び川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）第1条の2第3項の規定により告示します。

令和元年12月23日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(名 称) 川崎市営霊園 (緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園) (所在地) 川崎市高津区下作延1241番地 (緑ヶ丘霊園) 川崎市麻生区早野732番地 (早野聖地公園)
指定管理者	(所 在 地) 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 (名 称) 川崎市営霊園パートナーズ (代表者名) 西武造園株式会社 取締役社長 大嶋 聡
指定期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

川崎市告示第432号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市とどろきアリーナの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）第4条第3項の規定により告示します。

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設 の名称及び所在地	川崎市とどろきアリーナ 川崎市中原区等々力1番3号
指定管理者	(所在地) 東京都品川区東品川 4丁目10番1号 (名称) とどろきスポーツ文化 パートナーズ (代表者名) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 落合 昭
指定期間	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで

川崎市告示第437号

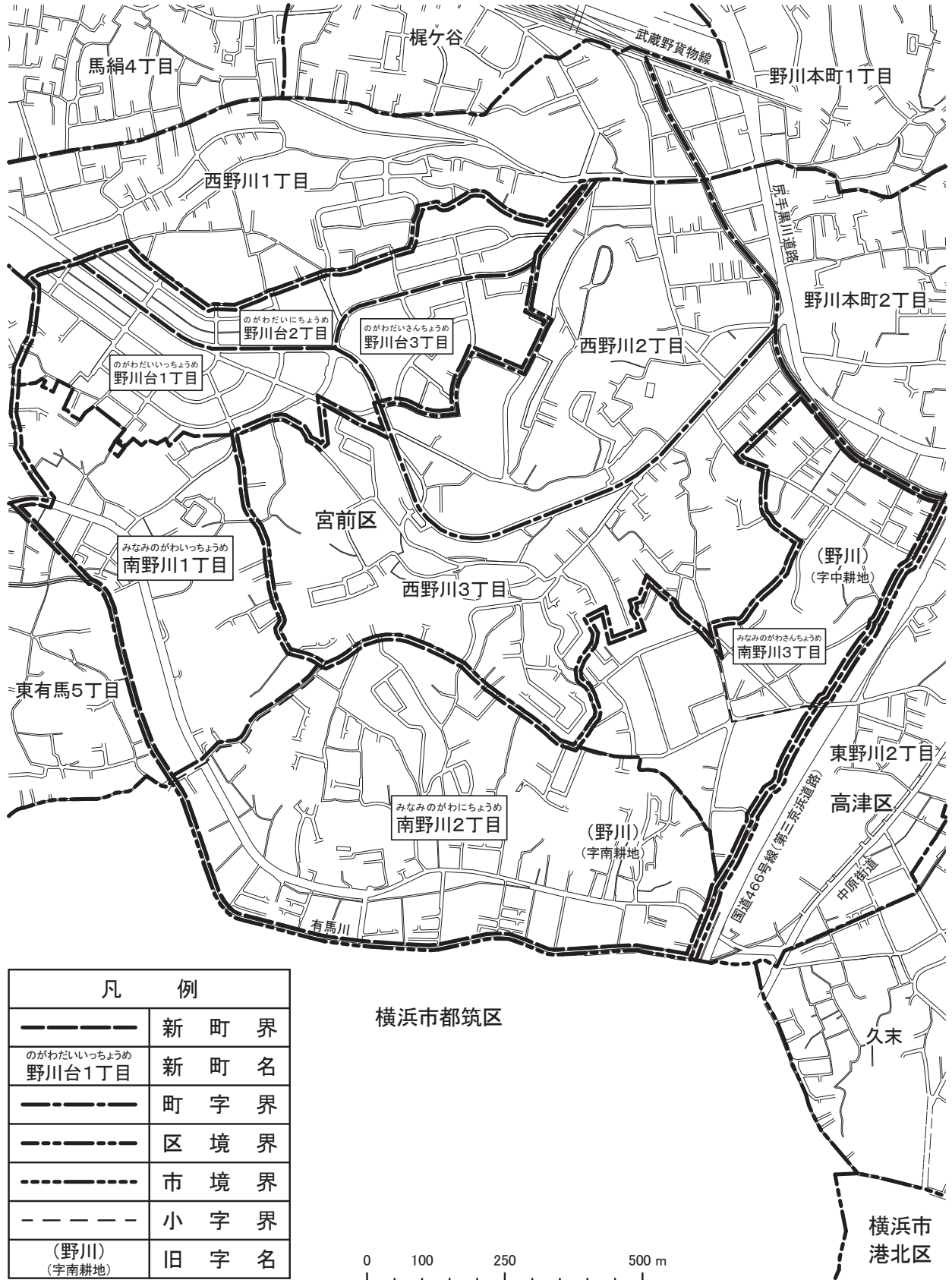
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

別図 (町区域の設定図)



町区域の設定調書

町区域の設定

新町名	左に含まれる現在の区域
野川台1丁目 <small>のがわだいちゅうめ</small>	野川字西耕地の一部
野川台2丁目 <small>のがわだいにちゅうめ</small>	野川字西耕地の一部
野川台3丁目 <small>のがわだいさんちゅうめ</small>	野川字西耕地の一部
南野川1丁目 <small>みなみのがわいちゅうめ</small>	野川字西耕地の一部
南野川2丁目 <small>みなみのがわにちゅうめ</small>	野川字南耕地の一部
南野川3丁目 <small>みなみのがわさんちゅうめ</small>	野川字中耕地 野川字南耕地の一部

川崎市告示第438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市民プラザの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市民プラザ条例（平成23年川崎市条例第18号）第4条第3項の規定により告示します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設 の名称及び所在地	川崎市民プラザ 川崎市高津区新作1丁目19番1号
指定管理者	(所在地) 東京都千代田区麹町 五丁目1番地 (名称) 川崎みらい創造グループ (代表者名) 株式会社コングレ 代表取締役社長 武内 紀子
指定期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

川崎市告示第439号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和元年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市長 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第440号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 8件
イ 上下水道事業管理者 2件
ウ 消防長 1件
エ 教育委員会 2件

(2) 外部提供

ア 市長 17件
イ 上下水道事業管理者 4件
ウ 病院事業管理者 1件
エ 消防長 4件
オ 教育委員会 4件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第441号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和元年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
北條裕美子	ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町 1-18-5-2F

川崎市告示第442号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和元年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	山岡 佳太	田園二子 クリニック	川崎市高津区溝口 2-16-5
変更後	高崎 啓孝		アイビー溝の口ビル2階
変更前	木村 謙介	きむら内科 クリニック	川崎市麻生区片平 5-24-15
変更後			川崎市麻生区五力田 2-14-6

川崎市告示第443号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和2年1月6日から適用する。

令和元年12月27日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

「

名称		利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級荷 さばき地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方 メートル 20,897
		専用利用	〃	46,697
	2級荷 さばき地	専用利用	〃	23,944

」

を

「

名称		利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級荷 さばき地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方 メートル 20,897
		専用利用	〃	48,264
	2級荷 さばき地	専用利用	〃	23,944

」

に改める。

別表24軌道走行式荷役機械第2号中

「

名称	位置	形式	定格荷重	基数
トランス ファー クレーン 1号機	川崎区 東扇島 92番地	電動式、軌道走 行式、クラブト ロリー式橋型コ ンテナクレーン	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 2号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 3号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 4号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 5号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1

川崎コ ンテナ	トランス ファー クレーン 6号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
	トランス ファー クレーン 7号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
	トランス ファー クレーン 8号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1

」

を

「

名称	位置	形式	定格荷重	基数
トランス ファー クレーン 1号機	川崎区 東扇島 92番地	電動式、軌道走 行式、クラブト ロリー式橋型コ ンテナクレーン	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 2号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 3号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 4号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 5号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1
トランス ファー クレーン 6号機	〃	〃	コンテナ 40.6トン 重量物 55.1トン	1

」

に改める。

別表25電気施設第1号中

「

	名称	位置	設備容量	基数
川崎 コンテナ	第1レーン 冷凍用コンセント	川崎市 東扇島 92番地	三相式、 440ボルト、 32アンペア	69
	第2レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	69
	第3レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	69
	第4レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	78

」

を

「

	名称	位置	設備容量	基数
川崎 コンテナ	第1レーン 冷凍用コンセント	川崎区 東扇島 92番地	三 相 式、 440ボルト、 32アンペア	69
	第2レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	69
	第3レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	69
	第4レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	78
	第5レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	24
	第6レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	24
	第7レーン 冷凍用コンセント	〃	〃	24

」

に改める。

公 告

川崎市公告第466号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川河川敷(中瀬地区ほか)台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区中瀬1丁目地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年5月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月14日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川河川敷(小向仲野町地区ほか)台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年5月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月14日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 多摩川河川敷(宇奈根地区ほか)台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市高津区宇奈根地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年5月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月15日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川河川敷(二子地区ほか)台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市高津区二子1丁目地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年5月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月15日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川河川敷(古市場地区)台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市幸区古市場地内
	履 行 期 限 契約の日から令和2年10月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「A」で登録されていること。</p>

参 加 資 格	<p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 多摩川河川敷(上平間地区ほか)台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上平間地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年10月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月20日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	多摩川河川敷(丸子橋地区ほか)台風19号災害復旧工事
	履行場所	川崎市中原区上丸子八幡町地内ほか
	履行期限	契約の日から令和2年10月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年1月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩川河川敷（諏訪地区ほか）台風19号災害復旧工事
	履 行 場 所	川崎市高津区諏訪2丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年10月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年1月20日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内市道尻手黒川線道路修繕(舗装)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋1丁目4番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年1月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	市道多摩第3号線舗装道補修(切削その2)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区布田31番地先他2箇所
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月15日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第467号

令和元年12月18日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	東小倉小学校校舎増築昇降機設備工事
	履行場所	川崎市幸区東小倉1番1号
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年1月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生六丁目973番2
ほか2筆の一部
1,694平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：14戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成31年4月17日
川崎市指令 ま宅審（イ）第8号
令和1年10月29日
川崎市指令 ま宅審（イ）第78号（変更）

川崎市公告第469号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
令和2～4年度川崎市立東柿生小学校給食調理等業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市立東柿生小学校
 - (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和5年3月24日まで
 - (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給

食サービス」で掲載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
 - ア 令和元年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和元年11月末日現在において不履行のないこと。
 - イ 平成28、29、30年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和元年度の実績が3校以上あつて令和元年11月末日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～4年度川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」（アドレス<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、小林担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

ファックス：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和元年12月19日（木）から令和元年12月25日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和2年1月7日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和2年1月7日(火)～令和2年1月10日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和2年1月17日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるため必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立

ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月24日(金)午後3時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第470号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和2～4年度川崎市立聾学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立聾学校
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和5年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和元年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和元年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成28、29、30年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和元年度の受託実績が3校以上あつて令和元年11月末日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～4年度川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」（アドレス<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、小林担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
ファックス：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和元年12月19日（木）から令和元年12月25日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和2年1月7日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和2年1月7日（火）～令和2年1月10日（金）（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。）

(3) 回答予定日

令和2年1月17日（金）午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月24日（金） 午後4時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約開

係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第471号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和元年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 入札物件（一時貸付物件）
 - 一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、別表のとおりです。
- 2 貸付期間
 - 物件番号1、2

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、市有財産の余裕部分を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う資力、能力等を有すること。
- (6) 平成29年度及び平成30年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはで

きません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、別表に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 飲料用の自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131kWh／年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

(5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとする（財産管理者が認めた場合を除く。）。

なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。なお、生田の天然水恵水は、販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格を参考価格とします。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

5 入札案内書（入札参加申込書を含む。）の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案内書（入札参加申込書等）を配布します。

(1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2086

(2) 配布期間 令和元年12月19日（木）から

令和2年1月17日（金）まで

6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

(1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

オ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）

カ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

キ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成29年度及び平成30年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ク 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ エ～キの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

エ 印鑑登録証明書

オ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出してください。

カ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

キ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

ク 市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

(ア) 市民税・県民税

平成29年度及び平成30年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成29年度及び平成30年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ケ 確定申告の提出書類の写し（直前決算2年間分）

※ エ～クの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記5 (1) に同じ

(2) 提出期間 令和2年1月14日（火）から
令和2年1月17日（金）まで
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

(3) 提出方法 持参

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料（消費税及び地方消費税の額を含まないもの）を記入してください。入札書の提出は持参によるもの

とします。

ア 入札書の提出日時

令和2年1月29日（水）午後2時

イ 入札書の提出場所

明治安田生命川崎ビル10階会議室

川崎市川崎区宮本町6番地

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 上記(1)アに同じ

(4) 開札の場所 上記(1)イに同じ

(5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格（最低貸付料）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。

(6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約条項 入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 入札案内書に記載してあります。

(4) 契約の締結期限 令和2年2月27日（木）

(5) 契約の締結 本件契約を締結しない場合、落札者の決定が取消しとなります。

(6) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあります。

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

上記5(1)に同じ

別表

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 1

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成30年度の売上数量(本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)	
633	久末表B市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 044-200-2951)	高津区久末 1938-1	2.00 m ²	非課税	・電気工事等(新規) (別記1)	飲料(缶・ペットボトル)	新規	3,000	8,000
634	中野島多摩川市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 044-200-2951)	多摩区中野島5丁目 1823-1 (住居表示: 多摩区中野島5丁目2)	2.00 m ²	非課税	・電気料(別記2)	飲料(缶・ペットボトル)	新規	5,000	

[別記1]

当該設置場所は電源設備がないため、近隣の電柱等から電気を引き込む等、電力会社と独自に契約を行い、借受人の負担により、電力供給に必要な設備(支柱等)の調達及び工事を行うこと。設置した電気設備については、貸付人が認めた場合を除き、貸付期間の終了時まで撤去し、原状に回復すること。

[別記2]

当該設置場所は、次の条件に従って、集会所の電源コンセントを使用すること。①電気料金の支払い方法(借受人の負担による子メーター設置又は入札案内書2ページの電気料表の使用等)について自治会と協議の上、協定書を取り交わすこと。支払い方法によっては、子メーターを設置すること。②電気料の支払い方法にあたっては、自治会の負担が極力発生しないようにすること。

物件番号 2

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成30年度の売上数量(本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)	
635	麻生区役所柿生分庁舎1階 (麻生区役所まちづくり推進部総務課 044-965-5108)	麻生区上麻生6丁目 433-6 (住居表示: 麻生区上麻生6丁目29-18)	1.5 m ²	課税	・生田の天然水恵水 (別記1)	飲料(缶・ペットボトル)	新規	8,000	22,000
636	麻生市民館岡上分館1階 (麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課岡上地区担当 044-988-0268)	麻生区岡上286-1	1.5 m ²	課税		飲料(缶・ペットボトル)	新規	10,000	
637	多摩消防署宿河原出張所1階 (消防局総務部施設設備課 044-223-2550)	多摩区宿河原3丁目 524-2(住居表示: 多摩区宿河原3丁目12-1)	1.5 m ²	課税		飲料(缶・ペットボトル)	新規	4,000	

[別記1]

川崎市上下水道局において製造する生田の天然水恵水を1区画以上設置すること。販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格とすること。なお、販売事業者の販売するとき(川崎市上下水道局と販売契約を締結していただきます)の価格は、87円となります。

川崎市公告第472号

川崎市立柿生小学校校舎増築事業に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立柿生小学校校舎増築事業に係る条例環境影響評価審査書

令和元年12月

川 崎 市

目 次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 緑（緑の質、緑の量）

ウ 騒音・振動

エ 廃棄物等（建設発生土）

オ 景観

カ 日照障害

キ テレビ受信障害

ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

(3) 環境配慮項目に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

はじめに

川崎市立柿生小学校校舎増築事業は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区片平3丁目3番1号の約1.4haの区域において、地上3階建ての小学校校舎を増築するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和元年9月6日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：川崎市立柿生小学校校舎増築事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：麻生区片平3丁目3番1号

区域面積：約13,827㎡

用途地域：第一種低層住居専用地域、準住居地域

(4) 計画の概要

ア 目的

小学校校舎の増築

イ 土地利用計画

土地利用区分	面積（㎡）	構成比（％）	
建築物	約5,000	36	
	増 築	約1,160	8
	既 存	約3,840	28
緑化地	約1,998	14	
	新 設	約682	5
	既 存	約1,316	10
その他	約6,828	49	
合 計	約13,827	100	

注) 四捨五入の関係により、合計が合わないことがある。

ウ 建築計画等

区 分	内 容	
	計画建築物（増築校舎・渡り廊下）	既存校舎
構 造	増築校舎：鉄筋コンクリート造 渡り廊下：鉄骨造	既存校舎：鉄筋コンクリート造 ：鉄骨造
階 数	増築校舎：3階 渡り廊下：1階	既存校舎：4階
高 さ	増築校舎：約12m※1	
	渡り廊下：約4m	既存校舎：約15m
建築面積	約1,170㎡	約3,850㎡
延べ面積	約2,950㎡	約8,300㎡
容積率算定床面積 ^{※2}	約11,240㎡	
敷地面積	約13,827㎡	
建ぺい率	約37%	
容積率	約82%	
緑被率	約15.0%	

注1) 構造、階数、高さについては代表的な建築物を示し、倉庫や飼育小屋などの小規模な建築物は含まれていない。

- 2) 計画建築物の増築校舎の高さ（※1）は、高さ制限緩和の許可を前提としている。
- 3) 容積率算定床面積（※2）は、延べ面積からエレベータ（1～3階）分の面積を除いた面積である。
- 4) 四捨五入の関係により、合計が合わないことがある。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、小学校校舎の増築であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、既存教育施設を使用しながらの工事であることから、児童等の安全を最優先するとともに、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度（1時間値の最大値：0.194ppm）が短期曝露の指針値の上限（0.2ppm以下）に近いと予測していること、計画地内に教育施設が存在していることから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

計画地内の樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、計画地内に教育施設が存在していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議すること。

カ 日照阻害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事用車両ルートの一部車線が現況において混雑度1.0を上回ること、計画地及び工事用車両ル

ートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路と重複していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。工事の実施に当たっては交通安全を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
令和元年9月6日 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領

- 9月13日 条例準備書公告、縦覧開始
- 10月28日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 なし
- 12月20日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区坂戸二丁目252番2

ほか6筆の一部

652平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市中原区木月伊勢町2-3-411

荻島 康雄

- 3 予定建築物の用途
共同住宅

計画戸数：10戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年10月7日

川崎市指令 ま宅審（イ）第69号

川崎市公告第474号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	テレビ調達（小学校・中学校）
	履行場所	仕様書のとおり
	履行期限	令和2年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家電・通信機器」種目「家電製品」に記載されており、かつ、A又はB等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (5) 平成21年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和2年1月30日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第475号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり
 公告します。

令和元年12月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 件名

川崎市放置自転車等総合対策（北部）業務委託

2 目的

本業務は、公共の場所における自転車等の放置による危険防止及び障害を除去することにより歩行者等の通行の安全と災害時における緊急活動の場を確保するため、放置禁止区域内等に放置された自転車等の撤去指導、撤去・運搬、保管、啓発業務等を行うものであり、それらの業務を一括して行うことにより業務の効率化と良好な生活環境の向上を図ることを目的として、民間事業者から「放置自転車を減少させ、よりよい自転車利用環境を作る」ための提案を受けるものであります。

3 委託内容

- (1) 放置自転車等の撤去指導・撤去・運搬等に関する業務
- (2) 自転車等保管所の管理・運営・自転車の保管・返還に関する業務
- (3) 返還されない自転車等の取り扱いに関する業務
- (4) 放置防止対策に関する業務
- (5) 自転車等放置対策の事務に関する業務
- (6) その他付随する業務

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約方法及び契約上限額

- (1) 契約方法
 公募型プロポーザル方式（随意契約）
- (2) 契約上限額
 97,368,700円（消費税及び地方消費税を含む）

6 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしたものを。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格者名簿において、業種・種目「その他業務 その他」に登録されている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (5) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

7 応募手続き

(1) 参加意向申出書の受付期間提出

令和元年12月23日（月）から令和2年1月10日（金）まで

午前8時30分から午後5時までの閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、12月28日から1月5日までの年末年始休暇）及び昼休み（正午から午後1時まで）を除く

ア プロポーザル参加意向申出書

（第1号様式） 1部

イ 誓約書（第3号様式）

1部

ウ 法人等の概要（第4-1号様式）

1部

エ 財務状況（第4-2号様式）

1部

オ 類似・関連業務の実績一覧表

（第4-3号様式） 1部

カ 履歴事項全部証明書

（発行後3ヶ月以内の原本） 1部

キ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書

1部

ク 市町村税に滞納がないことの証明書

1部

(2) 質問書の受付及び回答

令和元年12月23日（月）から令和2年1月10日（金）午後5時まで

質問書（第6号様式）を用いて電子メールにて提出してください。

なお、質問に対する回答は、参加意向申出書を提出した全事業者に、電子メールにて送信します。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者のみに回答します。

(3) 企画提案書の受付

令和2年1月14日（火）から令和2年1月21日（火）まで

午前8時30分から午後5時まで（閉庁日及び昼休みを除く）

建設緑政局自転車利活用推進室に持参又は郵送（必着）

ア 企画提案書（第7号様式）

正1部

イ 企画提案書類（任意様式）

正1部 副9部

ウ 費用見積書（第8号様式）

正1部 副9部

8 プロポーザル評価選考委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）の開催

企画提案について、プロポーザル評価選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、募集要領

に基づき提案内容の審査及び評価を行い、最も評価が高い者を受託予定者として選定します。

(1) 企画提案書類

企画提案書類については、指定の様式はありませんので、任意の様式で作成してください。なお、作成にあたっては、原則として文字の大きさは10.5ポイント以上、用紙はA4サイズのものとし、募集要領を参考に作成してください。

(2) 評価選考委員会

日時 令和2年1月23日(木) 時間未定

注意事項

ア 選考委員会の詳細(集合場所、時間等)は、別途連絡します。

イ 各提案者30分程度とします。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

ウ プレゼンテーションの出席者は、4名以内とします。

エ 選考委員会当日に新たに資料等を追加配布することはできません。

オ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意いたしますので、その他必要なものは提案者でご用意ください。

なお、やむを得ずパソコンの用意ができず、本市のパソコンの使用を希望する場合は、令和2年1月17日(金)までに連絡のうえ、企画提案書提出期限までにプレゼンテーション用資料のデータを収めたCD-Rを提出してください。

(3) 評価方法

ア 募集要領に基づき、企業概要、財務状況、実績、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを基に評価します。

イ 基準点を評価点合計の6割に設定し、基準点を超えた者について適正と判断します。

ウ 評価委員が採点した各評価項目の評価点の合計点で、最高得点を得たものを受託予定者として選定します。

エ 合計点が同点の場合は、企画提案書の評価点が高い者を上位とします。

9 選考結果の通知

選考結果については、すべての提案者に書面(第9号様式)により、審査(ヒアリング)の結果通知日である令和2年1月31日(金)以降に通知します。

10 契約締結

選考結果の通知後、受託予定者に対して、当該業務委託に係る契約締結に向けた協議を行い、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を経て、契約を締結します。なお、受託予定者は契約書を作成する必要があります。

また、契約保証金については、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

11 その他

(1) 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とします。

ア 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

イ 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合

ウ プロポーザル評価選考委員会に欠席した場合

エ 「6 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合

オ その他、本業務プロポーザル方式募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(2) 応募書類

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

(3) その他

ア 参加を取り下げる場合は、令和2年1月20日(月)までに参加辞退届(第5号様式)を提出してください。

イ 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 応募者が1者の場合でも審査を行い、受託予定者としての適否を判断します。

エ 企画提案書等の作成に伴う費用については、提案者の負担とします。

オ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 各種書類提出先・問い合わせ先

担当部署 川崎市 建設緑政局

自転車利活用推進室 業務管理担当

住所 〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパークビル20階

電話 044-200-2303

FAX 044-200-3979

メール 53ziten@city.kawasaki.jp

川崎市公告第476号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和元年12月23日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
川崎市麻生区栗木字二号248-2	畑	1,516	宮野 薫	川崎市麻生区岡上564	賃借権	普通畑	令和2年1月1日	令和5年12月31日	円 20,000	毎年未までに貸手の口座へ入金する。	飯草 誠一	川崎市麻生区栗木台2-6-8	賃貸借
川崎市麻生区早野字広地192	畑	1,019	三木 武	川崎市麻生区早野412	賃借権	普通畑	令和2年1月1日	令和4年12月31日	円 15,000	毎年1月末までに貸手の口座へ入金する。	吉垣 忠	川崎市麻生区王禅寺285	賃貸借
川崎市麻生区岡上字梨子ノ木1213	畑	856	梶 糸子	川崎市麻生区岡上980	賃借権	普通畑	令和2年2月1日	令和5年1月31日	円 10,000	毎年1月末までに貸手の口座へ入金する。	吉垣 忠	川崎市麻生区王禅寺285	賃貸借
川崎市麻生区王禅寺字志村谷332の第一部	畑	1,766 の内 1302.1 1	原 慶應	川崎市麻生区王禅寺東5-48-3	賃借権	普通畑	令和2年2月1日	令和5年1月31日	円 5,000	毎年1月末までに貸手の口座へ入金する。	吉垣 忠	川崎市麻生区王禅寺285	賃貸借
川崎市麻生区岡上字小塚1386-1	畑	371							円				
川崎市麻生区岡上字小塚1388-1	畑	196	山田 秀樹	川崎市麻生区岡上225	賃借権	普通畑	令和2年2月1日	令和5年1月31日	円 11,000	毎年1月末までに貸手の口座へ入金する。	吉垣 忠	川崎市麻生区王禅寺285	賃貸借
川崎市麻生区岡上字小塚1389-1	畑	162											
川崎市麻生区早野字広地256	畑	650	守谷 昭雄	川崎市麻生区早野317	賃借権	普通畑	令和2年2月1日	令和4年1月31日	円 30,000	毎年1月末までに貸手の口座へ入金する。	吉垣 忠	川崎市麻生区王禅寺285	賃貸借
川崎市麻生区早野字広地257	畑	1,035											

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第477号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業の実施に係る広告事業者募集
- (2) 対象物件 溝口駅南口広場総合案内板
(川崎市高津区溝口1丁目1)
- (3) 事業の概要 「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書」のとおり
- (4) 最低入札金額 (消費税及び地方消費税の額を含みません)
300,000円 (年額)
- (5) 契約期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日 (5年間)

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市広告掲載要綱 (平成17年11月21日付17川財財第298号) 及び川崎市広告掲載基準 (平成17年11月21日付17川財財第298号) に規定する規制業種・事業者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (4) 川崎市暴力団排除条例 (平成24年川崎市条例第5号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

3 契約条項を示す場所等

〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
川崎市高津区役所まちづくり推進部企画課
電話番号 044-861-3135

4 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

5 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年1月24日 (金)
午前10時00分
- (3) 入札・開札の場所 〒213-8570
川崎市高津区下作延2丁目8番1号
高津区役所5階第5会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参 (持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法

最低入札金額以上で最も高額の広告掲載料を提示した者を広告事業者 (候補) と選定します。なお、最高額の広告掲載料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。広告事業者 (候補) について市が審査した後、正式に市と「広告掲載契約」を締結していただきます。

(7) 落札価格及び契約金額の決定

入札書に記載された価格 (年額の広告掲載料) をもって落札額とします。落札額に契約年数 (5年) を乗じた金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額 (広告掲載料) とします。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

7 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3に同じです。

川崎市公告第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区馬絹4丁目1257番1
ほか2筆の一部
898平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年7月26日
川崎市指令 ま宅審（イ）第43号

川崎市公告第479号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
入江崎クリーンセンター貯留槽劣化診断業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区塩浜3丁目14番1号
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和2年3月27日まで
 - (4) 業務概要
入江崎クリーンセンター貯留槽の劣化診断を実施するために必要な業務委託を行うものである。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31年度・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (4) 平成31年度・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されているもの。
 - (5) 過去5年間に類似業務（耐震診断、劣化診断等）

の契約実績があること。

- (6) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、かつ、一級建築士として過去5年間に類似業務経験（耐震診断、劣化診断等）がある者を配置すること。また、当該一級建築士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- 3 競争入札参加申込書、再委託確認書及び委託仕様書等の閲覧・配布・提出について
この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書、上記2(5)の契約実績を確認できる書類、資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。また、業務の一部を再委託する場合は再委託確認書を提出すること。

なお、競争入札参加申込書等の提出は持参としません。（持参以外は無効となります。）

(1) 競争入札参加申込書の配布・提出

ア 配布場所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

イ 配布・提出期間：令和元年12月25日から令和元年12月27日
午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

(2) 仕様書等の閲覧・配布・競争入札参加申込書等必要書類の提出

ア 閲覧・配布・提出場所：〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部施設整備課

イ 閲覧・配布・提出期間：令和元年12月25日から令和元年12月27日
午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

ウ 問い合わせ先：環境局施設部施設整備課
施設整備・計画担当 水野
電話 044-200-2572(直通)
FAX 044-200-3923
E-mail : 30sisetu@city.kawasaki.jp

なお、仕様書及び内訳書については、競争入札参加申込書及び類似業務契約実績等の提出書類が確認できた場合に配布致します。

(3) 提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

イ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類

ウ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受け取りに来るようお願いいたします。

(1) 交付日

令和2年1月10日

直接受け取りに来られる場合は午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く)

(2) 場 所

3(2)アに同じ

5 質問書の配布・提出・回答方法

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

(2) 配布期間

令和元年12月25日から令和元年12月27日

(3) 質問受付日

令和2年1月14日 午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く)

(4) 質問書の様式

上記(1)でダウンロードした様式により提出して下さい。

(5) 提出方法

3(2)アに記す場所に、持参とします。(持参以外は無効とします。)

(6) 回答方法

令和2年1月17日 全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年1月22日 13時15分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎15階第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)にて閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口 3(2)ウに同じ。

(3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第480号

入 札 公 告

幸区内道路側溝等汚泥処分業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

幸区内道路側溝等汚泥処分業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、川崎市の令和元年度業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連産廃処分」に登録されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」「準市内」「市外」で登録されている者。
- (5) 処分受入先が川崎市幸区役所道路公園センターから直線距離で40km程度以内であること。
- (6) 過去5年以内に国又は地方自治体において類似実績があること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0053
川崎市幸区下平間357番地3
川崎市幸区役所道路公園センター管理課
電話：044-544-5500
FAX：044-556-1650
E-Mail：63doukan@city.kawasaki.jp

※ 一般競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」－「入札情報(入札公表・落札結果)」－「入札情報」－「委託」－「入札公表」－「財政局」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

令和元年12月25日(水)から令和2年1月7日(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 処分受入先から川崎市幸区役所道路公園センターまでの距離がわかる地図の提出
- エ 類似契約の契約書の写し(契約書の件名と契約者の代表印が確認できるページのみで可)

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説

明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

令和2年1月9日(木)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、電子メールで配信する場合は令和2年1月9日(木)午前9時から令和2年1月10日(金)午前11時までに配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。

電子メール 63doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-556-1650

(2) 質問受付期間

令和2年1月9日(木)午前9時から令和2年1月16日(木)正午までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年1月17日(金)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和2年1月20日(月) 午後15時

(イ) 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

川崎市幸区役所4階 第1会議室

川崎市長 福田 紀彦

- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
7(1)ア(ア)と同じ
- (4) 開札の場所
7(1)ア(イ)と同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うこと
があります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
無
- (4) 議決の要否
当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
ます。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入
札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「ダウンロードコーナー」
－「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同
じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

川崎市公告第481号

入 札 公 告

幸区内道路清掃汚泥処分業務委託に関する一般競争入
札について、次のとおり公告します。

令和元年12月25日

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名
幸区内道路清掃汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所
川崎市幸区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要
仕様書による
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、川崎市の令和元年度業務委託
有資格業者名簿の業種「廃棄物関連産廃処分」に登
載されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」「準市内」「市外」で登録されてい
る者。
- (5) 処分受入先が川崎市幸区役所道路公園センターか
ら直線距離で40km程度以内であること。
- (6) 過去5年以内に国又は地方自治体において類似実
績があること。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒212-0053
川崎市幸区下平間357番地3
川崎市幸区役所道路公園センター管理課
電話：044-544-5500
FAX：044-556-1650
E-Mail：63doukan@city.kawasaki.jp
※ 一般競争入札参加申込書は川崎市のホームペー
ジからダウンロードできます。(「入札情報かわさ
き」－「入札情報」－「入札情報(入札公表・落
札結果)」－「入札情報」－「委託」－「入札公表」
－「財政局」)
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (2) 配布・提出期間
令和元年12月25日(水)から令和2年1月7日
(火)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

- (3) 提出物
- ア 一般競争入札参加申込書
 - イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - ウ 処分受入先から川崎市幸区役所道路公園センターまでの距離がわかる地図の提出
 - エ 類似契約の契約書の写し(契約書の件名と契約者の代表印が確認できるページのみで可)
- (4) 提出方法
- 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付
- 一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。
- (1) 交付場所
- 3(1)と同じ
- ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。
- (2) 交付日時
- 令和2年1月9日(木)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、電子メールで配信する場合は令和2年1月9日(木)午前9時から令和2年1月10日(金)午前11時までに配信します。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 質問受付方法
- 電子メールまたはFAXによります。
- 電子メール 63doukan@city.kawasaki.jp
- FAX : 044-556-1650
- (2) 質問受付期間
- 令和2年1月9日(木)午前9時から令和2年1月16日(木)正午までとします。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。
- FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。
- (4) 回答方法
- 質問に対する回答は、令和2年1月17日(金)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法等
- ア 持参による入札
- (ア) 入札日時
- 令和2年1月20日(月) 午後14時
- (イ) 入札場所
- 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
川崎市幸区役所4階 第1会議室
- (2) 入札保証金
- 免除とします。
- (3) 開札の日時
- 7(1)ア(ア)と同じ
- (4) 開札の場所
- 7(1)ア(イ)と同じ
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金
- 免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
- 要
- (3) 前払金
- 無
- (4) 議決の要否
- 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (5) 契約条項等の閲覧
- 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「ダウンロードコーナー」-「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同

じです。

- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第482号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2～4年度川崎市立犬蔵中学校・中野島中学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立犬蔵中学校・中野島中学校

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、学校指定場所までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和元年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和元年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成28、29、30年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和元年度の受託実績が3校以上あつて令和元年11月末日現在において

不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～4年度川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

二ノ宮担当

電 話：044-200-2538(直通)

ファックス：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和元年12月25日(水)から令和2年1月7日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和2年1月8日(水)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。ま

た、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和2年1月9日(木)～令和2年1月10日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和2年1月16日(木)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。
エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。
オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月24日(金) 午後2時00分
イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第483号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター空調設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月27日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている空調設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。
- また、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称、フロン排出抑制法)及び「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)」に基づき、第一種特定製品の定期点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空調設備点検整備業務の契約実績を有するこ

と。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

- (6) 空調設備点検整備に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者

- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)、(7)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 鈴木、小林

電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年12月25日(水)から令和2年1月9日

(木)9時から17時まで

(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(6)の資格証の写し

エ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年1月15日(水)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和2年1月15日(水)9時から17時

まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和2年1月15日(水)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-200-3923
- ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年1月21日(火)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年1月24日(金) 9時45分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

index.html)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第484号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島処理センター減速機点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和2年3月13日(金)まで

(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」に登録されている者。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 鈴木、小林
電話 044-200-2587 (直通)
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年12月25日(水)から令和2年1月9日(木)9時から17時まで
(令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年1月15日(水)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和2年1月15日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
令和2年1月15日(水)から令和2年1月17日(金)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和2年1月21日(火)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和2年1月24日(金)10時15分
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(5) 入札保証金 免除
(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
(1) 契約保証金 免除
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。
- 9 その他
(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第485号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センターポンプ類点検整備業

務委託

- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
 (3) 履行期間 契約日から令和2年3月27日(金)まで
 (4) 業務概要 浮島処理センターに設置されているポンプ類の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
 (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。
 (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種のポンプ類点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
 (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎16階
 環境局施設部処理計画課 鈴木、小林
 電話 044-200-2587(直通)
 ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
 (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
 令和元年12月25日(水)から令和2年1月9日(木)9時から17時まで(令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)及び12時から13時の間は除く。)
 (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
 (4) 提出書類
 ア 競争入札参加申込書

- イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
 ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年1月15日(水)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
 (2) 交付日時 令和2年1月15日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
 令和2年1月15日(水)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
 (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
 (3) 質問受付方法
 ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
 イ FAX 044-200-3923
 ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年1月21日(火)
 全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 (2) 入札・開札の日時 令和2年1月24日(金)10時45分
 (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎16階
 環境局会議室
 (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
 (5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
 (2) 契約書の作成 要
 (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
 (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第486号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 金属くず(廃プラスチック類含む) 収集運搬及び処分業務委託(その1)
 (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
 (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで
 (4) 業務概要 本仕様書は、浮島処理センターで発生した金属くず(廃プラスチック類含む)の収集運搬及び処分業務の内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されている者。
 (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 「金属くず」及び「廃プラスチック類」の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。

(6) 原則、業務を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の許可証を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎16階
 環境局施設部処理計画課 松本、小林
 電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年12月25日(水)から令和2年1月8日(水)9時から17時まで

(土、日、祝日及び12時から13時は除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)

(4) 提出書類

上記2(5)を確認できる書類等の写し(許可証の写し等)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年1月14日(火)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和2年1月14日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和2年1月14日(火)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時は除く)

(2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

(3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年1月21日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 現場説明

現場説明希望調査書を令和2年1月8日(水)までに提出し、競争参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。

なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日時
令和2年1月15日(水)から令和2年1月16日(木)までの期間で、本市が指定する日時
- (2) 集合場所
浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 所要時間
現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。詳細については、後日入札参加業者と協議し決定します。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年1月22日(水)10時10分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第487号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 金属くず(廃プラスチック類含む)収集運搬及び処分業務委託(その2)
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで
- (4) 業務概要 本仕様書は、浮島処理センターで発生した金属くず(廃プラスチック類含む)の収集運搬及び処分業務の内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されている者。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 「金属くず」及び「廃プラスチック類」の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。
- (6) 原則、業務を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の許可証を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 松本、小林
電話 044-200-2588(直通)
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年12月25日(水)から令和2年1月8日(水)9時から17時まで(土、日、祝日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類
上記2(5)を確認できる書類等の写し(許可証の写し等)
- 4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年1月14日(火)に交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年1月14日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
- (1) 質問受付日
令和2年1月14日(火)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時は除く)
- (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。
- (3) 質問受付方法
持参または電子メール、FAXによります。
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和2年1月21日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 現場説明
現場説明希望調査書を令和2年1月8日(水)までに提出し、競争参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。
なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。
- (1) 日時
令和2年1月15日(水)から令和2年1月16日(木)までの期間で、本市が指定する日時
- (2) 集合場所
浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 所要時間
現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。詳細については、後日入札参加業者と協議し決定します。
- 8 入札手続等
- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年1月22日(水)10時20分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」

から閲覧できます。(http://
www.city.kawasaki.jp/233300/
index.html)

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第488号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 金属くず(廃プラスチック類含む) 収集運搬及び処分業務委託(その3)
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで
- (4) 業務概要 本仕様書は、浮島処理センターで発生した金属くず(廃プラスチック類含む)の収集運搬及び処分業務の内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されている者。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 「金属くず」及び「廃プラスチック類」の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。
- (6) 原則、業務を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の許可証を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 松本、小林
電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年12月25日(水)から令和2年1月8日(水)9時から17時まで
(土、日、祝日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類

上記2(5)を確認できる書類等の写し(許可証の写し等)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年1月14日(火)に交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年1月14日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和2年1月14日(火)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時は除く)
- (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

- (3) 質問受付方法
持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年1月21日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 現場説明

現場説明希望調査書を令和2年1月8日(水)までに提出し、競争参加資格を有すると認められた業者に

については、次により現場説明を実施します。

なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

(1) 日時

令和2年1月15日(水)から令和2年1月16日(木)までの期間で、本市が指定する日時

(2) 集合場所

浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 所要時間

現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。詳細については、後日入札参加業者と協議し決定します。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年1月22日(水)10時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め

るところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第489号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 金属くず(廃プラスチック類含む)収集運搬及び処分業務委託(その4)

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで

(4) 業務概要 本仕様書は、浮島処理センターで発生した金属くず(廃プラスチック類含む)の収集運搬及び処分業務の内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されている者。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 「金属くず」及び「廃プラスチック類」の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。

(6) 原則、業務を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の許可証を確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 松本、小林

電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年12月25日(水)から令和2年1月8日(水)9時から17時まで(土、日、祝日及び12時から13時は除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)

(4) 提出書類

上記2(5)を確認できる書類等の写し(許可証の写し等)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年1月14日(火)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和2年1月14日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和2年1月14日(火)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時は除く)

(2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

(3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年1月21日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 現場説明

現場説明希望調査書を令和2年1月8日(水)までに提出し、競争参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。

なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

(1) 日時

令和2年1月15日(水)から令和2年1月16日(木)までの期間で、本市が指定する日時

(2) 集合場所

浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 所要時間

現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。詳細については、後日入札参加業者と協議し決定します。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年1月22日(水)10時40分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第490号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 金属くず(廃プラスチック類含む) 収集運搬及び処分業務委託(その5)
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで
- (4) 業務概要 本仕様書は、浮島処理センターで発生した金属くず(廃プラスチック類含む)の収集運搬及び処分業務の内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されている者。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 「金属くず」及び「廃プラスチック類」の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を取得していること。
- (6) 原則、業務を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の許可証を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 松本、小林
電話 044-200-2588(直通)
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年12月25日(水)から令和2年1月8日(水)9時から17時まで(土、日、祝日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類

上記2(5)を確認できる書類等の写し(許可証の写し等)

- 4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年1月14日(火)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年1月14日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日 令和2年1月14日(火)から令和2年1月17日(金)9時から17時まで(12時から13時は除く)
- (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

(3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年1月21日(火)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 現場説明

現場説明希望調査書を令和2年1月8日(水)までに提出し、競争参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。

なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日時
令和2年1月15日(水)から令和2年1月16日(木)までの期間で、本市が指定する日時
- (2) 集合場所
浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 所要時間
現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。詳細については、後日入札参加業者と

協議し決定します。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年1月22日(水) 10時50分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第491号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南部リサイクルセンター排水処理設備

点検整備業務委託

- (2) 履行場所 川崎市川崎区夜光3丁目1-3
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月19日(木)まで
- (4) 業務概要 南部リサイクルセンターに設置されている排水処理設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局施設部処理計画課 小林、小澤 電話 044-200-2587(直通)
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間 令和元年12月25日(水)から令和2年1月10日(金)9時から17時まで(土曜、日曜、祝日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
 - ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
 - イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年1月16日(木)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年1月16日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和2年1月16日(木)から令和2年1月20日(月)9時から17時まで(土曜、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール、FAXまたは持参によります。
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和2年1月22日(水)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年1月28日(火) 10時45分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎16階

(案件1)

環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効としま 8 契約手続等
 - (1) 契約保証金 免除
 - (2) 契約書の作成 要
 - (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第492号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名	二ヶ領本川上河原線樋門補修工事
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目21番地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されていること。	

参加資格	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年1月20日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第493号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市中原区宮内三丁目12番20号		
住所・氏名	原 よね子		
道路位置の地名・地番	川崎市中原区宮内三丁目239番24の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	30.30メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第220号	指定年月日	令和元年	12月26日

川崎市公告第494号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区古沢字都古87番4
ほか2筆の一部
2,243平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市鶴間8丁目17番1号
株式会社 ケーユーホールディングス
代表取締役 井上 恵博
- 予定建築物の用途

自動車販売店舗・自動車修理工場・駐車場

計画戸数：1戸

- 開発許可年月日及び許可番号
令和1年7月2日
川崎市指令 ま宅審(イ)第33号
令和1年11月26日
川崎市指令 ま宅審(イ)第87号(変更)

川崎市公告第495号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬二丁目2788番1
の一部 ほか6筆の一部
2,943平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市旭区二俣川二丁目21番地1
津久見建設株式会社
代表取締役 鷲原 浩
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：17戸
- 開発許可年月日及び許可番号
平成30年8月1日
川崎市指令 ま宅審(イ)第70号
平成31年1月17日
川崎市指令 ま宅審(イ)第141号(変更)

川崎市公告第496号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎シンフォニーホール電話交換機等更新業務

(2) 履行場所

川崎シンフォニーホール

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月31日

(4) 業務概要

本業務は、川崎シンフォニーホールに設置されている電話交換機等について、経年劣化等により使用に支障を来すおそれがあることから、当該機器の更新、設置・調整に係る業務を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、本市又は他官公庁において、同種の電話交換機の更新業務の契約を締結していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局市民文化振興室 音楽のまち推進担当
電 話 044-200-2030(直通)
F A X 044-200-3248
E-mail 25bunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年12月10日(火)から12月17日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書及び質問書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

(1) 日時

令和元年12月20日(金) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様等に関する質問

(1) 受付期間

令和元年12月10日(火)から12月25日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(2) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(3) 受付方法

電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3248

(4) 回答方法

令和2年1月6日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に対しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年1月9日（木） 午前11時00分

イ 入札場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・

提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第1号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市北部児童相談所電気需給契約

(2) 納入場所

川崎市北部児童相談所

(川崎市多摩区生田7-16-2)

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

ア 従量電灯調達見込数量 22,186キロワット時

イ 低圧電力調達見込数量 16,814キロワット時

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電気供給」に登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入するとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加申込書を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒214-0038 川崎市多摩区生田7-16-2
川崎市北部児童相談所 管理担当
電 話 044-931-4300
F A X 044-931-4505
E-mail 45hoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年1月10日(金)から令和2年1月16日(木)までの午前8時30分から午後5時00分までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び休日)及び開庁日の正午から午後1時00分までを除きます。
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加申込書
イ 電気事業法に基づき一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを確認できる許可証等の写し
ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し
上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。
- (4) その他
一般競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書及び仕様書を電子メールで送信します。また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和2年1月22日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日までに電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先

- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和2年1月22日(水)午前8時30分から令和2年1月29日(水)正午までとします。ただし、持参の場合は、閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分までを除きます。
- (3) 質問書の様式・方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式によりFAXまたはメールアドレス宛に送付してください。
質問書を送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。
ア 電子メール 上記3(1)に同じ
イ FAX 上記3(1)に同じ
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和2年2月4日(火)午後5時15分までに、入札参加資格を有する全社へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない。)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。
ア 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。
イ 入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、指定のある場合を除き、その力率は100パーセントとします。
ウ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。
- (2) 入札書の提出
持参とします。
ア 提出日時 令和2年2月7日(金)午前10時00分
イ 提出場所 川崎市多摩区生田7丁目16-2
川崎市北部児童相談所 会議室
- (3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 「7(2)ア 提出日時」に同じ。
イ 開札場所 「7(2)イ 提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

(2) この調達の契約手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 入札説明会は開催しません。

(5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
ます。

川崎市公告（調達）第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和2年度自動体外式除細動器（A E
D）賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市内248箇所

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和7年3月31
日まで

(4) 調達概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委
託有資格業者名簿に業種「リース」種目「その他」
で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加
業種（種目）に登録のない者も含む。）は財政局資
産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を
令和2年1月24日までに行ってください。

(4) 高度管理医療機器等賃貸業の許可を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエアビル西館12階

川崎市健康福祉局保健医療政策室 担当：佐伯

電話：044-200-3742

F A X：044-200-3934

MAIL：40iryose@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和2年1月10日（金）から令和2年1月24日
（金）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日
を除く）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後
5時15分まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 高度管理医療機器等貸与業許可証（入札日にお
いて有効期間内のもの）の写し

ウ 納入予定機器のカタログ

(4) 提出方法

持参とします。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダ
ウンロードすることができます。（「入札情報かわさ
き」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>→「入札情報」→「入札情報（入札公表・落札
結果）」→物品欄の「入札公表」の中にあります。）

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期
間に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提
出した者には、入札説明書を無償交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年1月10日(金)から令和2年1月24日(金)まで縦覧に供します。ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、各日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、令和2年2月4日(火)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 仕様書・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和2年1月10日(金)から令和2年2月5日(水)までの下記の時間。

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)のFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨を担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は令和2年2月12日(水)午後5時15分までに、参加者全員あてに入札参加申込書記載の電子メールアドレスまたはFAXにて回答します。なお、回答後の再質問は受け付けません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(消費税及び地方消費税に相当する金額を除き、1円未満の端数を切り捨てた額)を、履行期間の月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

(2) 入札書の提出方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和2年2月20日(木)午後1時30分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエアビル西館12階 12D会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和2年2月19日(水)午後5時 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除とします。

(4) 開札の日時・場所

上記8(2)アと同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 Summary

- (1) The Nature and quantity of the services to be required :
Lease contract for automated External Defibrillator (AED)
- (2) Time-limit for tender:1:30 P.M., February, 20, 2020
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Health Policy Office Health and Welfare Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-3742

川崎市公告（調達）第3号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び納入予定数量
重金属安定剤 約227トン
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 本案件は、紙入札方式により行います（電子入札はできません）。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加

業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年1月24日までに行ってください。

- (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 城田 千 210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話 044-200-2093
- イ 閲覧期間 令和2年1月10日～令和2年1月24日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
- イ 閲覧期間 令和2年1月10日～令和2年1月24日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

- 上記3(1)アに同じ。
なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

- (1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 令和2年1月29日又は30日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

川崎市浮島処理センター 4階会議室

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができますと認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)

(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類(代理店証明書等)

イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 令和2年1月31日～令和2年2月28日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

7 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局施設部処理計画課 担当 島田

電話 044-200-2589

8 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記3(1)の場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和2年1月10日～令和2年2月28日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答予定日 令和2年3月12日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに9の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和2年3月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年3月12日の午前9時～正午、午後1時～午後5時に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月19日

午前11時00分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 令和2年3月17日 必着

イ あて先 上記3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 227t

(2) Time-limit for tender :

11:00 AM, 19 March 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第4号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市区役所事務サービスシステム再構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課他

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 委託概要

区役所事務サービスシステム再構築業務
詳細は調達仕様書に依ります。

(5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。)により行います。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年1月24日(金)までに行うこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。
- (8) 政令指定都市において、住民基本台帳法に係る住民情報管理業務の行政情報処理システムを開発し、現に稼動している複数の実績があることを証明した者であること。
- (9) 日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、本市が指定した検査員(以下「検査員」という。)の指示に従い、検査員の指定する場所での検査の立会い、必要な資料の提出及び説明その他本市が必要とする検査に応じられることを証明した者であること。
- (10) この委託業務について確実に履行することができること。
- 3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
システム開発・事務改善担当
電 話：044-200-0166
F A X：044-200-3912
E-mail：25koseki@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、件名に「【住基管理】」という標記を含めるとともに、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月24日(金)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。

なお、入札参加申込書及び申込みに必要な添付書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000112983.html>

(3) 提出物

- ア 入札参加申込書
- イ 契約実績証明書
- ウ 2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(2)によらず、令和2年1月24日(金)必着とします。

(5) その他

- ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

4 再委託及び再々委託について

委託業務のうち一部業務について、再委託予定がある場合は、「再委託に関する書類」を持参により提出してください。複数の再委託先がある場合は漏れなく記載してください。ただし、今回の入札に参加した業者に再委託することは認めません。また、再々委託については一切認めませんので注意してください。

(1) 提出場所

3(1)に同じ

(2) 提出期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月24日(金)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に

日時を指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

5 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

6 入札説明書等の閲覧及び交付

入札参加申込書を提出した者は、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、入札説明書及び落札者決定基準等の情報を含むCD-ROM（以下「入札説明書等」という。）について、3(1)の場所において3(2)の期間に無償で交付を受けることができます。また、入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します。

なお、入札説明書等は、「誓約書」と引き換えに交付します。この入札以外の目的で使用してはなりません。また、交付した入札説明書等は後日回収します。

7 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、令和2年2月7日(金)午後1時から午後4時までに3(1)の場所で行入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和2年2月7日(金)までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

8 申込後の辞退

入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

9 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 技術提案書の各評価項目において無関係の記載など不適切な内容を記載したとき。

本市が一般競争入札資格の喪失を確認した場合は、一般競争入札参加資格喪失通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに一般競争入札参加資格喪失通知書を電子メールで送付します。

10 本公告、入札説明書及び調達仕様書等に関する質問

競争参加申込書を提出した者が、調達仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができま

す。なお、評価基準に関する質問は受け付けられません。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

質問締切（1回目） 令和2年1月17日（金）から
令和2年1月24日（金）午後4時まで

質問締切（2回目） 令和2年2月17日（月）から
令和2年2月21日（金）午後4時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書と同時に交付するCD-ROM内の質問書の様式を使用し、3(1)のメールアドレスあてに電子メールにて質問書を送付してください。

なお、電子メールの件名は「【住基管理】入札に関する質問書」としてください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた者から提出された問い合わせについてのみ回答します。

回答は、一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、次の日付までに電子メールにて送付します。

質問回答（1回目） 令和2年2月10日（月）

質問回答（2回目） 令和2年2月28日（金）

11 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

競争参加申込書を提出した者は、次の資料を閲覧することができます。

ア 次期システム関連資料

(ア) 次期業務プロセスモデリング

イ 現行システム関連資料（※）

(ア) 現行テーブル一覧・テーブルレイアウト

(イ) 現行インターフェース一覧・インターフェースレイアウト

(ウ) 現行システム参照画面

(エ) 住基GWサーバインターフェースレイアウト

ウ その他資料

(ア) 川崎市情報セキュリティ実施要領

(イ) 川崎市情報システム導入ガイドブック（開発編）

(ウ) 川崎市情報システム導入ガイドブック（運用・評価編）

※メンテナンス等の都合上、最新の状態で無い場合があります。

(2) 閲覧場所

3(1)に同じ

(3) 閲覧期間

令和2年1月10日(金)から令和2年3月2日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は閲覧できないことがあるので注意してください。

12 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

13 調達手続の停止等

(1) 入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(2) 委員会に苦情申し立てが行われた場合、申し立ての検討期間中、調達手続を一時停止することがあります。

14 入札の手続等

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、詳細は入札説明書に依ります。

ア 評価項目算定資料

- (ア) 本入札に関する評価項目算定資料書
- (イ) 本入札に関する提案項目(技術提案書)
- (ウ) 技術提案書の概要版(技術提案書概要版)
- (エ) 本入札に関連する見積(参考見積書)
- (オ) 上記を補足する付属資料(付属資料)
- (カ) (ア)～(オ)の電子媒体

イ 入札書等

- (ア) 入札書
- (イ) 入札金額見積内訳書
- (ウ) 委任状

(2) 提出書類の提出方法

提出に際しては、14(1)アの評価項目算定資料と14(1)イの入札書等を必ず同時に提出してください。

ア 持参による場合

- (ア) 提出場所
3(1)に同じ
- (イ) 提出期間

令和2年2月10日(月)から令和2年3月4日(水)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

イ 郵送による場合

- (ア) 提出場所
3(1)に同じ
- (イ) 提出期限
令和2年3月4日(水)必着
- (ウ) その他

提出書類一式を封筒に入れて封印し、書留郵便等の配達した記録が残る方法で送付してください。また、送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話により連絡してください。

(3) 入札金額

入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 7に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

15 開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和2年3月26日(木) 午後1時30分
- (2) 場所
川崎市役所
- (3) 開札の立会
開札への立会いは不要です。
- (4) 再度入札の実施

開札の結果、予定価格(税抜き)の制限の範囲内に入札書を提出した者がいない場合は、翌開庁日の午後1時30分に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、電話により連絡します。

16 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 落札者の要件

落札者は、その入札価格が、規則第13条の規定により作成された予定価格の範囲内であり、その評価項目算定資料の内容が調達仕様書を満たしている者となります。

(2) 総合評価審査委員会の設置

ア 構成

総合評価審査委員会は、本市職員8名で構成します。

なお、総合評価審査委員会とは別に、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づく学識経験者2名が総合評価審査員となります。

イ 事務局

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

ウ 審査の方法

総合評価審査委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づいて落札予定者の決定を行います。

エ 総合評価審査委員会委員及び総合評価審査員への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者が総合評価審査委員会委員及び総合評価審査員と不当に接触することを禁止します。

(3) プレゼンテーションの実施

提案者に提案内容を確認する目的でプレゼンテーションを実施します。提出済みの技術提案書概要版に基づき説明してください。別途追加資料の提出は認められません。プレゼンテーションの実施日時及び実施要領は後日連絡します。

(4) 落札者の決定方法

本件は、総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関わる点数と入札価格の評価による点数を合計し、合計点の最も高い者を落札者と決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格(税抜き)を超える入札をした者は落札者となりませんので注意してください。

なお、落札とすべき合計点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きによって落札者を定めます。この場合において、該当する入札参加者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引きの実施については、電話により連絡します。

さらに、落札者となるべき者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札者に照会することがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格(税抜き)の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

(5) 審査結果の公表等

落札結果については、川崎市物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める規則(平成7年規則第92号)第11条により川崎市公報において公告します。また、落札者その他入札参加者に対し、その結果を通知します。

審査結果については、川崎市ホームページ上で公表します。

(6) 審査結果に関する疑義照会

自らの評価について疑義がある場合は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課所定の様式により、疑義照会を行うことができます。

ア 場所

3(1)に同じ

イ 期限

落札者等の決定に関する通知を受けた日から起算して2営業日以内

ウ 照会方法

持参とします。

(7) その他

入札参加者は、入札公告、入札説明書、調達仕様書、落札者決定基準等並びに提出した評価項目算定資料書、技術提案書、技術提案書概要版、参考見積書、付属資料及び電子媒体の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

17 契約の手続き等

(1) 重要事項等

ア 履行期間

1(3)のとおりとします。

イ 検査期間

今回の調達物件は、日常の業務運用に合致して、初めて完成するものであることから、細部の検査期間を令和4年3月31日までとし、この期間中に検査を行うこととします。

ウ 契約金の支払

契約金の支払は令和2年度分、令和3年度分の2回に分けて支払います。それぞれの年度の支払額及び支払時期は本市が別途定めます。

エ 停止条件

当該落札結果の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(3) 契約書作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と契約の相手方が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(4) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 評価項目算定資料の位置づけ

契約書の仕様書は調達仕様書を基に作成しますが、評価項目算定資料に記載された本市に有益な提案事項を加味して仕様書として扱うものとします。また、本業務の目的達成のために修正が必要な事項がある場合には、本市と落札者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがあります。ただし、落札をもって、評価項目算定資料の全内容を承認するものではありません。

落札者は、その評価項目算定資料においていかなる誤り、欠落等があった場合についても、調達仕様書に記載の本業務に求められる必要な委託範囲において業務を遂行し、契約の成果物を納めなければなりません。

18 その他

(1) 本資料に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところに依ります。

(2) 詳細は入札説明書に依ります。

(3) 競争入札参加申込書、評価項目算定資料等の作成及び提出、プレゼンテーション等の本調達への参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(4) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(5) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

19 Summary

(1) Services to be Issued:

Restructuring of the Resident Registration System. Tasks shall include Design, Development, Operational Testing, Data Transfer, Configuration Setup, etc. Task details are described in the procurement specification.

(2) Date and time of tender:

a Direct Delivery

16:00 March 4, 2020

b Postal Delivery

March 4, 2020

c The language and currency used for the contract application is limited to the Japanese language and the Japanese currency.

(3) For Further Inquiry, Please Contact:

KAWASAKI CITY OFFICE

Family Registry and Residence Service Section

Citizens' and Cultural Affairs Bureau

11-2, Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0007 Japan

TEL: 044-200-0166 FAX: 044-200-3912

E-mail: 25koseki@city.kawasaki.jp

川崎市公告（調達）第5号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 就学援助システム保守委託業者との調整等

川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル3階
教育委員会事務局総務部学事課

イ 就学援助費申請書（以下「申請書」という。）

及び同封する書類、封筒等の作成並びに封入封緘受託者の事業所等

(4) 委託業務の概要

「就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約入札説明書」（以下「入札説明書」という。）によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「データ入力」に登録されていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更

生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書（様式1）」を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

担当：上南、米岡

電話 044-200-3736（直通）

電子メール：88gaku@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和2年1月10日（金）から令和2年1月16日

（木）まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

- (3) 提出物

入札参加資格確認申請書

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

持参とします。

- (5) 仕様書等の縦覧

本件入札に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に供します。

4 入札の手続

- (1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

令和2年1月17日（金）

- イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和2年1月24日（金）

- ウ 仕様等に関する質問への回答

令和2年1月28日（火）

- エ 入札及び開札

令和2年2月4日（火）

- (2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知

書（様式2）」を送付し、併せて仕様書等を配布します。

- (ア) 入札参加資格確認結果通知書について

- a 送付日

令和2年1月17日（金）

- b 送付方法

電子メールにより送付します。

- (イ) 仕様書等について

- a 配布する資料

(a) 入札説明書

(b) 仕様書

- b 配布の場所

3(1)と同じ。

- c 配布日及び時間

令和2年1月17日（金）から令和2年2月3日（月）まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

- d 注意事項

仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。

イ 仕様等に関する質問

- (ア) 質問の方法

入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書（様式3）」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。

なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。

- (イ) 質問の受付期間

令和2年1月17日（金）9時から令和2年1月24日（金）17時まで（必着）

- (ウ) 回答

令和2年1月28日（火）17時までに、全参加者宛てに電子メールで送付します。

ウ 入札及び開札

- (ア) 入札の方法等

- a 入札は総価で行います。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

- d 入札書の提出方法は、持参とします。

- (イ) 入札及び開札の日時等

- a 日時

令和2年2月4日(火) 10時

b 場所

川崎市川崎区宮本町2-31

J Aセレスみなみビル 3階会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書に定めのない事項

本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心

得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第6号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立中原図書館人的警備業務委託

(2) 履行場所

川崎市立中原図書館

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市立中原図書館における立哨警備、巡回警備及び雑踏警備等の人的警備業務委託。詳細は「仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」、種目「人的警備」で登録されていること。

(4) 平成28年度以降に2件以上、川崎市または他の官公庁において、類似する人的警備業務の委託契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書提出及び問い合わせ先

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館庶務係 担当 小林

電話：044-722-4932

FAX：044-733-7524

電子メール：88nakato@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月17日(金)午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を証する書類

- (4) 提出方法
持参してください。
- (5) 入札説明書等の閲覧
入札説明書及び仕様書等は(1)の場所において(2)の期間中、縦覧に供します。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。
ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書等は自動的に電子メールで配信されます。
- (1) 交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和2年1月22日(水)午前9時30分から正午まで
川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している業者につきましては、メール配信をもって交付といたします。
- (3) 入札説明書等の交付
一般競争入札参加資格確認通知書の交付に合わせて電子メールにより入札説明書等を交付します。電子メールアドレスの登録がない者には申し出により3(1)の場所で直接交付します。また、入札説明書、仕様書等は上記3(1)の場所において3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 仕様書及び入札に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間
令和2年1月22日(水)から令和2年1月28日(火)午後5時まで
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に記入し、3(1)の電子メール又はFAXあて送付してください。また、電子メールで送付する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。電子メール又はFAX以外の方法による問い合わせには応じません。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和2年1月31日(金)午後5時までに、全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札及び開札の手続等
- (1) 入札の方法
- ア 入札書の提出方法
入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- イ 入札書の提出日時
令和2年2月12日(水)午前10時
- ウ 入札書の提出場所
川崎市立中原図書館 6階多目的室
川崎市中原区小杉町3-1301
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 入札金額等
- ア 入札は総価で行います。
- イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。
- (4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続き等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書の作成
契約書の作成を要します。なお、契約書作成にか

かる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

- (1) この公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (3) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

川崎市公告(調達)第7号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市立図書館ファクシミリ貸借借契約
- (2) 履行場所
川崎市立図書館7館及び菅閲覧所
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市立図書館におけるファクシミリ装置の貸借

借。詳細は「仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、種目「事務用機器」で登録されていること。
- (4) 平成28年度以降に2件以上、川崎市または他の官公庁において、類似するファクシミリ装置の賃貸借契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書提出及び問い合わせ先

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301
川崎市立中原図書館庶務係 担当 小林
電話：044-722-4932
FAX：044-733-7524
電子メール：88nakato@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月17日(金)午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)を証する書類

(4) 提出方法

持参してください。

(5) 入札説明書等の閲覧

入札説明書及び仕様書等は(1)の場所において(2)の期間中、縦覧に供します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書等は自動的に電子メールで配信されます。

- (1) 交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年1月22日(水)午前9時30分から正午まで
川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している業者につきましては、メール配信をもって交付いたします。

(3) 入札説明書等の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に合わせて電子メールにより入札説明書等を交付します。電子メールアドレスの登録がない者には申し出により3(1)の場所で直接交付します。また、入札説明書、仕様書等は上記3(1)の場所において3(2)の期間で縦覧に供します。

5 仕様書及び入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和2年1月22日(水)から令和2年1月28日(火)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に記入し、3(1)の電子メール又はFAXあて送付してください。また、電子メールで送付する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。電子メール又はFAX以外の方法による問い合わせには応じません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年1月31日(水)午後5時までに、全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札及び開札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和2年2月12日(水)午前11時

ウ 入札書の提出場所

川崎市立中原図書館 6階多目的室
川崎市中原区小杉町3-1301

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

ア 入札は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの契約期間60ヵ月の総価で行います。

イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

- (3) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する5年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
川崎港巡視船建造 1隻
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
川崎港内(指定場所)
- (4) 納入期限
令和3年3月31日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年1月30日までに行ってください。
- (4) 平成21年4月1日以降に、この購入(製造)物品

についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (6) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 西脇
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2092

イ 閲覧期間 令和2年1月10日(公告日)から
令和2年1月30日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、
午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年1月10日から令和2年1月30日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年1月10日(公告日)から
令和2年1月30日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

港湾局川崎港管理センター港湾管理課

担当 小久保

電話 044-287-6014(直通)

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力及び提出してください。

入力・提出期間 令和2年1月10日(公告日)から令和2年1月30日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年1月10日(公告日)から令和2年1月30日
(土曜日、日曜日及び国民の

祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和2年2月17日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年2月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年2月17日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

入札金額は、総価で行います。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限

令和2年3月6日 午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年3月6日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子
1-7-4
砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年3月3日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しな

かった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Building of Kawasaki Port Patrol Ship 1ship

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 6 March 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL:044-200-2092

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contact procedures

川崎市公告(調達)第9号

介護給付業務に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

介護給付業務に係るパーソナルコンピュータ等の

賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館
10階 介護保険課

(3) 履行期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(4) 業務概要

ア 調達物品

仕様書によります。

イ 数量

仕様書によります。

2 競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に登載されていること。

(4) この調達内容について、本市又は他官公庁において類似の契約実績(元請に限る)を平成29年4月1日以降に有すること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館
10階

介護保険課 中村

電 話 044-200-2687(直通)

F A X 044-200-3926

E-mail: 40kaigo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年1月10日(金)～令和2年1月17日(金)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時は除く)

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ

「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差替え及び再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、確認通知書を交付します。また、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和2年1月21日(火) 午前9時～午後5時
(ただし、正午～午後1時は除く)

(2) 場 所

3(1)と同じ

(3) その他

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」→「入札情報」→「物品」→「入札公表」→「財政局」で検索の中にあります。

なお、インターネットから入手できない者には、申出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、仕様書等以外の質問は受け付けません。

なお、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

令和2年1月14日(火) 午前9時～令和2年1月23日(木) 午後5時まで

ウ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

エ 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40kaigo@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和2年1月28日(火)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を電子メールにて配信します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、賃貸借期間である、令和2年3月1日から令和7年2月28日までの60ヶ月における契約金総額(税抜)を入札金額として行います。入札金額の見積の際、次の事項を算定基準とし、これらをまとめて換算してください。

(ア) ハードウェアの本体価格及び保守料金

(イ) ソフトウェアの本体価格及び保守料金

(ウ) ハードウェア及びソフトウェアのセットアップ費用

(エ) 調達物品の輸送及び設置に係る費用

(オ) その他契約書及び調達仕様書に基づく調達物品のリースに係る費用

イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書及び見積額の内訳書(任意様式)を封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年1月30日(木) 午前11時

イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局 会議室10E

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 カタログの提出について

導入予定機種のカタログを令和2年2月4日(火)午後5時までに3(1)に提出してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条第1項第5号の規定により、納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第10号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

マイクロソフトソフトウェアアシュアランス

(2) 履行場所

- 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期限
令和2年3月31日
- (4) 調達概要
入札説明書によります。
- 2 入札参加資格者に関する事項
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「コンピュータ」種目「ソフトウェア・消耗品」に登載されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年1月22日(水)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
(第3庁舎9階)
総務企画局情報管理部システム管理課
担当 森田・和田
電 話 044-200-3076
F A X 044-200-3752
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年1月10日(金)から令和2年1月22日(水)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- (3) 提出方法
持参に限る。
- 4 一般競争参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和2年1月31日(金)

- 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所
3(1)に同じ
- (3) その他
一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年1月10日(金)から令和2年1月22日(水)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- 5 入札参加者に求められる義務
この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。
- (1) 日時
令和2年1月31日(金)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所
3(1)に同じ
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 3(1)に同じ
- (2) 仕様に関する質問は、令和2年1月31日(金)から令和2年2月7日(金)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
なお、回答については令和2年2月14日(金)、全社にF A Xもしくはメールにて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札金額・方法等
- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。
- イ 入札は所定の入札書をもって行い、契約ごとに

入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。なお、郵送による入札を行う場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便にて送付してください。この場合は郵送した日に3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和2年2月21日(金)午後2時
イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- ア 期限 令和2年2月20日(木)必着
イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。落札者は契約書を2通作成し、令和2年2月26日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Microsoft Software Assurance

(2) Time-limit for tender :

2:00 P.M. February 21, 2020

(3) Time-limit for tender by mail :

February 20, 2020

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel:044-200-3076

川崎市公告(調達)第11号

一般競争入札について次の通り公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎競輪場東サイドスタンド解体撤去及びバンク改修工事基本構想策定業務委託
(2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6 川崎競輪場
(3) 履行期間 契約締結日から令和年3月24日まで
(4) 委託概要 川崎競輪場東サイドスタンド解体撤去及びバンク改修工事の基本設計を行うための基本構想の策定を行う。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に記載されている者であること。
(4) 平成26年度以降で、競輪場に係る設計業務の受託をした実績があり、かつ競輪場バンクに関する知見を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出
〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
川崎市経済労働局公営事業部総務課
メインスタンド2階 担当 木田、石橋
電 話 044-211-7082
F A X 044-233-8262

(2) 配布及び提出期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月17日

(金)まで(土・日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)とします。

3) 提出方法

持参に限ります。一般競争入札参加申込書及び入札書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年1月20日(月)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年1月20日(月)の午後1時から午後5時に、3(1)にて書類を交付します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月20日(月)まで(土・日及び休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)とします。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年1月21日(火)までに、参加全社あてにFAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続き等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3

条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年1月23日(木)午後2時00分

イ 入札書の提出場所

上記3(1)と同じ

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和2年1月22日(水)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

上記3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第12号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要
上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約4,260,100キロワット時
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年1月23日(木)までに行うこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を令和2年1月23日(木)までに行うこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎4階
総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当
電話 044-200-3555(直通)
FAX 044-200-3749
E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年1月10日(金)から同月23日(木)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1

- 時00分までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和2年2月4日(火) 午後5時00分まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和2年1月10日(金)から2月13日(木)までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
ア 電子メール 17tyosya@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3749
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
令和2年2月20日(木)午後5時00分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に入れ封印して持参してください。

ウ 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって、契約を締結するものとします。

(2) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時・場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

令和2年2月26日(水) 午前10時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎4階

庁舎管理課会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和2年2月25日(火) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しな

ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity about 4,260,100kWh to use at Kawasaki City Office Building No.3

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. February, 26, 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

February, 25, 2020

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

City Hall Management Section

General Administration Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa, 210-8577, JAPAN

Tel 044-200-3555

税 公 告

川崎市税公告第131号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第132号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第133号

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第134号

市民税・県民税税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第135号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第136号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第137号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分以降	令和2年1月6日 (11月随時分)	計64件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	令和2年1月6日 (11月随時分)	計3件

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程(昭和46年川崎市水道局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「こと」の次に「(法第22条の2第2項に規定する点検を含む。)」を加え、同項第3号中「規定に基づく」を削り、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。

第2条第2項中「第6号」を「第7号」に、「第7号又は第8号」を「第8号又は第9号」に改める。

附 則

(令和元年12月25日川崎市上下水道局規程第15号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の規定は、令和元年10月1日から適用する。

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年川崎市水道部規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

「
担当課長(下水道使用料担当)
」

を

「
担当課長(下水道使用料担当)
担当課長(調査担当)
」

に改める。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第35号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和元年12月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和2年2月1日から

令和7年1月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 381

商号又は名称 有限会社セイワコーポレーション

営業所所在地 川崎市宮前区西野川3丁目27番13号

代表者氏名 糸房 和男

指 定 番 号 122

商号又は名称 有限会社清水設備

営業所所在地 川崎市高津区溝口4丁目2番15号

代表者氏名 清水 匡位

指 定 番 号 594

商号又は名称 南設備工業株式会社

営業所所在地 横浜市南区庚台72番地1

代表者氏名 浜中 征子

指 定 番 号 951

商号又は名称 有限会社ショウ設備工業

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区上菅田町415番地13

代表者氏名 將田 光漢

指 定 番 号 83

商号又は名称 追川建設株式会社

営業所所在地 川崎市多摩区枳形4丁目10番5号

代表者氏名 追川 恭子

指 定 番 号 950

商号又は名称 有限会社恩田工業

営業所所在地 横浜市戸塚区上矢部町2120番地15

代表者氏名 恩田 三志郎

指 定 番 号 277

商号又は名称 株式会社フレックスエンジニアリング
 営業所所在地 川崎市多摩区登戸357番地
 代表者氏名 大貫 弘

指 定 番 号 217
 商号又は名称 日新工業株式会社
 営業所所在地 川崎市麻生区片平5-9-6青葉
 201
 代表者氏名 川村 一徳

指 定 番 号 592
 商号又は名称 有限会社藤設備工業
 営業所所在地 川崎市宮前区西野川1丁目26番26号
 代表者氏名 佐藤 義昭

指 定 番 号 220
 商号又は名称 有限会社中水工業
 営業所所在地 川崎市幸区小向西町2丁目34番地1
 代表者氏名 奥川 利雄

川崎市上下水道局告示第36号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和元年12月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和2年2月1日から
 令和7年1月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 115
 商号又は名称 有限会社菅生工務店
 営業所所在地 川崎市宮前区菅生2丁目6番3号
 代表者氏名 新井 次雄

指 定 番 号 374
 商号又は名称 東光建設株式会社
 営業所所在地 横浜市旭区東希望が丘189番地
 代表者氏名 黒須 博

指 定 番 号 78
 商号又は名称 有限会社原島工業所
 営業所所在地 川崎市多摩区西生田2丁目14番21号
 代表者氏名 原島 幸義

指 定 番 号 949
 商号又は名称 株式会社内野工務店
 営業所所在地 横浜市旭区金が谷2丁目33番2号
 代表者氏名 内野 大喜

指 定 番 号 952
 商号又は名称 株式会社小山商會
 営業所所在地 相模原市中央区上溝347番8
 代表者氏名 小山 桂一

指 定 番 号 379
 商号又は名称 興栄工業株式会社
 営業所所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目56番8号
 代表者氏名 山本 毅一郎

指 定 番 号 126
 商号又は名称 横山設備工業株式会社
 営業所所在地 川崎市中原区上平間1700番地269
 代表者氏名 諸橋 悟

指 定 番 号 82
 商号又は名称 株式会社稲田水道工務店
 営業所所在地 川崎市多摩区菅稲田堤3丁目1番32号
 代表者氏名 樋山 晴久

指 定 番 号 382
 商号又は名称 株式会社志岐工事
 営業所所在地 川崎市幸区小倉2丁目10番4号
 代表者氏名 志岐 健太

指 定 番 号 383
 商号又は名称 永光建設株式会社
 営業所所在地 横浜市港北区大豆戸町477番地
 代表者氏名 吉田 寛之

川崎市上下水道局告示第37号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和元年12月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第1699号

氏名又は名称 有限会社コヤマ住設
 住 所 横浜市都筑区荏田東4丁目15番3号
 代表者氏名 小山 正次
 指 定 年 月 日 令和2年1月1日
 有 効 期 限 令和6年12月31日

2 指 定 番 号 第1700号

氏名又は名称 株式会社N I C
 住 所 川崎市宮前区神木本町3丁目4番34号
 代表者氏名 安居 政則

- 指定年月日 令和2年1月1日
 有効期限 令和6年12月31日
- 3 指定番号 第1701号
 氏名又は名称 羽倉設計事務所
 住 所 横浜市緑区新治町466番地1
 サマックスオオサワ206
 代表者氏名 羽倉 裕美
 指定年月日 令和2年1月1日
 有効期限 令和6年12月31日
- 4 指定番号 第1702号
 氏名又は名称 株式会社将栄興業
 住 所 さいたま市緑区大字中野田1251番地
 2ワークオフィス中野田201号
 代表者氏名 厚沢 将伸
 指定年月日 令和2年1月1日
 有効期限 令和6年12月31日

川崎市上下水道局告示第38号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
 10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届
 け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の
 変更を行いましたので告示します。

令和元年12月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第75号
 氏名又は名称 株式会社田中工業
 住 所 川崎市多摩区堰3丁目5番6号
 代表者氏名 (新) 田中 祐一
 (旧) 田中 金蔵
 変更年月日 令和元年5月25日
- 2 指定番号 第136号
 氏名又は名称 有限会社石川設備工業所
 住 所 (新) 川崎市宮前区西野川3丁目33
 番29号
 (旧) 川崎市宮前区野川2256番地
 代表者氏名 石川 剛
 変更年月日 令和元年10月15日
- 3 指定番号 第1023号
 氏名又は名称 星野設備工業株式会社
 住 所 (新) 東京都杉並区方南1丁目23番
 5号
 (旧) 東京都杉並区方南1丁目23番
 24号
 代表者氏名 (新) 星野 栄治

- (旧) 星野 高志
 変更年月日 (住所) 平成29年4月1日
 (代表者) 平成29年9月1日
- 4 指定番号 第1439号
 氏名又は名称 水道お直し隊
 住 所 (新) 東京都世田谷区等々力8丁目
 26番18号ブリックハウス等々
 力201
 (旧) 東京都世田谷区用賀3丁目10
 番7号スコアール用賀B棟
 101
 代表者氏名 (新) 河田 誠二
 (旧) 上村 誠二
 変更年月日 (住所) 令和元年11月26日
 (代表者) 令和元年6月26日

川崎市上下水道局告示第39号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
 10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届
 け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止
 を行いましたので告示します。

令和元年12月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第259号
 氏名又は名称 株式会社エンドーエンジニアリング
 住 所 川崎市川崎区南町12番地5
 代表者氏名 遠藤 和造
 廃止年月日 令和元年12月11日

川崎市上下水道局告示第40号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の
 開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下
 水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次
 のとおり告示します。

令和元年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
 令和元年12月25日
- 2 終末処理場の位置及び名称
- (1) 幸区南加瀬4丁目40番22号
 加瀬水処理センター
- (2) 中原区宮内3丁目22番1号
 等々力水処理センター
- (3) 麻生区上麻生6丁目15番1号

麻生水処理センター

3 排除施設の方法

- (1) 合流式
- (2) 分流式

4 下水を排除及び処理する区域

- (1) 分流式（等々力水処理センター）

高津区久地4丁目の一部
 高津区下作延5丁目の一部
 高津区上作延の一部
 高津区溝口2丁目の一部
 宮前区西野川3丁目の一部
 宮前区平1丁目の一部
 宮前区平2丁目の一部
 宮前区平3丁目の一部
 宮前区菅生1丁目の一部
 宮前区菅生3丁目の一部
 宮前区水沢2丁目の一部
 宮前区初山1丁目の一部
 宮前区神木本町2丁目の一部
 多摩区菅2丁目の一部
 多摩区菅5丁目の一部
 多摩区菅6丁目的一部分
 多摩区菅野戸呂の一部
 多摩区菅稲田堤3丁目的一部分
 多摩区枳形1丁目的一部分
 多摩区中野島4丁目的一部分
 多摩区宿河原6丁目的一部分
 多摩区堰3丁目的一部分
 多摩区長尾4丁目的一部分
 多摩区登戸の一部
 麻生区東百合丘4丁目的一部分

- (2) 分流式（麻生水処理センター）

麻生区黒川の一部
 麻生区五力田3丁目的一部分
 麻生区片平4丁目的一部分
 麻生区片平5丁目的一部分
 麻生区王禅寺西4丁目的一部分
 麻生区王禅寺東1丁目的一部分
 麻生区王禅寺東5丁目的一部分
 麻生区上麻生5丁目的一部分
 麻生区上麻生6丁目的一部分

5 縦覧

- (1) 開始日時
令和元年12月25日

- (2) 場所

川崎市上下水道局中部下水道事務所
 川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所
 川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所

川崎市上下水道局告示第41号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和元年12月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第7号
 氏名又は名称 株式会社三興水道商会
 住 所 川崎市中原区新丸子町716番地
 代表者氏名 高橋 洋之
 指 定 更 新 日 令和元年12月26日
 有 効 期 限 令和7年9月29日
- 2 指 定 番 号 第14号
 氏名又は名称 株式会社協和日成 神奈川支店
 住 所 川崎市高津区末長四丁目7番8号
 代表者氏名 川野 茂
 指 定 更 新 日 令和元年12月26日
 有 効 期 限 令和7年9月29日
- 3 指 定 番 号 第15号
 氏名又は名称 株式会社吉浜工業所
 住 所 川崎市川崎区中島二丁目13番1号
 代表者氏名 吉浜 喜一
 指 定 更 新 日 令和元年12月26日
 有 効 期 限 令和7年9月29日
- 4 指 定 番 号 第19号
 氏名又は名称 本田工業株式会社
 住 所 川崎市幸区小向町3番15号
 代表者氏名 本田 耕貴
 指 定 更 新 日 令和元年12月26日
 有 効 期 限 令和7年9月29日
- 5 指 定 番 号 第20号
 氏名又は名称 株式会社成田水道工務店
 住 所 川崎市中原区木月住吉町6番24号
 代表者氏名 成田 紀明
 指 定 更 新 日 令和元年12月26日
 有 効 期 限 令和7年9月29日
- 6 指 定 番 号 第21号
 氏名又は名称 株式会社橋設備工業所
 住 所 横浜市鶴見区向井町三丁目78番地の8
 代表者氏名 荒井 敬仁
 指 定 更 新 日 令和元年12月26日

有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市中原区上平間1132番地
7 指定番号	第24号	代表者氏名	小池 健雄
氏名又は名称	有限会社山口工務店	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市川崎区宮前町3番10号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	山口 晃	15 指定番号	第40号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	有限会社小西水道工業所
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市中原区下沼部1774番地
8 指定番号	第25号	代表者氏名	小西 隆幸
氏名又は名称	有限会社杉下工務店	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市川崎区伊勢町20番9号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	杉下 昌之	16 指定番号	第41号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社小沢工務店
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市幸区小倉三丁目16番34号
9 指定番号	第28号	代表者氏名	小澤 武義
氏名又は名称	株式会社共栄器材	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市多摩区生田一丁目8番25号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	木原 昇一郎	17 指定番号	第43号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	有限会社大貫工務店
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市多摩区宿河原二丁目14番5号
10 指定番号	第29号	代表者氏名	大貫 章
氏名又は名称	川本工業株式会社 川崎支店	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市川崎区榎町5番13号小林ビル	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	川本 守彦	18 指定番号	第45号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社千年水道工業所
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市高津区久末1288番地
11 指定番号	第31号	代表者氏名	中嶋 栄一
氏名又は名称	有限会社小島建設工業所	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市幸区下平間120番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	小島 一元	19 指定番号	第51号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社高村工務店
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市幸区北加瀬三丁目11番46号
12 指定番号	第34号	代表者氏名	高村 雅之
氏名又は名称	株式会社碓井設備	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市川崎区宮前町8番39号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	今井 勇	20 指定番号	第55号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	日東工業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市高津区千年979番地1
13 指定番号	第35号	代表者氏名	鈴木 計正
氏名又は名称	株式会社折原設備工務店	指定更新日	令和元年12月26日
住所	川崎市川崎区小田三丁目9番5号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	鈴木 雅志	21 指定番号	第59号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社稲田水道工務店
有効期限	令和7年9月29日	住所	川崎市多摩区菅稲田堤三丁目1番32号
14 指定番号	第37号	代表者氏名	樋山 晴久
氏名又は名称	有限会社本間工業所	指定更新日	令和元年12月26日

有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社清水設備
22 指定番号	第61号	住 所	川崎市高津区溝口四丁目2番15号
氏名又は名称	住吉工務店	代表者氏名	清水 匡位
住 所	川崎市中原区木月三丁目50番18号	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	高橋 秀人	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	30 指定番号	第89号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社広瀬工業所
23 指定番号	第62号	住 所	川崎市川崎区鋼管通一丁目15番9号
氏名又は名称	有限会社東栄設備工業所	代表者氏名	廣瀬 文男
住 所	川崎市川崎区浅田三丁目16番11号	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	加藤 弘行	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	31 指定番号	第91号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	株式会社笠倉工業
24 指定番号	第63号	住 所	川崎市幸区紺屋町9番地
氏名又は名称	追川建設株式会社	代表者氏名	笠倉 嘉平
住 所	川崎市多摩区枳形四丁目10番5号	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	追川 恭子	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	32 指定番号	第95号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社菅生工務店
25 指定番号	第66号	住 所	川崎市宮前区菅生二丁目6番3号
氏名又は名称	有限会社原島工業所	代表者氏名	新井 次雄
住 所	川崎市多摩区西生田二丁目14番21号	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	原島 幸義	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	33 指定番号	第97号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	高岸建設工業株式会社
26 指定番号	第70号	住 所	川崎市川崎区渡田山王町8番10号
氏名又は名称	有限会社菱沼工業所	代表者氏名	高岸 恒久
住 所	川崎市川崎区川中島二丁目8番5号	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	菱沼 政徳	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	34 指定番号	第100号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社菊田工業所
27 指定番号	第80号	住 所	川崎市川崎区昭和二丁目10番7号
氏名又は名称	株式会社一本松工業	代表者氏名	菊田 建一
住 所	川崎市麻生区上麻生五丁目45番16号	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	寺尾 巧	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	35 指定番号	第102号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社堀一設備
28 指定番号	第83号	住 所	川崎市中原区今井南町4番1号
氏名又は名称	大同産業株式会社	代表者氏名	堀一 隆之
住 所	川崎市幸区下平間280番地 ラ・ガイア3F	指定更新日	令和元年12月26日
代表者氏名	吉村 正	有効期限	令和7年9月29日
指定更新日	令和元年12月26日	36 指定番号	第106号
有効期限	令和7年9月29日	氏名又は名称	有限会社前川設備工業所
29 指定番号	第86号	住 所	川崎市川崎区小田栄一丁目11番4号
		代表者氏名	樋口 泰宏

	指定更新日 令和元年12月26日	氏名又は名称 有限会社生田衛生設備
	有効期限 令和7年9月29日	住所 川崎市麻生区百合丘一丁目5番地5号
37	指定番号 第110号	代表者氏名 関 喜志夫
	氏名又は名称 横山設備工業株式会社	指定更新日 令和元年12月26日
	住所 川崎市中原区上平間1700番地269	有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 諸橋 悟	
	指定更新日 令和元年12月26日	45 指定番号 第128号
	有効期限 令和7年9月29日	氏名又は名称 有限会社五十嵐設備工業所
38	指定番号 第111号	住所 川崎市高津区蟹ヶ谷146番地
	氏名又は名称 有限会社丸菱管設	代表者氏名 五十嵐 勝美
	住所 川崎市幸区南加瀬四丁目21番18号	指定更新日 令和元年12月26日
	代表者氏名 菱沼 薫	有効期限 令和7年9月29日
	指定更新日 令和元年12月26日	46 指定番号 第131号
	有効期限 令和7年9月29日	氏名又は名称 荻原住宅設備機器株式会社
39	指定番号 第113号	住所 川崎市中原区上小田中六丁目23番33号
	氏名又は名称 有限会社??浜設備	代表者氏名 荻原 康弘
	住所 川崎市幸区小倉三丁目2番10号	指定更新日 令和元年12月26日
	代表者氏名 吉濱 正弘	有効期限 令和7年9月29日
	指定更新日 令和元年12月26日	47 指定番号 第135号
	有効期限 令和7年9月29日	氏名又は名称 有限会社荻野設備工業
40	指定番号 第119号	住所 川崎市宮前区菅生三丁目34番8号
	氏名又は名称 株式会社タイトー	代表者氏名 荻野 三郎
	住所 川崎市宮前区西野川三丁目17番24号	指定更新日 令和元年12月26日
	代表者氏名 宮崎 元希	有効期限 令和7年9月29日
	指定更新日 令和元年12月26日	48 指定番号 第137号
	有効期限 令和7年9月29日	氏名又は名称 株式会社百合ヶ丘設備工業
41	指定番号 第120号	住所 川崎市麻生区高石一丁目21番9号
	氏名又は名称 有限会社逸見工業	代表者氏名 笠原 均
	住所 川崎市川崎区観音一丁目15番2号	指定更新日 令和元年12月26日
	代表者氏名 逸見 務	有効期限 令和7年9月29日
	指定更新日 令和元年12月26日	49 指定番号 第138号
	有効期限 令和7年9月29日	氏名又は名称 有限会社川辺工業
42	指定番号 第121号	住所 川崎市高津区久地一丁目4番11号
	氏名又は名称 株式会社高根設備	代表者氏名 川辺 正則
	住所 川崎市麻生区王禅寺西五丁目18番1号	指定更新日 令和元年12月26日
	代表者氏名 高根 克巳	有効期限 令和7年9月29日
	指定更新日 令和元年12月26日	50 指定番号 第140号
	有効期限 令和7年9月29日	氏名又は名称 有限会社宮本住宅設備
43	指定番号 第122号	住所 川崎市高津区久末1491-9
	氏名又は名称 崎東水道工業株式会社	パースシテイ日吉台311号
	住所 川崎市多摩区長沢一丁目6番23号	代表者氏名 宮本 繁
	代表者氏名 河上 辰男	指定更新日 令和元年12月26日
	指定更新日 令和元年12月26日	有効期限 令和7年9月29日
	有効期限 令和7年9月29日	51 指定番号 第141号
44	指定番号 第123号	氏名又は名称 株式会社富士設備
		住所 川崎市中原区下小田中五丁目14番1号

代表者氏名	大川 裕一郎	59 指 定 番 号	第159号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	有限会社小林設備工業
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市多摩区堰二丁目11番43号
52 指 定 番 号	第143号	代表者氏名	小林 郁久
氏名又は名称	有限会社尼野設備工業	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市高津区末長一丁目39番17号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	尼野 正男	60 指 定 番 号	第163号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	麻生建設株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市麻生区上麻生六丁目13番13号
53 指 定 番 号	第147号	代表者氏名	鴨志田 茂
氏名又は名称	啓友設備株式会社	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市宮前区東有馬二丁目12番2号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	今門 隆	61 指 定 番 号	第169号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	川又電機工事株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市川崎区観音二丁目9番3号
54 指 定 番 号	第148号	代表者氏名	川又 竜志郎
氏名又は名称	株式会社松井工務店	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市中原区上平間393番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	松井 建一	62 指 定 番 号	第171号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	三豊エンジニアリング株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市保土ヶ谷区狩場町169番地125
55 指 定 番 号	第149号	代表者氏名	斎藤 安弘
氏名又は名称	有限会社三橋設備	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市中原区井田中ノ町21番26号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	三橋 克夫	63 指 定 番 号	第174号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社藤森工業
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市幸区遠藤町32番7
56 指 定 番 号	第151号	代表者氏名	藤森 満樹
氏名又は名称	株式会社吉忠商会	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市宮前区宮崎三丁目11番地1	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	吉田 浩之	64 指 定 番 号	第176号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	協伸工業有限会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市幸区小向西町四丁目57番地
57 指 定 番 号	第154号	代表者氏名	萩原 実
氏名又は名称	株式会社首都圏施設サービス	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市麻生区五力田三丁目6番地3号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	川田 操	65 指 定 番 号	第180号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	有限会社大坂設備
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市宮前区平六丁目4番48号
58 指 定 番 号	第156号	代表者氏名	大坂 順一
氏名又は名称	有限会社横山水道設備	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市宮前区野川本町二丁目28番16号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	渡 雄一郎	66 指 定 番 号	第181号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社スガオ施工
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市宮前区犬蔵一丁目37番15号

	代表者氏名 本田 直樹		74 指 定 番 号 第198号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 有限会社中水工業
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市幸区小向西町二丁目34番地1
67	指 定 番 号 第183号		代表者氏名 奥川 利雄
	氏名又は名称 有限会社山崎設備工業		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 川崎市多摩区菅北浦二丁目13番12号		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 山崎 政紀		75 指 定 番 号 第204号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 株式会社坂本商会
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市中原区下小田中六丁目9番33号
68	指 定 番 号 第186号		代表者氏名 坂本 亮
	氏名又は名称 株式会社ヒラマ		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 横浜市保土ヶ谷区仏向町1059番地 102		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 平間 利夫		76 指 定 番 号 第207号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 有限会社松本水道工事
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市川崎区大島三丁目13番8号
69	指 定 番 号 第189号		代表者氏名 松本 眞平
	氏名又は名称 山羽工業株式会社		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 藤沢市渡内二丁目2番7号		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 山根 格		77 指 定 番 号 第209号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 日化設備工業株式会社 川崎支店
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市中原区中丸子461番地
70	指 定 番 号 第193号		代表者氏名 高本 篤
	氏名又は名称 有限会社古谷設備工業		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 川崎市多摩区中野島三丁目31番15号		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 古谷 文雄		78 指 定 番 号 第211号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 有限会社大進設備
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市麻生区東百合丘四丁目11番13号
71	指 定 番 号 第194号		代表者氏名 山田 有紀
	氏名又は名称 有限会社タカハシ設備工業		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 川崎市宮前区野川3257番地の7		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 高橋 行雄		79 指 定 番 号 第212号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 靖功設備株式会社
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 横浜市鶴見区北寺尾七丁目22番1号
72	指 定 番 号 第195号		代表者氏名 小野 博司
	氏名又は名称 日新工業株式会社		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 川崎市麻生区向原三丁目14番19号		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 川村 一徳		80 指 定 番 号 第217号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 有限会社相澤設備工業
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市幸区紺屋町21番地
73	指 定 番 号 第196号		代表者氏名 森 明博
	氏名又は名称 有限会社さかい管工		指定更新日 令和元年12月26日
	住 所 川崎市高津区蟹ヶ谷258番地7		有効期限 令和7年9月29日
	代表者氏名 酒井 毅		81 指 定 番 号 第223号
	指定更新日 令和元年12月26日		氏名又は名称 有限会社新設備
	有効期限 令和7年9月29日		住 所 川崎市幸区南加瀬三丁目8番32号

代表者氏名	鈴木 新次郎	89 指 定 番 号	第238号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	熱研プラント工業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市宮前区宮前平三丁目2番地13
82 指 定 番 号	第224号	代表者氏名	東軒 秀和
氏名又は名称	株式会社エーケン	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市宮前区神木本町二丁目9番10号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	佐藤 昇	90 指 定 番 号	第239号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社長谷川設備
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市旭区今宿南町2122番地
83 指 定 番 号	第226号	代表者氏名	長谷川 徹
氏名又は名称	前田興業株式会社	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市多摩区宿河原三丁目16番66号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	前田 穰治	91 指 定 番 号	第246号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	有限会社ハマダ管工
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市宮前区野川1183番地6
84 指 定 番 号	第228号	代表者氏名	濱田 満
氏名又は名称	株式会社ミツサワ住設	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市高津区向ヶ丘166番地4	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	笠井 善泰	92 指 定 番 号	第250号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社丸栄建設
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市多摩区長沢四丁目18番6号
85 指 定 番 号	第230号	代表者氏名	西山 和祐
氏名又は名称	ホクヨー住宅設備株式会社	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目81番17号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	佐々木 正利	93 指 定 番 号	第251号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社キャプティ
有効期限	令和7年9月29日	住 所	東京都墨田区堤通一丁目19番9号
86 指 定 番 号	第232号	代表者氏名	菊山 嘉晴
氏名又は名称	株式会社ジェス	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	横浜市緑区長津田町2966番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	宇都木 勉	94 指 定 番 号	第255号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社ミカセ
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市中原区中丸子267番地3
87 指 定 番 号	第235号	代表者氏名	松井 保夫
氏名又は名称	有限会社阿部設備	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市高津区二子三丁目34番10号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	阿部 義則	95 指 定 番 号	第257号
指定更新日	令和元年12月26日	氏名又は名称	株式会社フレックスエンジニアリング
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市多摩区登戸357番地
88 指 定 番 号	第237号	代表者氏名	大貫 弘
氏名又は名称	明和工業株式会社	指定更新日	令和元年12月26日
住 所	川崎市幸区紺屋町40番地4	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	下山 和則		
指定更新日	令和元年12月26日		
有効期限	令和7年9月29日		

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第69号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件名	(給水用1類) 開設不要型応急給水拠点標示板・案内板
	履行場所	川崎市幸区下平間1-11 川崎市上下水道局資材倉庫
	履行期限	令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「看板・標識」、種目「看板・表示板」に記載されていること。 (6) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和2年1月22日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第70号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 中原区中大口径管きょ実施設計委託第15号
	履行場所	川崎市中原区地内
	履行期限	契約の日から令和2年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。 (4) 平成26年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 ア 日本下水道協会が発行した「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、内径800mm以上の円形管きょ及び短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計 イ 下水道管きょに係る詳細設計(改築・詳細)について耐震設計(レベル1及び2)を含むもの (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。	

参加資格	ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者 ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和2年1月16日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度南部下水管内管きよ清掃委託その3
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年1月16日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 汚泥圧送管空気弁等点検業務委託
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年1月16日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	入江崎余熱利用プール改築更新計画策定業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から令和2年9月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。 (4) 平成16年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、常設された施設で改築更新に向けた調査業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。 ア 総合技術監理部門技術士の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年1月16日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度北部下水管内管きよ清掃委託その4
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年1月21日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

川崎市上下水道局公告第71号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	古市場下水幹線その5工事
	履 行 場 所	川崎市幸区古市場、古市場1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から280日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年1月20日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸地区ほか下水幹枝線第6号工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸、高津区下作延5丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から220日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参 加 資 格	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月20日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 6,039,898キロワット時
- イ 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 2,843,383キロワット時
- ウ 生田浄水場で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 8,906,736キロワット時
- エ 平間配水所で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 2,373,820キロワット時
- オ 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 3,150,096キロワット時
- カ 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 22,068,060キロワット時
- キ 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 23,368,312キロワット時
- ク 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 12,127,348キロワット時
- ケ 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 25,388,736キロワット時
- コ 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 5,786,369キロワット時

サ 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)

予定使用電力量 4,594,802キロワット時

シ 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)

予定使用電力量 2,903,409キロワット時

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けた者であること。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」のうち種目「電気供給」に登録されており、かつ、川崎市環境配慮電力入札実施要綱第4条第2項の規定に基づき、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和2年1月23日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により入札説明書等を閲覧することができます。

また、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2091

- (2) 期間 令和2年1月10日(公告日)から令和2年
1月23日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から正午、午後1時から
午後5時

- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購
入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなけ
ればなりません。

- (1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダ
ウンロードすることができます。「入札情報かわさ
き」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公
表」の中にあります。ダウンロードができない場
合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

- (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所
に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送に
よる提出は認めません。

- (3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 向井

電話 044-200-2091

- 5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められ
た条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証
明する書類(小売電気事業の登録の通知の写し)を提
出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたと
きはこれに応じなければなりません。提出された書類
を審査した結果、この購入物品を確実に納入するこ
とができると認められた者に限り入札に参加するこ
とができます。

- 6 仕様書作成担当者

- (1) 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 八木

電話 044-911-2022

- (2) 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課

担当 田之倉

電話 044-900-9710

- (3) 生田浄水場で使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場

担当 小松

電話 044-944-2131

- (4) 平間配水所で使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課

担当 田之倉

電話 044-900-9710

- (5) 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局水管理センター水運用センター

担当 吉田

電話 044-866-0335

- (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気
(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- (7) 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- (8) 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- (9) 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- (10) 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- (11) 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- (12) 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 宮脇

電話 044-200-0351

- 7 仕様書に関する質問、回答

- (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することがで
きます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問
することができる方は、入札参加申込を済ませた方
に限り、また、入札参加者以外へは回答しませ
ないので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できません。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後の再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和2年2月7日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和2年2月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書の各単価で締結します。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年2月20日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年2月17日 必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月20日 午前10時30分

1(1)アからシまでの購入物品の開札を同時にを行います。

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契約を締結し、契約書の写しを提出してください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの契約の相手方となった場合には、不要とします。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - a Electricity 6,039,898kWh to use at Nagasawa Purification Plant
 - b Electricity 2,843,383kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
 - c Electricity 8,906,736kWh to use at Ikuta Purification Plant
 - d Electricity 2,373,820kWh to use at Hirama Regulating Reservoir
 - e Electricity 3,150,096kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
 - f Electricity 22,068,060kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
 - g Electricity 23,368,312kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
 - h Electricity 12,127,348kWh to use at Kase Wastewater Treatment Center
 - i Electricity 25,388,736kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
 - j Electricity 5,786,369kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
 - k Electricity 4,594,802kWh to use at Tode Pumping Station and others
 - l Electricity 2,903,409kWh to use at Komukai Pumping Station and others
- (2) Time limit for tender:
 - a Direct delivery
10:30A.M. 20 February, 2020
 - b By mail
17 February, 2020
- (3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2091
- (4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第7条第1項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第13条第5項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第17条第1項中「別表第8」を「別表第9」に改める。

別表第7第1号及び第2号中

「

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

」

を

「

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

」

に改める。

別表第7第3号中

「

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

」

を

「

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- この規程の施行の日から令和2年3月31日までの間

において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年12月16日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

- 一般競争入札に付する事項
 - 件名
高齢者交通安全啓発のビデオ制作業務
 - 履行場所
自動車部安全・サービス課
 - 履行期間
契約締結日から令和2年3月19日まで
 - 業務概要
仕様書のとおり
- 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
 - 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
 - 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「映画・ビデオ制作」で登録されていること。
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
 - 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年12月16日から令和元年12月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年1月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 竹内・山田

電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月17日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第38号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

バス車両ラッピング施工及びラッピング剥離等業務委託

(2) 履行場所

交通局の指定する場所

(3) 履行期間

令和2年2月10日から令和2年3月27日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「印刷物のデザイン又はその他」、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成21年4月1日以降に、大型乗合バス車両ラッピング施工の契約実績があること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

ん。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の実績を証明する書類（契約書及び仕様書の写し等）

※ アの様式は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和元年12月26日から令和2年1月9日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年1月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 営業企画担当 那須

電話 044-200-2491

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月24日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)と同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第36号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい

ます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局

入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院アスベスト分析調査等業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「調査・測定」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。

競争参加の申込	令和元年12月25日から令和2年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和2年1月17日 午前 10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第37号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資

格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻し、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回

り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締

結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、令和2年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院給食業務等委託
	履行場所	川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期限	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで (2年間の長期継続契約)
競争参加資格	名簿の登録	業種「給食調理業務」 種目「給食サービス」
	地域区分	設定しません。
	その他	1 過去2年間に病床規模300床以上の病院において、元請として類似の受託実績を2件以上有していること。 2 医療関連サービスマークを有していること。
競争参加の申込	令和元年12月25日から令和2年1月8日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年1月17日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。</p> <p>(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第1号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示しま

す。

令和2年1月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 物品及び役務の名称

「川崎病院で使用する周産期電子カルテシステムの調達」

「川崎病院周産期電子カルテシステム保守業務委託」 合併入札

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

- 病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年12月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 ミトラ
代表取締役 藤井 篤人
香川県高松市林町2217番地15
- 5 契約金額
28,886,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札契約
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和元年11月11日

川崎市病院局公告(調達)第2号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (4) 案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5

時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- (1) 競争参加申込書は、案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
- (2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- (3) 「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
- (4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- 3 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- 4 入札及び開札について
- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定

に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、令和2年第1回川崎市議会定例会において、別紙の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1) 川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療系産業廃棄物処分業」
	地域区分	設定しません。
	その他	次の条件を全て満たすこと。 1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で必要とする廃棄物種類が記載されていること (許可証明書の写しを参加申し込み時に提出すること) 2 最終処分地が確保されていること ※契約書に最終処分地を記載します。
競争参加の申込	令和2年1月10日から令和2年1月27日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。(現場視察希望の場合は入札参加申込後、病院局契約担当へ連絡してください。現場視察は入札参加申込後、直接、下記担当と調整してください。) 川崎市立川崎病院(代表) 044-233-5521 庶務課 管理係 鈴木 川崎市立井田病院(代表) 044-766-2188 庶務課 管理係 濱田	
入札及び開札	日時	令和2年2月20日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年2月18日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased: Infectious industrial waste and industrial waste collection transportation disposal business 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 20, 2020 3 Time-limit for tender by mail: February, 18, 2020 4 Contact point for the notice:	

Summary	KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)
---------	--

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1)
	履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
	概要	川崎病院の院内清掃業務を委託するものです。
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	その他	次の条件を全て満たすこと。 1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。 2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 (1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し (2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面 ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書 イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表） ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書 エ 業務の管理体制を記載した業務案内書 オ 業務上必要な研修実施調書 3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。
競争参加の申込	令和2年1月10日から令和2年1月27日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和2年2月21日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和2年2月19日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に 関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。	

特定業務委託に関する事項	<p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 21 February 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 19 February 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「建物清掃等」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域(HCU、CCU、手術室等)の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表(高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表)</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 入札後、川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。</p>
競争参加の申込	令和2年1月10日から令和2年1月27日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	

入札及び開札	日 時	令和2年2月21日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和2年2月19日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に 関 する 事 項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Ida Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 21 February 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 19 February 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第13号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練 1	日 時	令和2年1月9日（木） 11時27分～11時37分
	場 所	多摩区枳形7丁目1番4号 生田緑地中央広場
	消防隊数	消防隊等 1 隊
訓練 2	日 時	令和2年1月11日（土） 10時30～11時30分
	場 所	麻生区上麻生6丁目15番1号 あさおふれあいの広場
	消防隊数	消防隊等 3 隊
訓練 3	日 時	令和2年1月11日（土） 11時00分～11時30分
	場 所	宮前区犬蔵1丁目10番2号 川崎市消防訓練センター
	消防隊数	消防隊等 1 隊

訓練 4	日 時	令和2年1月12日(日) 11時28分～11時30分
	場 所	幸区河原町1 河原町グラウンド
	消防隊数	消防隊等 1隊
訓練 5	日 時	令和2年1月12日(日) 11時15分～11時30分
	場 所	中原区等々力1番1号 等々力緑地催し物広場
	消防隊数	消防隊等 1隊

川崎市消防局公告第14号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和元年12月25日

川崎市消防長 原 悟 志

指定催しの名称	川崎大師平間寺初詣
開催場所	川崎大師平間寺 (川崎市川崎区大師町4番48号) 周辺
開催期間	令和元年12月31日から令和2年2月3日まで

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第17号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和元年12月18日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和元年12月25日(水) 14時00分から
- 2 場 所 第3庁舎15階 第1・2・3会議室
- 3 議 事
議案第52号 川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員の委嘱について
- 4 その他報告等

監 査 公 表

川 監 公 第 9 号

令和元年12月19日

川崎市職員措置請求について(公表)

令和元年10月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議については不調となりました。請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

(別紙)

31川監第599号
令和元年12月19日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員 寺岡 章 二
同 植村 京 子
同 嶋崎 嘉 夫
同 沼沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和元年10月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議については不調となりましたので、その旨を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1～4（事実証明書は添付省略）のとおり、平成30年度に宮前平小学校及び富士見台小学校で実施された下記5件の軽易工事（以下「本件各工事」という。）について、随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、競争性のある適正な契約金額との差額である損害額を認定し、本件各工事の契約を執行した関係職員に対し、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めている。

件名	請負業者	契約金額
宮前平小学校校舎置結ほか補修工事	株式会社櫻澤工務店	1,265,760円
宮前平小学校給食室床ほか補修工事		1,460,160円
宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事		1,371,600円
富士見台小学校週時計設備補修工事	アイ通信工事株式会社	453,600円
富士見台小学校時計設備補修工事		2,068,200円

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和元年10月21日付けでこれを受理し、監査対象局を教育委員会事務局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月15日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第7項の規定に基づく教育委員会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙5のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和元年11月15日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙6のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事について

ア 定義

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年訓令第8号。以下「軽易工事取扱規程」という。)第2条において「予算科目が工事請負又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のもを除く)以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」と規定されている。

イ 事務手続等

(ア) 予定価格の設定

川崎市契約規則(昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。)第25条において、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとされている。

ただし、軽易工事については、財政局資産管理部契約課による契約事務の手引き(以下「契約事務の手引き」という。)において、予定価格は執行予算額であることが明記されている。後記のとおり、軽易工事の場合は、複数の業者から工事見積書を徴取した上で予算執行同を起算することとなるため、見積り合わせの最低額が執行予算額及び予定価格となる。

(イ) 工事見積書の徴取等

軽易工事取扱規程第3条において、予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、同第7条に規定する業者から、なるべく2名以上の適格者を選定して工事見積書を提出させるとされ、さらに、契約規則に係る事務取扱通知(昭和58年3月31日付け57川総用第240号助役専決。以下「助役専決通知」という。)において、原則として3者以上の見積り合わせの方法によることとされている。

なお、工事見積書を徴取するためには、事前に業務内容を検討し、仕様を定

める必要があるが、これをどのような方法で行うかについては、市の統一的な基準はない。教育委員会事務局教育環境整備推進室(以下「教育環境整備推進室」という。)における一般的な運用としては、不特定の業者1者に下見積りを依頼し、業者が現地を確認して作成、提出した下見積りについて技術職員が仕様や金額を確認し、軽易工事として執行することが適正であると判断した場合に、下見積りを行った業者を含め、3者から工事見積書を徴取している。

徴取した工事見積書は、川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号。以下「予算規則」という。)第23条第1項に規定する予算執行同(以下「予算執行同」という。)に添付し、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとされているが、当該工事費等の審査をすることができず技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとされ、当該審査は予算執行同への合議をもって行うものとされている。

(ウ) 契約の締結等

軽易工事取扱規程第5条において、予算執行部局の長は、上記工事費等の審査に基づき工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとされ、この際、相手方から請書(契約規則第8号様式)を提出させなければならないとされている。

なお、事務処理上は、契約事務の手引きにおいて、市の財務会計システム及び文書管理システムにより前記予算執行同を起算する際、業者の選定及び契約の締結についても併せて同うこととされている。この際の決裁については、川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)別表(第5条関係)において、課長が専決することとされている。ただし、課長が不在の場合には、所管課長補佐が代決する旨が同第9条第5項に定められている。

(エ) 監督及び検査

軽易工事取扱規程第6条において、予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならないとされ、当該検査は、請負業者から軽易工事完成届(同規程別記様式)を提出させた後に行わなければならないとされている。

なお、軽易工事完成届は、検査書と一体となった様式であり、検査書には、工事を検査し履行を確認した日付(以下「検査日」という。)と、検査員及び監督員の職氏名の記入、押印欄が設けられている。

ウ 関係法令等

軽易工事(随意契約)に係る法令等については、別紙7に掲げたとおりである。

(2) 1件250万円を超える工事について

教育委員会事務局は、川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）第2条第1号に定める工事担当部局でないことから、1件250万円を超える建築工事（本件各工事契約締結当時は250万円以下の原形復旧工事以外の工事を含む）を行う必要が生じた場合は、まちづくり局に工事を依頼することとなる。

まちづくり局の受託工事については、原則、翌1年目に設計が実施され、翌2年目以降に工事が実施されることとなる。

(3) 本件各工事について

ア 宮前平小学校関係

(ア) 工事の概要について

宮前平小学校物置緊結ほか補修工事（以下「物置緊結工事」という。）については、東日本大震災の集中復興期間（平成27年度まで）に避難所である市立小中学校全校への独立型防災備蓄倉庫の設置を行った際、物置等の建築物の一部が既存不適格と見なされたことに端を発する是正工事である。その内容は、ルーティンカー等の部材により既存物置を基礎に固定するものであるが、工事見積書によれば、併せて、物置新設工事として複数の物置本体及び同組立て費等が計上されており、当該新設工事については、物置緊結工事以前に、経年劣化により処分した物置を復旧したものとされている。

宮前平小学校給食室床ほか補修工事（以下「給食室床工事」という。）及び宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事（以下「給食室壁・天井工事」といい、「物置緊結工事」及び「給食室床工事」と併せて「宮前平小学校工事」という。）については、いずれも給食室各部位の経年劣化に対応するための工事であり、前者は床及び腰壁、後者は壁（腰壁より上）及び天井の塗装のはく離等が対象とされているが、実際は1件の工事として実施されており、工事の実施後に、2件の工事として実施するとした内容で後記事務手続が執られている。

(イ) 事務手続等について

宮前平小学校工事は、別紙8のとおり、いずれも予算執行同等の定められた手続を経ずに実施されている。各工事は後記担当者により発注され、発注前には業者から下見積りを徴取していることであるが、当該見積書や業者とのやり取りの記録は残されていない。なお、給食室床工事及び給食室壁・天井工事については、平成30年4月6日に2件の工事として下見積りを徴取したことが教育委員会事務局による調査において確認されている。各工事の請負業者と下見積りを行った業者は同一である。請負業者以外の業者からの工事見積書については、工事の実施後に徴取されている（一部見積り依頼日が不明なものもある。）。

宮前平小学校工事の予算執行等は、工事の実施後に起案されているが、書類上の工期は起案日から概ね1～3か月後とされている。教育環境整備推進室で

は、担当者が技術職員の場合、非常勤職員が代わりに起案し担当者に合議するという運用がなされており、物置緊結工事は技術職員A、給食室床工事及び給食室壁・天井工事は技術職員Bが担当者とされている。軽易工事取扱規程第3条に基づく技術職員への合議による審査は、物置緊結工事及び給食室床工事は技術職員C、給食室壁・天井工事は技術職員Aに合議されている。いずれも決裁区分は課長専決であるが、所管担当課長の不在により、課長補佐による代決がなされている。

宮前平小学校工事は軽易工事完成届には、完成期限及び完成年月日が記入され、検査日も同日とされているが、いずれも事実とは異なる日付である。教育委員会事務局の説明によれば、同届の日付については、業者から空欄で提出させ職員が記入することが慣例となっており、各担当者により記入されている。監督員及び検査員については、監督員は各担当者自身、検査員は技術職員Aが担当した工事には技術職員B、技術職員Bが担当した工事には技術職員Aの記名押印がそれぞれなされている。同届には工事写真が添付されているが、いずれも当該表紙に完成年月日等の日付の記入はなく、写真の中に撮影日が確認できるものはない。

イ 富士見台小学校関係

(ア) 工事の概要について

富士見台小学校親時計設備補修工事（以下「親時計工事」という。）及び富士見台小学校時計設備補修工事（以下「子時計工事」といい、「親時計工事」と併せて「富士見台小学校工事」という。）については、職員室に設置されている親時計の動作が安定せず、各教室等に設置されている親時計と連動した子時計にも同様の不具合が生じていたほか、さらに、親時計の機能であるチャイムが定時に鳴らないといった不具合も生じていたことから、これらの不具合を解消すべく実施された工事である。

当初は、親時計工事により親時計を交換することで、連動する子時計の不具合も併せて解消されると見込んでいたが、親時計交換後も一部子時計の不具合が解消されず、接続回路の動作不良が確認されたことから、子時計工事が実施され、子時計の老朽化や接続回路の負荷を踏まえ、予防保全の観点から回路の増設と併せて子時計全64台が交換されている。

(イ) 事務手続等について

関係職員から陳述後に提出された回答書によれば、別紙8のとおり、親時計工事は、予算執行同等の定められた手続を経ずに実施され、子時計工事は、同手続を完了後に実施されているものの、後記担当者による工事の発注は、同手続以前になされたものである。いずれも発注前には業者から下見積りを徴取し

ある250万円を超えることから、意図的に書類上2件の工事として分割し、1件あたりの金額を250万円以下に抑えたものである。

したがって、いずれも軽易工事に該当しないことは論をまたないが、同じ学校で同時期に実施された同じ業種(建築)の工事であることを踏まえれば、宮前平小学校工事全体を1件にまとめ、競争入札により契約を締結する必要性があったと認めざるを得ない。

この点、市は、物置繋結工事と給食堂の2件の工事では工事内容が異なること、また、競争入札とした場合、設計や工事監理費の発生等により必ずしも随意契約とした場合より安くなるとは限らないこと、予算要求や設計等に時間を要し学校からの修繕依頼に迅速に対応できなくなる旨主張する。

しかしながら、工事内容に応じた業者の適性や市内中小企業の受注機会の確保といった観点を踏まえ、同一業種の工事を分離・分割して発注することはありうるとしても、見積り合わせも行わず同じ請負業者に工事を発注するといった前記事実関係を踏まえれば、宮前平小学校工事において上記事情があったとは認められず、競争入札等の手続を回避するため、意図的に3つの工事に分割し、1件あたり250万円以下の軽易工事として同じ業者に工事を請け負わせる一方、見積書や実際の工事日をずらした書面を作成し、あたかも軽易工事の手続を履践したような外觀を作出したものであって、上記手続自体が違法といわざるを得ない。

さらに、普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持って第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札を原則としているのであるから、単に手続の簡便さや経済性のみを理由に競争入札を回避することは許されないというべきである。迅速性についても、学校からの修繕依頼に早期に対応する必要性があるとしても、物置の基礎繋結の必要性は遅くとも平成27年度には認識されており、給食堂各部位の劣化も突如として生じたとは想定しがたく、市の上記主張に合理的な理由は認められない(なお、仮に、真に緊急を要するものであれば、施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約によるべきである。)

以上のとおり、宮前平小学校工事については、軽易工事に該当せず、かつ、本来1件の工事として競争入札により契約を締結する必要があるにもかかわらず、これを分割して随意契約により執行した違法性があると認められる。

イ 宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事の規則等に反した事務手続

本件各工事は、いずれも業者から下見積りを徴取した段階で、各担当者により工事が発注されており、当該手続に重大な瑕疵がある。

すなわち、本件各工事のうち子時計工事を除いては、いずれも工事の実施後に予算執行何が起案、決裁されており、このことは、歳出予算を執行する場合、あ

ていることであるが、当該見積書や業者とのやり取りの記録は残されていない。各工事の請負業者と下見積りを行った業者は同一である。請負業者以外の業者からの工事見積書については、親時計工事は工事の実施後に徴取されている。子時計工事は工事の実施前に徴取されているが、それ以前に工事の発注がなされている。

親時計工事の予算執行何は、請負業者による工事の実施後に起案されているが、書類上の工期は起案日から概ね1か月後とされている。子時計工事の予算執行何は、工事の実施前に起案されているが、親時計工事が実施されてから1ヶ月以上経過した後、下見積書を提出した上記業者の受注後に作成されている。

いずれも担当者は技術職員Bとされ、軽易工事取扱規程第3条に基づく技術職員への合議による審査は技術職員Cに合議されている。決裁区分は課長専決であるが、所管担当課長の不在により、課長補佐による代決がなされている。

富士見台小学校工事の軽易工事完成届には、担当者により事実と異なる完成年月日及び検査日(同日)が記入されているが、このうち子時計工事については、実際の工事完成日より前の日付が記入されている。監督員は担当者自身、検査員は技術職員Aの記名押印がなされている。同届に添付された工事写真の表紙に完成年月日等の日付の記入はなく、写真の中に撮影日が確認できるものはない。

2 監査委員の判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

監査委員は、本件措置請求を受理した後、慎重に審議を重ね、本件各工事の執行に係る違法性・不当性については後記(1)のとおり概ね意見が一致したが、富士見台小学校工事の執行方法の適否、また、本件各工事の契約締結による損害の発生の有無については意見が一致せず、最終的に合議不調となり、監査及び勧告についての決定には至らなかった。なお、意見が一致しなかった事項については、参考までに、後記(2)に各監査委員の意見を列記する。

(1) 本件各工事の執行に係る違法性・不当性について

ア 宮前平小学校工事の執行方法についての適否

物置繋結工事については、物置の新設という明らかに原形復旧に該当しない工事内容が含まれており、過去に処分された物置につき、改めて学校運営上必要とされたとしても、このような事情が原形復旧の範囲を拡大する理由とはなり得ない。給食堂床工事及び給食堂壁・天井工事については、実際は1件の工事として実施されたにもかかわらず、その総額が軽易工事としての執行が可能上限額で

らからじめ予算執行何を作成し、決裁を受けなければならない旨を定めた予算執行何の合議(第23条第1項)や、予算執行何に工事見積書を添付の上、技術職員への合議により工事費等の審査を受ける旨を定めた軽易工事取扱規程(第3条第2項及び第3項)に反する極めて不適正な行為である。

また、子時計工事については、工事の実施前に予算執行何が起案、決裁されているが、それ以前に発注がなされていることを踏まえれば、当該予算執行何は単に形式的なものであり、適正な事務手続が執られていたとは到底認められない。

また、本件各工事において、既に工事が実施(子時計工事については発注)された後に、請負業者以外の業者からの工事見積書が徴取されたことについては、予算執行何の起案前になるべく2名以上の業者から見積書を徴取しなければならぬ旨を定めた軽易工事取扱規程(第3条第1項)や、競争性及び透明性を確保し適正な価格で契約を行うため原則として3者以上の見積り合わせを行う旨を定めた助役専決通知の趣旨を没却するものであり、極めて不適切な行為であるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件各工事に係る事務手続については、規則等で定めた手続にも反しており、いずれも違法又は不当であると認めざるを得ない。

ウ 意見

今回の監査では、後記(2)に記載の事項について、全監査委員の意見が一致せず、最終的に合議不調となったが、教育委員会事務局における前記のような態様は、職員のコンプライアンス意識についてはいうまでもなく、組織の構造的な問題や制度自体の持つ課題にも起因していると考えられることから、事案の重要性に鑑み、全監査委員の意見として述べる。

(ア) 職員のコンプライアンス意識について

一括して発注すべき工事を250万円以下の工事に分割し、軽易工事として執行するよう不適正な事例については、これまでの監査でも度々指摘してきたところであるが、依然として改善がなされない状況にある。その要因は一概にはいえず、組織や制度の問題によることも大きいと察するが、たとえ組織や制度が適切に整えられていたとしても、最終的には、職員の意識が重要な鍵となることは強く認められるところである。本件各工事の執行において、各担当者のコンプライアンス意識が大きく欠如していたことは明らかであり、これ以上に、職員のコンプライアンス意識の醸成、徹底に努める必要がある。

(イ) 組織の構造的な問題について

本件各工事が必要な手続を経ずに実施又は発注されたことについて、担当者としてこれに関わった技術職員が複数いたことを踏まえれば、組織的に不適正な事務処理が常態化していたという疑念が払拭できない。職員を指揮監督すべ

き上司が当該事実を把握していたか否かは現時点において明らかとなっていないが、仮に把握していなかったとしても、少なくとも、給食室土工事及び給食室壁・天井工事については、夏休み等の長期休業期間に実施しなければ学校運営上支障があることは明白であるから、当該予算執行何等を承認したことにつき、決裁者として必要な注意義務を怠っていたといわざるを得ない。

教育委員会事務局では、1件250万円以上の工事を執行することができず、まちづくり局に依頼すれば相当の期間を要するといった制約の下、学校からの膨大、かつ多様な工事依頼への迅速な対応が求められる中で、本件各工事のような事務処理が生じたものと考えうる。しかし、このような事情は、不適正な事務処理を正当化させる理由とは成り得ないというべきであり、事務の適正性を確保しつつ、学校からの依頼に応え得る適切な方法を検討、実施してこなかったことにつき、組織のマネジメントとして問題があったと評価せざるを得ない。ただし、教育環境整備推進室における平成30年度の軽易工事執行件数は1,400件を超えており、組織内部のマネジメントのみで対応するには限界もあり、制度の問題とも関連するが、工事担当部局のあり方も含め、対策を講じる必要がある。

(ウ) 制度の課題について

本件各工事の請負業者以外の業者による工事見積書は、最短で依頼日当日、最長でも5日後(土日を含む)に提出されており、当該業者らは現地の状況を確認せずに工事見積書を作成していることが推認され、その精度や金額の妥当性、果ては受注意欲にさえ疑問が残るところである。こうした態様が他の軽易工事にも共通しているのであれば、下見積りを行った業者がそのまま請負業者に決定されることが常態化していることも考えうる。仮にそうであれば、軽易工事の予定価格は見積り合わせの最低価格とされているところ、実際は下見積り価格ということになり、実質的に1者の言い値で契約が締結されることとなるため、こうした事情の下では、見積り合わせや予算執行何が正規の手順に基づき行われたとしても、既成事実を追認するだけの形式的な手続にしかならず、随意契約に係る競争性を担保する措置とはなり得ない。さらに、下見積りを依頼する担当者の裁量が極めて大きいことから、不祥事防止の観点からも問題があるといわざるを得ない。

また、本件各工事の検査は、軽易工事完成届に添付された写真の確認をもつてなされているが、前記事実関係のとおり、施工日等の日付が確認できる写真は存しない。この点について、市は、履行期限内の施工が前提であり、軽易工事については日付の確認が必須とされていない旨を主張する。確かに、軽易工事取扱規程第6条において、日付の確認に関する定めはないが、本件各工事の

ような事案が判明した以上は、今後、同様の事案を防止するために、検査の実効性を担保する措置を講ずる必要がある。

(工) 総括

以上述べてきたことについては、教育委員会事務局にとどまらず、全庁的な課題として重く受け止め、組織や制度等の抜本的な見直しに向けて、速やかに取組を推進されるよう強く強く望むものである。

また、本件各工事に係る違法・不当な事務手続等については、教育委員会事務局による内部調査を機に明らかとなったものであるが、依然として判明していない事実も多くあり、監査結果にも少なからず影響を与えていることは極めて遺憾である。本件各工事に係る事実関係は、上記抜本的な見直しに向けた取組にも影響を与え得るものであるから、教育委員会事務局においては、調査に全力を挙げ、早期に全容を解明されたい。

(2) 各監査委員の意見

ア 寺岡章二監査委員の意見

(ア) 富士見台小学校工事の執行方法についての適否

前記事実関係によれば、実際に親時計工事が実施された後、子時計工事の発注がなされたことが認められる。また、親子時計とは、親時計がすべての子時計を一括制御することで施設内の時刻を統一する設備であり、他校において、親時計の交換のみで親子双方の不具合が解消された事例もあることを踏まえれば、本来1件とすべき工事を分割したとまで断定することはできない。

また、請求人は、子時計工事において子時計64台すべてを交換したことに疑問を呈しているが、市は、子時計の経年劣化や回路の負荷を踏まえ、予防保全の観点から、回路の増設と併せて子時計を交換した旨を主張しており、市の判断が著しく妥当性を欠くものとはいえぬ。

以上のとおり、富士見台小学校工事については、軽易工事として随意契約により執行したこと、また、工事の必要性について、明らかに不合理であると認めるに足りる事情はなく、違法性・不当性は認められない。

ただし、予算執行何等の必要な事務手続を経ずに工事を発注したこと及び軽易工事完成届を架空の日付で作成したこと等について、違法性・不当性が認められることは、前記のとおりである。

(イ) 宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事における損害の発生について

本件各工事は、いずれも適正な見積り合わせ等を経ておらず、価格の競争性が失われていたことは明白であるが、そのことにより市に損害が生じているというためには、高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。

この点、本件各工事の見積り合わせは、工事の実施又は発注後に行われた不適正なものであり、その実効性についても疑問が残る点はあるものの、当該事情が請負業者以外の業者にも伝えられていた事実までは確認されていないことを踏まえれば、見積り合わせにおいて最も安価であった各請負業者との契約価格は、不当に高額であると断定することまではできない。

また、宮前平小学校工事における物置繋結工事、給食室床工事及び給食室壁・天井工事については、1件の工事として競争入札により契約を締結すべきところ、これを分割して随意契約により契約を締結したものであるから、このような場合の損害については、上記3件の工事の契約価格が、仮に同工事を競争入札に付していた場合に形成されたであろう落札価格(以下「想定落札価格」という。)を上回る場合に損害の発生が認められるというべきである。

しかし、上記3件の工事は、軽易工事として実施されたことから工事担当部局による積算を控えておらず、工事見積書等の証拠書類からは具体的かつ詳細な仕様の把握は困難であり、既に工事も完成していることから、競争入札に付すべく本来の予定価格を特定するための合理的基礎が得られない状態となっている。

なお、請求人は、財政局資産管理部契約課が契約手続を行った一般競争入札、指名競争入札及び特命随意契約の平均落札率を用いて想定落札価格を算出し、その差額を市の損害額として認定するよう求めているが、落札率とは予定価格に対する落札価格の割合であるところ、工事担当部局の積算に基づく設計価格を基礎とした請負工事の予定価格と、業者の見積りを基礎とした軽易工事の予定価格とはその性質を異にするものであるから、軽易工事として少額随意契約により執行した上記3件の工事の想定落札価格につき、上記平均落札率を適用して算出することは相当でないといわざるを得ない。

以上のとおり、市の事務手続は違法・不当ではあるが、他に本件各工事の契約締結により市に損害が生じたこと及びその損害額を認めるに足りる証拠はない。したがって、市に具体的な損害が発生したとは認められない。

イ 植村京子監査委員、嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員の意見

(ア) 富士見台小学校工事の執行方法についての適否

前記事実関係によれば、実際に親時計工事が実施された後、同じ業者に子時計工事を発注がなされたものである。一般的に、親子時計とは、親時計がすべての子時計を一括制御することで施設内の時刻を統一する設備であり、親時計の修繕にあたっては、子時計の稼働も同時に確認する必要があるといえ、これをあえて2つの工事に分ける理由はないというべきである。

実際にも、親時計工事後も子時計が作動しないという状況であったにもかかわらず

ならず、子時計工事には着手しないまま、親時計工事に関する見積もりを他2社に依頼し、軽易工事の執行伺い手続の外観を作出する一方、親時計工事を実施して1ヶ月以上経過した後、同じ業者に子時計工事を発注し、その後、他2社に見積書を徴する等して軽易工事の執行伺い手続の外観を作出している。

これらの経緯からすると、親時計工事も子時計工事も見積書を提出した業者に発注することが当初から予定されていた疑いが強く、親時計と子時計の補修工事を分割すべき具体的な理由もまったくないことから、本来1件の工事でまとめて下見積書を取得したうえで（その価格が250万円以下であれば軽易工事として、250万円を超えるものであれば競争入札により）、契約を締結すべきであったといわざるを得ない。

なお、子時計64台すべてを交換する必要性があったか否かについては、子時計の経年劣化や回路の負荷を踏まえ、予防保全の観点から、回路の増設と併せて子時計を交換する必要性は否定できず、上記子時計の交換工事の内容が著しく妥当性を欠くものとまではいえない。

以上のとおり、富士見台小学校工事について、これを2つに分割執行したことで規則等で定めた事務手続で違反していることには相互に関連性があり、その手続全体が違法又は不当であると認めるとするものである。

(イ) 宮前小学校工事及び富士見台小学校工事における損害の発生について

a 公共工事における法や規制の趣旨は、機会均等の保証、競争性の低下防止、透明性及び公正性の確保等であり、公共工事をめぐる談合や行政との癒着の是正、入札及び契約の適正の促進は、まさに時勢の求めるところである。そこで、上記3名の監査委員は、本件各工事における執行手続には重大かつ明白な瑕疵があり、これに係る支出は違法であり、市に損害が発生しているとの意見であるが、以下、その理由について述べる。

b 宮前小学校工事について

上記工事は、給食堂工事(146万160円)及び給食堂壁・天井工事(137万1600円)、さらに、同じ小学校内の物置繋結工事(126万5760円)について、本来1件の工事としてまとめるべき工事を3件の工事に分割して1件あたり250万円以下の軽易工事としたうえで、下見積書を提出した業者に各工事を実施させた後、他2社から各工事の見積書を徴する等して各書類の日付をずらし、予算執行手続が適法に履践しているような外観を作出することによって、各工事に係る経費を支出させたものである。

その違法性は、①分割が相当ではない1つの工事(実際にも分割していない2件の工事を含む)を3つの工事に分割し、本来の軽易工事の範囲を超えて随意契約としたこと、②1つの業者から下見積書を取得したただで各工事

を実施させ、その後他2社から見積書を徴しているため、実施した工事金額の適正性の根拠がないこと、③これらの3つの工事の予算執行手続において、事実と異なる日付で見積書や軽易工事完成届の書面等を作成し、軽易工事の手続を適法に履践しているかのような外観を作出したうえで、決裁者の承認を得ていること、④各予算執行の担当者(回議書の起案者ではない)と同じ技術職員が検査書の検査員若しくは監督員として署名押印しているため、牽制機能もチェック機能も働いていないこと等である。

そして、宮前小学校工事における他2社の見積金額は、いずれも下見積書の金額よりも高額であったため、下見積書を提出した業者(実際の工事業者)が一番安く見積もったような体裁となっているが、実際に行われた工事後に他2社の見積書を取得しているため、事前に下見積書の金額より高くなるように見積りを依頼していた疑いすら残る(そうでなければ、外見上も上記予算執行手続が成立しない)。

したがって、宮前小学校工事における執行手続は、前記法の趣旨を逸脱し、各規制が求める手続の公正性や透明性を欠いており、事前事後の牽制機能やチェック機能すら失われているもので、その瑕疵は重大かつ明白である。このような重大かつ明白な瑕疵のある手続に基づく決裁は無効というべきであり、これに係る経費の支出は違法である。

c 富士見台小学校工事について

上記工事は、親時計工事(45万3600円)及び子時計工事(206万8200円)について、親時計と子時計の補修工事を分割し、1件あたり250万円以下の軽易工事としたうえで、まず親時計工事について、下見積書を提出した業者に工事を実施させた後、他2社から同工事の見積書を徴する等して各書類の日付をずらし、予算執行手続が適法に履践されているような外観を作出する一方、子時計工事については、下見積書を提出した親時計工事と同じ業者に発注した後、他2社から見積書を徴し、実際の工事日とは異なる日付の軽易工事完成届を作成し、予算執行手続が適法に履践されているような外観を作出したものである。

その違法性は、①分割が相当ではない1つの工事をあえて2つに分割執行したこと、②1つの業者から下見積書を取得したただで親時計と子時計の各補修工事を発注し、その後他2社から見積書を徴求しているため、実施した工事金額の適正性の根拠がないこと、③親時計工事の予算執行手続においては、事実と異なる日付で見積書や予算執行伺、軽易工事完成届等を作成し、子時計工事の予算執行手続においては、実際の工事完成日とは異なる軽易工事完成届を作成し、いずれも軽易工事の手続を適正に履践したような外観を

作出したうえで、決裁者の承認を得ていること、④各予算執行何の担当者(回議書の起案者ではない)と同じ技術職員が検査書の検査員若しくは監督員として署名押印していたため、牽制機能もチェック機能も働いていないこと等である。

そして、富士見台小学校工事における他2社の見積金額についても、下見積書の金額よりも高額であったため、下見積書を提出した業者(実際の工事業者)が一番安く見積もったような体裁となっているが、実際に行われた工事後に他2社の見積書を取得しているため、事前に下見積書の金額より高くなるように見積りを依頼していた疑いすら残る(そうでなければ、外見上も上記予算執行手続が成立しない)。

したがって、富士見台小学校工事における執行手続は、前記法の趣旨を逸脱し、各規制が求める手続の公正性や透明性を欠いており、事前事後の牽制機能やチェック機能すら失われているもので、その瑕疵は重大かつ明白である。このような重大かつ明白な瑕疵のある手続に基づく決裁は無効というべきであり、これに係る経費の支出は違法である。

d 小括

以上のとおり、宮前平小学校工事及び富士見台小学校工事における執行手続は、いずれも公共工事についての機会均等の保障、競争性の低下防止、透明性及び公正性の確保等の要請に著しく反し、公共工事をめぐる談合に発展する危険すらあるもので、予算執行の適正確保の観点からしても、看過することができない。

このような重大かつ明白な瑕疵のある執行手続に基づく決裁は無効であり、これに係る支出は違法であるから、その損害は各支出の総額といえるが、他方、市は上記各工事の履行部分の利益を得ているため、本来であれば、利益を控除した額を損害として算出するのが相当といえる。

しかしながら、本件各工事の履行部分の利益について、市側から何らの証拠も提出されおらず、時的限界のある住民監査請求手続において、これ以上の証拠を確保できる見込みもなく、市の取得した利益の算出が不明であるため、現時点の結論としては、本件各工事による支出全額が損害であるといわざるを得ない。

したがって、宮前平小学校工事によって市に与えた損害(409万7520円)及び富士見台小学校工事によって市に与えた損害(252万1800円)について、地方自治法243条の2第1項の対象者となる契約執行に関わった担当者(川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則(昭和39年規則第36号)で指定した者)に故意もしくは重大な過失があれば、当該損害の賠償責任がある

と思量する。

また、教育長及び市長は、当該職員らを指揮監督すべき立場にあり、監易工事において普遍的な行為が行われないように、当該事務手続の運用を見直し、適正な執行手続の体制を構築すべき義務があったといえるが、本件各工事における不正な行為について、各人に故意もしくは重過失があるか否かに関する証拠がないため、同人らの賠償責任は不明というほかない。

別紙 1

川崎市職員措置請求書

2019年(令和元年)10月21日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3号
 職業 (略)
 氏名 坂 卷 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

教育委員会教育環境整備推進が少額随意契約の軽易工事(地方自治法等の関係法令等に定める随意契約)として、見積り合わせ方式により発注・契約した2組5件の工事(甲第1号証-1及び-2並びに甲第2号証-1、-2及び-3)を監査対象とします。

(2) 違法性

軽易工事として契約できる場合は、法令としては、地方自治法第284条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定める場合に限られています。

川崎市の場合、それらの法令を受けて、「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を定めております。

軽易工事の定義としては、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事という。」と定められています。

さらに、軽易工事取扱規程を所管する契約事務の「契約事務の手引き」及び会計室が実施している会計事務研修テキストにおいても「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

しかしながら、本件対象の2組5件の工事は、それらの法令等に違反し、本来1件工事として、競争入札により発注・契約しなければならぬ工事案件を複数の250万円以下の工事に分割し、随意契約した違法性があります。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札方式による契約方法で契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、競争性の低い随意契約(見積り合わせ)という契約方法により契約を締結したものであり、競争性のある適正価格での契約金額との差額、つまり、不適切な契約方法に基づき川崎市が被った損害については、本件契約を執行した関係職員に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

添付図書

【甲第1号証-1】・・・契約番号 4301001831

契約件名 宮前平小学校給食室床ほか補修工事

【甲第1号証-2】・・・契約番号 4301001892

契約件名 宮前平小学校物置緊結ほか補修工事

【甲第1号証-3】・・・契約番号 4301002573

契約件名 宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事

【甲第2号証-1】・・・契約番号 4301001832

契約件名 富士見台親時計設備補修工事

【甲第2号証-2】・・・契約番号 4301002318

契約件名 富士見台時計設備補修工事

【甲第3号証】・・・本件2組5件の工事契約一覧

別紙2

川崎市職員措置請求書(補充書)

2019年(令和元年)10月31日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3号
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

令和元年10月24日付け川崎市監査事務局長名による住民監査請求に必要な書面の補正について

1 違法性について

軽易工事として契約できる場合は、法令としては、地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定める場合に限られています。

川崎市の場合、それらの法令を受けて、「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」)を定めております。

軽易工事の定義としては、「軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

さらに、「軽易工事取扱規程を所管する契約課編集の「契約事務の手引き」及び会計室が実施している会計事務研修テキストにおいても「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

しかしながら、本件対象の2組5件の工事は、それらの法令等に違反し、本来1件工事として、競争入札により発注し契約しなければならぬ工事案件を複数の250万円以下の工事に分割し、随意契約した違法性があります。

違法性については、上記下線文書の10月21日付け川崎市職員措置請求書のとおりですが、具体的には、甲第3号証の「本件2組5件の工事契約一覧」にあります①宮前平小学校に係る3件の「株式会社櫻澤工務店」が受注した総額4,097,520円の工事及び富士見台小学校に係る2件の「アイ通信工業株式会社」が受注した総額2,521,800円の工事が、それぞれ軽易工事として見積り合わせ随意契約していますが、それらの工事は、1件工事として、地方自治法等の法令等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という競争性のある契約方法において発注しなければならぬ工事案件であったものにも関わらず、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に違反し、1件工事を複数の見積り合わせ随意契約に分割発注した違法性があるものである。

なお、甲第3号証をより分かり易く表示するため、「契約方法」を追加記載し、甲第3号証を改めて提出いたします。

2 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札方式による契約方法で契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、競争性の低い随意契約(見積り合わせ)という契約方法により契約を締結したものであり、違法な契約に基づくものであることから、その違法な契約金額と競争性のある適正価格での契約金額との差額、つまり、不適切な契約方法に基づき川崎市が被った損害については、本件契約を

執行した関係職員に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

川崎市が被った損害の補填については、上記下線文書の10月21日付け川崎市職員措置請求書のとおりでありますが、なお、川崎市が被った損害金額については、一般競争入札もしくは指名競争入札により形成された適正な金額との差(落札率に基づく差額)であることから、財政局契約課(過去の住民監査請求において監査委員は契約課の意見を求めている状況があり、契約課においては極めて短時間で必要な落札率の資料は作成可能である)において作成された適正な落札率の資料に基づき算出すべきであります。

これについては、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適正な損害額を認定すべきものと思料いたします。

3 主位的請求及び予備的請求

主位的請求としては、宮前平小学校関係の3件の工事及び富士見台小学校関係の2件の工事は、それぞれ1件ごととの工事として一般競争入札もしくは指名競争入札という競争性のある契約方法において発注し契約すべき工事であったことから、それぞれ地方自治法等の法令等に違反した分割発注工事であったことをまず認定し、今後、分割発注を行わないとする必要な措置を講ずること。

また、予備的請求として、次に、分割発注工事に伴う損害額を認定し、損害の補填について、必要な措置を講ずること。

添付図書

(甲第2号証の記載に「小学校」の文字の記載が漏れていたもので次のとおり訂正いたします。)

また、損害額の認定については、甲第4号証乃至甲第7号証を追加提出いたします。

なお、甲第1号証及び第2号証については、令和元年10月31日が開示期限であるものの、教育委員会教育環境整備推進室の開示遅延により、請求者に開示されていないものであり、開示され次第提出するものであります。

ただし、住民監査請求における請求の対象の特定については、甲第8号証及び9号証に示す最高裁判所の判例に従えば、既に提出済みの甲第3号証の2組5件の契約について、契約件名、契約した業者名、契約金額、契約方法及び契約した日の概要から、1件工事を複数の少額随意契約に分割発注した状況が分かることから、住民監査請求の請求の対象の特定においては、違法性の判断の証明はなされているものであります。

【甲第1号証-1】・・・契約番号 4301001831

契約件名 宮前平小学校給食室床ほか補修工事

【甲第1号証-2】・・・契約番号 4301001892

契約件名 宮前平小学校物置繋結ほか補修工事

【甲第1号証-3】・・・契約番号 4301002573

契約件名 宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事

【甲第2号証-1】・・・契約番号 4301001832

契約件名 富士見台小学校観時計設備補修工事

【甲第2号証-2】・・・契約番号 4301002318

別紙3

川崎市職員措置請求書 (補充書その2)

2019年(令和元年)11月13日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

契約件名 富士見台小学校時計設備補修工事

- 【甲第3号証】・・・本件2組5件の工事契約一覧
- 【甲第4号証】・・・訴訟代理人が押さえておきたい最新民訴判例(民事訴訟法248条)
- 【甲第5号証】・・・平成19(行コ)287 東京高等裁判所 平成21年5月21日判決(民事訴訟法248条)
- 【甲第6号証】・・・平成18(受)265 最高裁判所第三小法廷 平成20年6月10日判決(民事訴訟法248条)
- 【甲第7号証】・・・平成29年(受)第1496 最高裁判所第一小法廷 平成30年10月11日判決(民事訴訟法248条)
- 【甲第8号証】・・・平成12(行ヒ)292 最高裁判所第一小法廷 平成16年11月25日判決(住民監査請求の請求の対象の特定)
- 【甲第9号証】・・・平成16年(行ヒ)312 最高裁判所第三小法廷 平成18年4月25日判決(住民監査請求の請求の対象の特定)
- 【甲第10号証-1、-2】・甲第1号証及び2号証に係る公文書開示請求書(10月31日が開示期限を示す)

甲第1号証-1、甲第1号証-2、甲第1号証-3、甲第2号証-1及び甲第2号証-2の公文書が令和元年11月5日に開示されたことに伴い、川崎市職員措置請求書(補充書その2)を提出いたします。

1 宮前平小学校工事における違法性について

まず、甲第1号証-1、甲第1号証-2及び甲第1号証-3は、宮前平小学校という同一工事場所における工事であり、契約日は、それぞれ平成30年10月22日、翌日の同年同月23日及び平成31年1月10日と近接した日であり、さらに、工事業種は3件ともに「建築業種」であることから、工事場所、工事時期及び工事内容からして甲第1号証-1、甲第1号証-2及び甲第1号証-3の工事は、3件工事を1件工事として発注できない合理的理由は存在していません。したがって、当該3件の工事は、1件工事を複数の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

なお、甲第1号証-1及び甲第1号証-3の契約日は、平成30年10月22日及び平成31年1月10日となっており、同日契約のような極めて近接した契約日とはなっておりませんが、甲第1号証-1が「給食室の床ほか工事」の塗装工事となっており、また、甲第1号証-3が「給食室の壁・天井工事」の塗装工事となっており、

同じ給食室の床ほかの塗装と壁・天井の塗装を2件の工事に分けて発注しており、一般個人の家庭や民間会社の場合、同じ部屋の塗装工事を行う場合、「床ほか」と「壁・天井」とに分けて別々に発注することは有り得ず、当該2件の工事は、1件工事を複数の少額随意契約に分割発注した違法性があります。しかも、甲第1号証-1の見積依頼書を見ますと、工事件名にある「床ほか」の「ほか」の工事は、「腰壁」の工事となっており、腰壁とは、甲第11号証に示しますが、概略としては、壁の低い部分で床から腰ぐらまでの高さに対する壁の部分のこと。

つまり、甲第1号証-1及び甲第1号証-3の工事は、「床と壁の低い腰壁の部分」及び「腰壁から上の壁の部分と天井」とに分けた工事となっており、壁の上の部分と下の部分とを別々に発注するという、改めて申し上げますが、一般個人の家庭や民間会社の場合の発注方法としては、有り得ない発注方法であります。

したがって、明らかに、当該2件の工事は、1件工事を2件の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

また、甲第1号証-1及び甲第1号証-3の契約状況を見ますと、床と壁の下部分の工事を先行的に、床と壁の下部分の工事が終了した後、壁の上部分と天井の工事を行っています。

甲第12号証の4ページの下線を引いた部分に示しますが、請求人の世代は、掃除をする場合、上方から下に向かって掃除することを親から教わりました。それは、現在でも変わっていないと思いますし、工事も当然、同じ部屋の天井や壁の工事を行う場合は、上から下に向かって工事を行うはずであ

2 富士見台小学校工事における違法性について

まず、甲第2号証-1及び甲第2号証-2は、富士見台小学校という同一工事場所における工事であり、工事期間は、それぞれ平成30年10月23日から同年11月30日まで及び同年12月6日から同年12月31日までとなっており、甲第2号証-1の工事が完了した後、直ちに甲第2号証-2の工事が始められています。

工事内容としては、見積依頼書によれば、甲第2号証-1は、親時計の工事、そして、甲第2号証-2は子時計の工事となっています。その親時計と子時計は、まったく関連の無い時計かという点、甲第13号証に示すとおり、親と子の時計を回線で結び、親時計がGPS衛星電波を受信し、それを子時計に表示するという親と子の時計がセットで初めて機能を果たす時計システムであります。

親時計の工事期間が、平成30年10月23日から同年11月30日そして子時計の工事期間が同年12月6日から同年12月31日となっております。

このことは、親時計の工事を発注した後、子時計の工事の必要性が発覚し、急遽、子時計の工事を追加したことになりましたが、そうでなければ、当初から、親時計と子時計の工事を1件工事として発注したはずであります。

そこで、親時計の発注から子時計の発注に至る時系列での富士見台小学校と教育委員会とのやりとりについて、監査委員さんに確認していただきたいと思っております。

つまり、親時計工事の発注後、富士見台小学校の校長先生を始めとする教職員の誰が、いつ、子時計の追加工事が必要と認め、教育委員会に子時計の追加発注を申し入れたのか、富士見台小学校の井部長・校長先生の証言を求めることを監査委員さんにお願いたしました。学校全体の先生及び児童の学校生活に関わる時計に関することではありますので、校長先生が知らないはずはありません。

仮に、学校からの証言が当初から、親時計及び子時計の工事を希望していたとするとすれば、明らかに、分割発注であります。

したがって、富士見台小学校の井部長・校長先生の証言を求めるとは必須でありますので、確認をお願いいたしますが、富士見台小学校の井部長・校長先生の証言によって、甲第2号証-1及び甲第2号証-2の工事について、2件の工事に分割発注しなければならぬ合理的理由が存在しない場合は、甲第2号証-1及び甲第2号証-2甲の2件の工事は、1件工事を2件の少額随意契約に分割発注した違法性があります。

なお、親時計が故障したとなれば、親時計の補修の必要はありますが、はたして、子時計の64台の取り換えも必要だったのでしょうか。親時計が故障したこととセットになっている子時計の交換も必要とするのであれば、当該時計メーカーでありますチズメンに確認する必要があると思えます。一般的には、子時計も全取替する必要はないと思えますが、是非、監査委員さんが確認されたいとお願いたします。

3 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、3件の宮前平小学校工事及び2件の富士見台小学校工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札方式による契約方法で契約を締結しなければなりません。しかしながら、3件の宮前平小学校工事及び2件の富士見台小学校工事は、競争性の低い随意契約（見積り合わせ）という契約方法により契約を締結したものであり、違法な契約に基づくものであることから、その違法契約金額と競争性のある適正価格との差額、つまり、不適切な契約方法に基づき川崎市が被った損害については、本件契約を執行した関係職員に対し、川崎市の被った損害を補填する

ります。

本件給食室の工事の相殺を受けた業者さんは、一般的な常識があれば、優先順位として、まず、塗装工事に邪魔になる什器類を移動、次に必要な養生、次に天井の工事、次に壁の上部分の工事、次の壁の下部分の工事、次に床の工事、次に養生の撤去、最後に移動した什器類を元に戻す、という順位で工事をを行うことをアドバイスするはずであります。

また、宮前平小学校の校長さんから教育委員会に児童の給食において、工事の影響を極力低くする要望が無かったのか。有れば、当然、上から下へと工事をを行い、2度行われたと思われる什器類の移動や養生を1回にし、児童の給食に対する工事の影響を極力軽減させたはずであります。

さらに、本件の工事決裁を行った教育委員会の管理職を含む6名の職員全員が、上から下に行う原則や可能な限り児童の給食への影響を低くするための工事期間の短縮に気が及ばなかったのか、不思議であります。

業者の常識及び児童への影響への思いをはせる教育者としての常識が欠落した甲第1号証-1及び甲第1号証-3の工事は、何か特別な意図があった結果、常識では考えられない2件に分割した工事が発注されたと思えません。

また、工事完成写真を見ても、明確ではありませんが、壁・天井の塗装工事が先行していること見える写真もありますが、工事の進行状況について、写真を解析する必要があると思えます。

それというの、給食室でありますので、甲第1号証-1の床・腰壁工事及び甲第1号証-3の壁・天井工事ともに、工事前に既存の棚やロッカーなどの什器類を移動させる必要があります。甲第1号証-1及び甲第1号証-3の工事期間とありまして、それぞれの工事前に2回什器の移動作業が行われることとなります。前記の不思議とも関係しますが、これは、極めて不合理な工事であり、実際には、壁・天井工事を先行させ、そのあとに床・腰壁工事をを行い、什器類の移動は、1回で済ませた可能性もあります。

次に、甲第1号証-2の「宮前平小学校校舎置装結ば補修工事」の「見積依頼書」における「摘要欄」に工事内容の「緊結内容」が示されていますが、そこには「ステンレスルーティアンカー設置」と記載され、ステンレスルーティアンカーの新設工事であることは明らかであり、川崎市既易工事契約事務取扱規程に規定されている「建物等の小破修繕等に類するもの」及び「原形復旧工事」に該当しないことは明らかであります。これは、工事完成写真でも確認できます。

また、「見積依頼書」における「摘要欄」には、「物置新設工事」も含まれており、これも同様に「建物等の小破修繕等に類するもの」及び「原形復旧工事」に該当しないことは明らかであり、見積り合わせ 随意契約が可能な川崎市既易工事契約事務取扱規程に該当しない工事を見積り合わせ随意契約とした 違法性があります。

したがって、宮前平小学校に係る甲第1号証-1及び甲第1号証-3は、天井と壁の上の部分、壁の下部分と床の部分という一般個人の家や民間会社では絶対に考えられない分割方法の工事となっており、本来1件工事で発注・契約しなければならぬ工事を違法に2件の少額随意契約に分割発注したものであります。

分割発注したということは、「天井と壁の上の部分」及び「壁の下部分と床の部分」の工事が、別々の業者が受注する可能性があったもので、その場合、現場の工事管理上、校長先生ほかの教職員の方々の負担が増大することを発注した教育委員会はどこまで学校当局に伝えていたのか、児童優先、教育優先であれば、到底考えられない分割発注であります。

添付図書

- 【甲第11号証】・・・建材ダイジェスト
 【甲第12号証】・・・ホコリ掃除の強い味方!ほうきやほうきやたきの正しい使い方とは
 【甲第13号証】・・・タイムサマーバー観時計 (シチズンのカタログ)
 【甲第14号証】・・・財政局に落札率の情報提供を求めた請求人からのメール

ために必要な措置を講ずるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

川崎市が被った損害の補填については、一般競争入札もしくは指名競争入札により形成された適正な金額との差(落札率に基づく差額)であることから、財政局契約課において落札率の資料作成を甲第14号証で示すとおり依頼済みでありますので、それらの資料に基づき民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適正な損害額を認定すべきものと思料いたします。

4 甲第1号証-1及び-3並びに甲第2号証-1及び-2が開示されたことにより確認できた損害額

まず、甲第1号証-1及び-3における見積依頼書に、それぞれ「養生費」が計上されていますが、2回分の養生費は不要であった可能性があります。

したがって、落札率による損害額とともに2回計上されている「養生費」の1回分は不要であることから、当該養生費も損害額とすべきであります。

次に、甲第2号証-1及び甲第2号証-2における見積依頼書に、それぞれ「試験調整費」が計上されています。

それらは、当該2件の工事が1件工事とされていれば、1回分の「試験調整費」で十分であり、当然、親時計及び子時計の両方の工事が完了して初めて行われるものであり、また、親子のセット時計としては、子時計の工事が完了しなければ試験調整は行う必要が無いものであると思われま。

したがって、落札率による損害額とともに親時計に係る「試験調整費」は、その全額が損害額とすべきであります。

仮に、親時計及び子時計それぞれの工事において、それぞれ「試験調整」が必要であるとするのであれば、当該時計メーカーである「シチズン」から、その必要性にかかる証明文書の提出を受けるべきであります。

さらに、子時計を64台取り換えています。なぜ子時計を64台取り換えたのか。

子時計も全て一斉に故障したのでしょうか。

もしくは、親時計を取り換えられた場合は、子時計も全て取り換えるメーカー仕様となっているのでしょうか。

上記疑問については、当該時計メーカーである「シチズン」からその回答を書面にて得るべきであります。

まだ使用可能な子時計の64台について、取替の必要は無いとの回答が当該時計メーカーである「シチズン」からきた場合は、子時計64台分についての費用も、損害額に算定すべきであります。また、試験調整の2回分の必要性及び子時計64台の取替の必要性について、時計メーカーに問合せを行わないとした場合は、監査委員さんは、その理由を明らかにすべきであります。

5 主位的請求及び予備的請求

令和元年10月31日付け川崎市職員措置請求書(補充書)において、「3 主位的請求及び予備的請求」について記載いたしました。甲第1号証-1、甲第1号証-2、甲第1号証-3、甲第2号証-1及び甲第2号証-2の公文書が令和元年11月5日に開示されたことに伴い、違法性がより明らかになり、損害額に認定すべき内容も明らかになったことから、主位的請求及び予備的請求を取り消し、令和元年10月21日付け川崎市職員措置請求書の請求の要旨のとおり、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう地方自治法第242条第1項により請求いたします。

別紙4

川崎市職員措置請求書(補充書その3)

川崎市監査委員 様
 2019年(令和元年)11月15日
 住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
 職業 (略)
 氏名 坂 卷 良 一

令和元年10月21日付け川崎市職員措置請求書における「1 請求の要旨」の「(1) 監査対象」の2
 行目から3行目にかけて「2組5件の工事(甲第1号証-1及び-2並びに甲第2号証-1、-2及び
 -3)を監査対象とします。」といたしました。一部記載間違いがありましたので、次のとおり、訂正
 いたします。

訂正後
 「2組5件の工事(甲第1号証-1、-2及び-3並びに甲第2号証-1及び-2)を監査対象としま
 す。」

別紙5

請求人の陳述録

当初お出ししたのは、21日付でお出ししましたのは甲1号証-1、2、3及び甲
 2号証-1、2が、まだ公文書として開示されていませんでしたので、そこには、詳細に
 ついては言及をしていなかったんですけども、それが開示されましたので、先日、13
 日付で提出をさせていただきました措置請求書の補充書その2、この中に甲第1号証-
 1、2、3及び2号証-1、2、これについての違法性、不当性、それから損害額の設定
 についての意見を述べていただいております。

この中で、じゃ、こちらのほうは後ということですから、これがまだないという前提で
 しゃべりをさせていただけます。

宮前平小学校の給食室の工事は、床と壁の下半分と、これが第1号証-1が床の部分と
 壁の半分下ですね。半分下というか、腰壁と言われている部分、ここだけの工事なんで
 す。甲第1号証-3が天井と壁の上の部分という2つに分かれております。これを見たと
 きはびびりしましたね。なぜこんな発注の仕方をするのか。監査委員の皆さんもそうだ
 と思いませんけれども、御自宅で壁のクロスを取りかえるときに、床の量をかえて、それか
 ら壁のクロスを取りかえるときに、上半分、下半分で別々に発注することはまずないと思
 うんですね。それと天井と。

また、工事現場では、通常、この請求書にも書かせていただきましたけれども、上から
 工事をやると。この請求書には家庭での関係を書きましたけれども、掃除するときは、私
 たちの年代だと、ほうきがけなんかやりましたので、ほうきがけは上からと。下の掃除を
 して、その後、下の掃除が終わった後、上のはたきがけをやるということは、ちよつと私
 たちの世代ではあり得ない。今、証拠として出しましたように、ネットでもそういうほこ
 りの掃除は上から下と書かれておりましたので、今現在でも基本的にそれは変わりはない
 だろうというふうには思っております。

したがって、下の工事から始めて、次に上の工事をやるという発注方法は普通は考
 えられませんし、壁の上半分と下半分を別々に発注をするということは考えられないと思
 います。

そこで、改めて言いますけれども、これはないという前提でお話をします。そこで、監
 査委員さんにお願したいのは、私たちが小学校のときは、給食のおばさんというふうな
 ことで呼んでおりました。給食をつくっている方々ですね。その方々に直接聞いていた
 いて、実際工事がどうだったのかという点ですね。現場がどういう形で工事がなされてい
 たのか。

これはなぜかといいますと、上半分、下半分の問題もありますし、結局、ここにもああ
 というロッカーとかそういうのがありますね。この工事をやるときは、ああいうロッカーを
 外に出して工事をやらないとできないわけですね。給食室ですので、いろんな仕器類が

あるわけですね。お盆とか器だとか、そういうのを置く。そういうものを当然一旦外に出して、ほかのところに移動して、それから工事を始めるということですね。

仮に下からやったりそのとおりだということ前提であったとしても、一旦はまず、下ですから、こういうものが置いたとありますので、床の工事をやるには邪魔です。一通り置きます。それで、また戻します。そして、今度は天井と壁の半分をやるときも、またこの什器類、棚関係、これが邪魔になるわけですね。そうすると、またもう1回出してやらなきゃいけないということがあります。

通常や場合合は、学校関係者も何でこんなことをやるんだというふうに思うと思うんですね。教育環境整備推進室は別だと思えますけれども、現場の給食室を管理する学校の先生方、校長先生以下教職員の方々は、何でそんな2回も什器類を出し入れしたりするのかと。

それに伴って、その2にも書かせていただきましたけれども、養生費です。これは養生費が2回かかっているんですね。養生費、これ、一括で工事をすれば、当然1回で済む費用であります。養生費はですね。です。これで、これも無駄な費用になっているというのがあります。非常に実際の工事をやると、これをまず除いたとしても、甲第1号証1と甲第1号証3の決裁文書による工事、これは誰が考えてもおかしな工事である。通常では考えられません。

ましてそこにも書かせていただきましたけれども、一般のお家もしくは民間会社、そういうところでは絶対にあり得ない発注方法であるということ、結局、本来これは、2つの工事をあわせれば、250万を超える工事です。本来、契約課のほうに契約依頼をして、1件工事として発注をしなければならぬ工事であると。

それで、本来、競争入札であれば形成されたであろう適正な落札率に伴う契約金額、それと今回、2件に分けて随意契約をやった金額との差額、それで落札率につきましては、例文を証拠としても提出いたしましたけれども、契約課のほうに依頼しておりますので、そのうち監査事務局のほうにも契約課からその書類が届くと思っておりますので、勘案していただいて、まず落札率に伴う損害額を認定していただいて、また、2回かかった養生費などの、本来1回の工事契約であれば、支払う必要のなかった養生費、これも損害額として認定をしていただくということが、大体概略としては川崎市職員措置請求書に書かせていただいた内容でございます。

これに関連して、ここに書いていない状況といいますのは、先ほどちょっと申し上げました実際の現場で給食を担当している方々に工事の状況を、実際の状況がどうだったのかをおかしいんじゃないかという意見をいただいたことですね。その中で、下からやる工事が現場サイドからおかしいんじゃないかという意見が実際出なかったのか。宮前平小学校の校長先生以下教職員の方々から、こんな工事の発注の仕方はおかしいんじゃないかという声が出なかったのかどうか。その辺をぜひとも確認していただきたいというのが私の陳述意見でございます。

ます。

それでは、引き続き富士見台小学校の親子時計の親子時計の関係ですね。この親子時計についても、シチズンのほうのホームページから、親子時計セットであるというカタログを証拠として提出いたしましたけれども、もともと親子時計というふうに書いてあります。親子時計がなければ、親子時計の存在がないわけですね。親子時計でワンセットでありますので、それが1台なのか、10台なのか、60台なのかは別としても、親子の関係がなければ、この親子時計を設置する意味はないということでもあります。

それです。親子時計のほうの工事をして、それに引き続いて親子時計のほうの工事をするということは、一体時系列によってどの段階で親子時計の補修の必要性を感じたのか。ぜひともこれは校長先生から直接証言を得ていただきたいと思えます。教育環境整備推進室をしますと、どこで曲がってしまいかわかりませんので、ぜひ監査委員さん、直接校長先生に確認をしていただいて、本当のところはどうだったのか。どの段階で親子時計の工事に必要性を感じたのか。

それと、親子時計のほうの仕様書の中に、61台プラス1台プラス1台プラス1台と、最終的に64台の子時計を取りかかっているわけですね。これ、設置したときと今回とで、親子時計を取りかかえることによつて、ここにあるような子時計ですけれども、富士見台小学校、全部で64台ですから、全部だと思ふんですね。確認はしていませんけれども、64台ということ、学校の中にある子時計を全部取りかかえたと思うんですね。なぜ全部を取りかかえなきゃいけないのか。全部故障していたのですかと。それと、親子時計を取りかかえたことによつて、システム上、全部取りかかえなければならぬ必要性があったのか。

それは請求書にも書きましたけれども、ぜひメーカーのシチズンに確認していただきたい。教育環境整備推進室の回答ではなくて、メーカーに直接確認をしていただいて、親子時計が壊れた場合は、全部取りかかえるんではないかというシチズンというメーカーからの回答をぜひとっていただきたい。そうでなければ、64台全部取りかかえる必要なんかないわけですね。一斉に親子時計と親子時計とセットで壊れるということは通常考えられない。

これがコンピューターでいっても、親のコンピューター、それから市役所でもそうですけれども、親のサーバーがありますけれども、電子計算機の親のものがありますけれども、それとつながっている各個人のノートパソコン、これを親のサーバー関係が壊れたときに、全職員、1万人を超える職員のノートパソコン、これを全部取りかかえるんではないか、これは極端な話になるかもわかりませんが、ケースとしては同様なケースになると思ふんですね。なぜ全部、64台も取りかかえたのか。その必要性はどこからきているのかというところですね。

したがって、富士見台小学校の時計についても、落札率、甲第2号証1と2、これをあわせれば250万円超えますので、250万円を超えた場合には、当然ながら契約課のほうに依頼をして競争入札にかけるわけですが、競争入札によって形成された適正な入

別紙6

関係職員の陳述録

札価格、それと随意契約に基づく金額との差額、これが落札率による損害額ですね。それと、子時計64台、これが本当にかえなければならなかったのかどうか。

そこもきちっと確認をしていたら、仮に親時計とセットで、メーカーの証言によつて、いや、そんな取りかえる必要はないです。ただ、回線が痛んで、64台分、これを取りかえる必要はありませんというシチズンからの証言が得られれば、64台分、これも取りかえた費用全額が損害額になりますので、これも損害額として認定をしていただきたいということ、概略とすると、大体そういうところですね。

倉庫も、私、写真を見るまでわからなかったんですね。11月5日に開示されました甲第1号証-2の倉庫ですね。これ、写真を見て、補修工事ではないじゃないかと。確かに倉庫そのものも、より安定させるためには、しっかり基礎に結びつけなければいけませんけれども、これ、倉庫の補修工事というふうになっているわけですね。倉庫は一切いじっていないんです、今回ね。そこに倒れたりしないように、倒れどめを設置しているわけですね。金具を倉庫と、それから地盤のほうにコンクリートの基礎を打って、そこをビスかなんかでとめているということですね。これはもうあくまでも補修工事ではないと。軽易工事の規定による原形復旧ではないと。どこが一体原形復旧なんだということですね。

それと、明らかに1号証-2の仕様書の中に、倉庫を新設したと、倉庫の新設も仕様書に入っているわけですね。これは明らかにもうアウトですね。新設工事というのが明確に仕様書に書いてありますので、教育環境整備推進室のほうで発注した内容に倉庫の新設工事というのがあります。甲1号証-2の見積もり依頼の仕様書のところですね。これはもう明らかに競争入札に付きなければなりません。新設ですので、仮にこの金額が1円でも10円でも100円でも、これは競争入札にかけなければならぬ工事案件でありますので、これも軽易工事規定の違反に当たるということですね。

以上であります。

それでは、こちらのほうから提出させていただきまして住民監査請求に対する市の考え方、こちらのほうを読ませていただきまして陳述させていただきます。

表紙をおめぐりいただきまして、2ページでございます。

令和元年10月21日付け川崎市職員措置要求書による措置請求(以下「本件請求」という。)及び令和元年10月31日付け川崎市職員措置請求書(補充書)による措置請求(以下「本件補充書」という。)に対する本市の見解につきまして、次のとおりです。

1 本件請求に関する事実経過

(1)宮前平小学校の補修工事3件について

①宮前平小学校給食室床ほか補修工事(以下「床工事」という。):甲第1号証-1

学校から給食室の修繕について相談があり、教育環境整備推進室の営修繕担当者が現場確認を行い、床の劣化や腰壁の塗装の剝離について対応が必要なることを確認し行った工事です。

②宮前平小学校物置緊結ほか補修工事(以下「緊結工事」という。):甲第1号証-2

総務企画局危機管理室と連携して、平成23年3月に発生した東日本大震災後に位置付けられた集中復興期間である平成27年度までに、避難所である市立小中学校の全校に独立型防災備蓄倉庫の設置を行いました。それに伴い、既存の建築物の一部が既存不適格と見なされ、是正対応が必要となったため倉庫の基礎緊結等を行った工事です。

③宮前平小学校給食室壁・天井塗装補修工事(以下「壁・天井工事」という。):甲第1号証-3

学校から相談があったため、教育環境整備推進室の営修繕担当者が現場確認を行い、天井や腰壁より上の壁の塗装の剝離等について対応が必要なることを確認し行った工事です。

(2)富士見台小学校の補修工事2件について

①富士見台小学校親時計設備補修工事(以下「親時計工事」という。):甲第2号証-1
学校の時計は授業の開始等を案内するチャイムと連動しており、職員室には本体となる時計(以下「親時計」)が設置され、各教室には親時計と連動した時計(以下「子時計」という。)が設置されています。平成30年の夏頃、親時計について「一時停止し、暫くすると動き出す」という不具合が頻発し、チャイムが正確に鳴らなくなったため、学校から修繕の申請が行った工事です。

②富士見台小学校時計設備補修工事(以下「子時計工事」という。):甲第2号証-2

上記①の親時計の修繕により不具合は解消すると見込んでいましたが、親時計の修繕後も子時計の不具合が解消されなかったため、子時計の修繕を行った工事です。

2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠

地方自治法第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、

指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、また、同条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができ。」と規定されています。「普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持って第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札の方式をもって、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然」ですが、一方で「一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続きが煩瑣」であり、また、「広く誰でも入札に参加しようというところから、資力、信用等のある者が果たして落札者となるかどうか、またその者が確実に契約を履行することが果たして期待できかどうかを的確に把握することができないために、かえって普通地方公共団体が損失を招く恐れがある場合がある」ことから、例外的に「手続きが簡略」であり、「資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定できる」契約方法についても認めているものです。

これを受け、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約によることができると規定しています。「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約（以下「少額随契」という。）によることができるとされている」ものです。

以上を踏まえると、富士見台小学校の親時計工事と子時計工事については、当初は、親時計のみ工事を行えば子時計が作動すると見込んでいたが、結果として子時計にも不具合があることが判明したことを踏まえて実施した工事であり、執行額がそれぞれ250万円以下であることから、それぞれを1件の軽易工事として随意契約により執行することは問題ないと考えます。

また、宮前平小学校の床工事については、緊結工事とほぼ同時期に契約していますが、1(1)①②に記載したとおり、同一敷地内で同業種（建築）の工事ではあるものの工事内容は異なっていることから、それぞれを別の軽易工事として、随意契約により執行することとは問題ないと考えます。

なお、宮前平小学校の緊結工事、床工事及び壁・天井工事については、調査の結果、次の事項が確認されましたので、併せて述べさせていただきます。

- (1)宮前平小学校 緊結工事について
ア 文書上は、平成30年10月22日契約となっているが、実際の工事は平成30年度の夏休みに実施されており、契約手続き前に工事を依頼し、実施していること
イ 工事実施後に、必要な文書を作成したこと

ウ 工事の施行前に、2者以上の見積書を聴取したことを証する書類はないこと
(2)宮前平小学校 床工事及び壁・天井について

ア 上記の2件の工事は、文書上は、それぞれ平成30年10月23日契約、平成31年1月10日契約となっているが、実際の工事は平成30年度の夏休みに1件の工事として実施されており、契約手続き前に工事を依頼し、実施していること

イ 1件の工事として実施した工事について、工事実施後に、2件の工事で実施したとすること
ウ 工事の施行前に、2者以上の見積書を聴取したことを証する書類はないこと

以上各点については、今後詳細な調査を行い、その結果について必要な対応を取ってまいります。

1枚めぐりまして、3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1)「1(2)違法性」については、4段落目までは認め、5段落目は一部認めます。上記2で述べているとおり、5件の工事のうち緊結工事、親時計工事、時計工事の3件においては、施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2第1項第1号において、予定価格が250万円以下である工事契約は随意契約によることができると規定されており、軽易工事で執行していることに違法性はありませぬ。

(2)「1(4)川崎市が被った損害の補填」については否認します。2及び(1)で述べているとおり、3件の工事は軽易工事に該当する案件であり、その契約を随意契約（見積合わせ）により執行することに違法性はないことから、補填すべき損害はないと考えます。また、床工事、壁・天井工事の2件の工事に係る市の損害については了知していません。

4 川崎市職員措置請求書（補充書）記載事項に対する本市の見解

(1)「1違法性について」の5段落目までは上記3(1)で述べているとおりで、6段落目は、済みませぬ、これも誤字脱字です。6段落目は一部否認します。上記2及び3(1)で述べているとおり、緊結工事、親時計工事、子時計工事については、それぞれ別の工事であり、1件当たりの工費が250万円以下であったことから、軽易工事で執行したことには問題ないと考えます。

(2)「2川崎市が被った被害の補填」は、上記3(2)で述べているとおり否認もしくは、了知していません。

5 結論

以上から、床工事、壁・天井工事の2件の工事を除き、違法または不当との評価を受けるものではないと考えます。

なお、床工事、壁・天井工事については、今後2に述べた詳細な調査により原因究明、適切な執行方法や再発防止策についてあらゆる観点から検討を行い、その事務執行については、関係職員に周知徹底してまいります。

以上でございます。

別紙7

軽易工事 (随意契約) に係る法令等 (本件措置請求に関連する部分のみ)

- 1 地方自治法 (昭和22年法律第67号) (契約の締結)
 - 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
 - 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 2 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) (随意契約)
 - 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格 (貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額) が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- | |
|------------------------------|
| 1 工事又は製造の請負 都道府県及び指定都市 250万円 |
|------------------------------|
- 3 川崎市契約規則 (昭和39年規則第28号) (予定価格の作成等)
 - 第13条 市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かざなければならぬ。
 - (予定価格の決定方法)
 - 第14条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
 - 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。
 - (随意契約によることができる場合の限度額)
 - 第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。
 - (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円 (予定価格の決定)
 - 第25条 市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。
 - 4 川崎市予算及び決算規則 (平成7年規則第10号) (予算執行)
 - 第23条 局長が歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行行 (以下「執行行」という。) を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、執行行の作成を省略することができる。

- 5 川崎市軽易工事契約事務取扱規程 (昭和49年訓令第8号) ※本性各工事契約締結当時のもの (趣旨)
 - 第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ正確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。 (定義)
 - 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則 (平成7年川崎市規則第10号) 第2条第2号に定める局の長をいう。
 - (2) 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程 (昭和43年訓令第4号) 第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。
 - (3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円 (需用費中100,000円以下) のものを除く。以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。
 - 第3条 (工事見積書の徴取等)
 - 第3条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。
 - 2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行行 (以下「予算執行行」という。) に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができず技術職員がいる予算執行部局においては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。
 - 3 前項本文の規定による審査は、予算執行行同への合議をもって行うものとする。 (工事執行部局の長の承認)
 - 第4条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行行の承認を行うものとする。
 - 第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づき工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りしる者を随意契約の相手方として決定するものとする。
 - 2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書 (川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第8号様式) を提出させなければならない。
 - 第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。
 - 2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届 (別記様式) を提出させた後に行わなければならない。

本件各工事に係る事務手続等

	書類上の日付							実際の日付 (※1)				
	3者への見積依頼日	予算執行向				軽易工事完成届		下見積り徴取日	見積り合わせ		工事受注日 (※2)	工事期間
		起案日	決裁日	施行日	工期	完成年月日	検査日		他2者への見積依頼日	左記の見積徴取日		
宮前平小学校 物置繋結ほか 補修工事	H30.10.16	H30.10.22	H30.10.22	H30.10.22	H31.1.31	H30.12.27	H30.12.27	不明 (A社)	B社: 不明 C社: H30.9.19	B社: H30.8.8 C社: H30.9.19 又は20	H30.7.27 (A社)	H30.8.6 ~ H30.8.20
宮前平小学校 給食堂床ほか 補修工事	H30.10.11	H30.10.19	H30.10.23	H30.10.23	H30.11.30	H30.11.9	H30.11.9	H30.4.6 (A社)	B社: 不明 D社: H30.10.11	B社: H30.10.15 D社: H30.10.12	H30.6.7 (A社)	H30.7.26 ~ H30.8.22
宮前平小学校 給食堂壁天井塗装 補修工事	H30.12.27	H31.1.9	H31.1.10	H31.1.10	H31.3.31	H31.1.30	H31.1.30	H30.4.6 (A社)	B社: 不明 D社: H30.12.27	B社: H30.12.27 D社: H30.12.28		
富士見台小学校 親時計設備 補修工事	H30.10.10	H30.10.19	H30.10.23	H30.10.23	H30.11.30	H30.11.9	H30.11.9	不明 (E社)	F社: H30.10.10 G社: H30.10.10	F社: H30.10.11 G社: H30.10.15	H30.9.5 (E社)	H30.9.13
富士見台小学校 子時計設備 補修工事	H30.11.16	H30.11.22	H30.12.6	H30.12.6	H30.12.31	H30.12.31	H30.12.31	不明 (E社)	F社: H30.11.16 H社: H30.11.16	F社: H30.11.19 H社: H30.11.19	H30.10.25 (E社)	H30.12.12 ~ H30.12.26 / H31.1.18

(※1)「実際の日付」は、教育委員会事務局が調査(業者からの聞き取り等)を行い明らかにしたものである。
 (※2)「工事受注日」について、本文中は「発注日」としている。

別紙 8

(業者の選定)
 第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならぬ。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。
 (1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。
 (2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。
 (3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの(執行状況の報告等)
 第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。
 2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき認めるときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

別表

工事の種類	内容
建築	扉(とびら)、雨樋(どい)、日除(よけ)、壁張り、塗装、畳、案内板、目かくし、カーテン、道具、ブラインド、シャッター、すのこ、庇(ひさし)、看板、扉(へい)、流し、欄(たな)、屋根葺(ふき)替え、手摺(すり)、網戸、間仕切、タイル、スレート、モルタル、窓枠、飾り石、下屋、床、天井、壁等に關する工事
設備	電灯、ボイラー、ポンプ、配水、水飲み場、便器、フラッシュバルブ、換気扇、浴槽(そう)、高知水槽(そう)、電気器具取替え、水道き裂破損、放送機器、受配電器具、排水つまり、薬炉、浄化槽(そう)等に關する工事
土木	防護柵(さく)、反射鏡、御溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に關する工事
造園	植栽等に關する工事
下水	入孔補修、人孔蓋(かさ)上、下水管の部分的補修、下水管のごみ上げ、防護柵(さく)等に關する工事

人 事 委 員 会 規 則

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第7号

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、会計年度任用職員の給料の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料及び基本報酬の支給方法)

第2条 条例第4条第2項本文に規定するパートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。）の給料及び基本報酬の支給日は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 条例第4条第2項ただし書に規定するパートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。）の給料及び基本報酬の支給方法は、勤務日ごとに計算した額を当該勤務日に支給する方法その他任命権者が別に定める支給方法とすることができる。

(初任給調整手当及びこれに相当する報酬)

第3条 条例第5条第1項に規定する職は、任命権者が定める。

2 条例第5条第1項に規定する額は、フルタイム会計年度任用職員にあっては月額で、パートタイム会計年度任用職員にあっては月額、日額又は時間額で任命権者が定める。

3 初任給調整手当（パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）を支給される会計年度任用職員の範囲は、任命権者が定める。

4 初任給調整手当の支給期間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

5 初任給調整手当の支給方法その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(通勤手当及びこれに相当する報酬)

第4条 条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で

定めるパートタイム会計年度任用職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者とし、同項に規定する人事委員会規則で定める通勤手当の額は、給与条例第7条の2の規定による額（同条第2項第2号に定める額にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。）とする。

2 条例第7条第3項に規定する人事委員会規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、次の各号に掲げる者とし、同項に規定する人事委員会規則で定める通勤手当の額は、支給単位期間を1日とし、支給単位期間につき、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第7条の2第1項第1号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した通勤1回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの（2,500円を超えるときは、2,500円）

(2) 給与条例第7条の2第1項第2号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である会計年度任用職員 90円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である会計年度任用職員 190円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である会計年度任用職員 322円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である会計年度任用職員 454円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である会計年度任用職員 586円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である会計年度任用職員 718円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である会計年度任用職員 850円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である会計年度任用職員 981円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である会計年度任用職員 1,109円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である会計年度任用職員 1,190円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である会計年度任用職員 1,272円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である会計年度任用職員 1,354円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である会計年度任用職員 1,436円

(3) 給与条例第7条の2第1項第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、次に定める額

ア 給与条例第7条の2第1項第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である会計年度任用職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員 前2号に定める額（2,500円を超えるときは、2,500円）

イ 給与条例第7条の2第1項第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員のうち、通勤1回分の運賃等の額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。ウにおいて同じ。）が前号に定める額以上である会計年度任用職員（アに掲げる会計年度任用職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 給与条例第7条の2第1項第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員のうち、通勤1回分の運賃等の額が前号に定める額未満である会計年度任用職員（アに掲げる会計年度任用職員を除く。） 前号に定める額

3 前項の規定にかかわらず、給与条例第7条の2第3項に規定する職員に相当する会計年度任用職員の通勤手当の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第7条の2第1項第2号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 前項第2号に定める額に113円を加算した額

(2) 給与条例第7条の2第1項第3号に掲げる職員に相当する会計年度任用職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に113円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に113円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額

4 条例第7条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。）の通勤手当は、当該パートタイム会計年度任用職員の給料又は基本報酬の支給方法に準じて支給する。

（給与等の減額）

第5条 条例第8条に規定する「その勤務しないことに

つき任命権者の承認のあった場合」とは、年次休暇、病気休暇及び特別休暇による場合のほか、任命権者が勤務しないことにつき特に承認を与えた場合をいい、この間給与は減額しない。

2 前項の病気休暇のうち、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）別表第4に掲げる日数を超えるものにあつては、同項の規定にかかわらず、給与を減額して支給する。

3 第1項の特別休暇のうち、会計年度任用職員勤務時間規則別表第5の事由欄に掲げる7から9まで、13及び14の事由によるものにあつては、同項の規定にかかわらず、給与を減額して支給する。

4 条例第8条の規定により減額すべき給与額は、給与条例の適用を受ける職員の例により差し引くものとする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、別に定めるところにより差し引くものとする。

5 条例第8条の規定により減額すべき給与額の基礎となる勤務しない時間数の集計に1時間未満の端数があるときは30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（休日勤務手当及びこれに相当する報酬）

第6条 条例第10条に規定する人事委員会規則で定める日は、任命権者が指定する休日の代休日（休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを任命権者が命じた場合に、当該休日前に、当該休日に代わる日として指定する当該休日後の勤務時間が割り振られた日をいう。）とする。

（勤務1時間当たりの給与額等の基礎）

第7条 条例第12条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 条例第12条第2項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員（技能業務職員に限る。）の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、前項に規定する勤務時間に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を給与条例の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

3 条例第12条第2項第1号の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員に限る。）のうち1週間当たりの勤務時間が割り振られた通常の日数が4日以下の者の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき支給される給与条例第12条に規定する人事委員会規則

で定める特殊勤務手当の額に1箇月当たりの勤務時間が割り振られた日数(23に、当該パートタイム会計年度任用職員の1箇月当たりの勤務時間が割り振られた通常の日数を給与条例の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1箇月当たりの勤務時間が割り振られた通常の日数で除して得た数を乗じて得た数をいう。)を乗じて得た額とする。

4 条例第12条第2項第2号に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき支給される給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額に相当する額とし、同項第3号に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき支給される給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額に相当する額を給与条例の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1日当たりの通常の勤務時間で除して得た額とする。

5 条例第12条第3項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)の勤務1時間当たりの給与額の基礎となる1週間の勤務時間は、第1項に規定する勤務時間に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を給与条例の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

6 条例第12条第3項第1号に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、従事した日1日につき支給される特殊勤務手当に相当する報酬の額(従事した日1日につき支給される給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額に相当する報酬の額をいう。次項において同じ。)に23(パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。))のうち1週間当たりの勤務時間が割り振られた通常の日数が4日以下の者にあつては、23に、当該パートタイム会計年度任用職員の1箇月当たりの勤務時間が割り振られた通常の日数を給与条例の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1箇月当たりの勤務時間が割り振られた通常の日数で除して得た数を乗じて得た数)を乗じて得た額とする。

7 条例第12条第3項第2号に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、従事した日1日につき支給される給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額に相当する報酬の額とし、同項第3号に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、従事した日1日につき支給される給与条例第12条に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当の額に相当する報酬の額を給与条例の適用を受ける職員で常時勤務を要するものの1日当たりの通常の勤務時間で除して得た額とする。

8 条例第12条に規定する給料及び基本報酬の月額は、条例その他の規定により給与を減ぜられた場合であっても、その本来受けるべき給料及び基本報酬の月額とする。

(定時制教育手当)

第8条 条例第16条に規定する人事委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、給与条例第16条の2第1項に規定する定時制教育手当が支給される職員に相当する者とする。

(義務教育等教員特別手当)

第9条 条例第18条第1項に規定する人事委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、給与条例第16条の4第1項に規定する義務教育等教員特別手当が支給される職員に相当する者とする。

2 義務教育等教員特別手当の額については、給与条例の適用を受ける職員の例により任命権者は必要な調整を行うことができる。

(その他必要事項)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第8号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇

等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、この規則に定めるものを除き、条例第2条の適用を受ける職員の例による。

(1週間の勤務時間及び割振り)

第3条 会計年度任用職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は週休日(勤務時間を割り振

らない日をいう。以下同じ。)とする。

- 2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する会計年度任用職員については、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前2条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち期間(勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間をいう。)内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間(3時間30分を下回らず4時間15分を超えない時間に限る。))であって、勤務の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものをいう。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休暇の種類)

第6条 会計年度任用職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 介護時間

(年次休暇)

第7条 会計年度任用職員は、一の休暇年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)につき、1週間の勤務日数(第4条第2項の規定に基づき任命権者が52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合にあっては、当該期間に勤務時間が割り振られている日数を当該期間の週の数で除して得た日数(その日数が5日以上となるときは1日未満の端数を切り捨て、5日未満となるときは1日未満の端数を四捨五入して得た日数をいう。))。以下同じ。)及び任用期間の月数(任用期間の初日の属する月から任用期間の末日の属する月までの月数をいう。以下同じ。)に応じ、別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。ただし、1週間の勤務時間が30時間以上である会計年度任用職員にあっては、その者の1週間の勤務日

数を5日とみなした場合における1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じた別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一の休暇年度において次の各号に掲げる職員(以下「各号職員」という。)であった者(任用期間の初日が当該休暇年度に属する者に限る。)が引き続き会計年度任用職員に任用される場合(人事委員会の定める場合を含む。)の年次休暇の日数は、1週間の勤務日数及び各号職員の任用期間(この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。)の初日の属する月から会計年度任用職員の任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じた別表第1に掲げる日数から、各号職員の任用期間に付与された年次休暇の日数を減じて得た日数(0日を下回るときは、0日)に、各号職員の任用期間の年次休暇の残日数を加えて得た日数とする。

- (1) 会計年度任用職員
- (2) 条例第2条の適用を受ける職員
- (3) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)第2条第1項の適用を受ける職員
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に掲げる職員

- 3 前2項の規定にかかわらず、前休暇年度に各号職員であった者(任用期間が継続する者に限る。)が引き続き会計年度任用職員に任用される場合(人事委員会の定める場合を含む。)の年次休暇の日数は、1週間の勤務日数及び通算する任用期間の年数(継続する各号職員の任用期間の属する最初の休暇年度から当該休暇年度までの年数をいう。)に応じた別表第2に掲げる日数から、直前の各号職員の任用期間(当該休暇年度のものに限る。)に付与された年次休暇の日数(前休暇年度の年次休暇の残日数に相当するものを除く。)を減じて得た日数(0日を下回るときは、0日)に、直前の各号職員の任用期間に付与された年次休暇の日数の残日数(前々休暇年度の4月2日以降に付与された年次休暇の残日数に相当するものに限る。)を加えて得た日数とする。

- 4 前3項の規定を適用して得た年次休暇の日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定より付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- 5 年次休暇は、1日又は1時間を単位として受けることができる。ただし、任命権者が別に定める場合にあっては、半日を単位として受けることができる。1時間単位の年次休暇は、1日の勤務時間(1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げた時間と

する。)をもって1日の年次休暇とする。

6 一の休暇年度において、受けることができる1時間単位の年次休暇は、5日を超えない範囲内とする。

7 年次休暇は、有給とする。

(年次休暇の請求等)

第8条 年次休暇は、会計年度任用職員の請求に基づき与えるものとする。ただし、任命権者は、業務に支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

2 年次休暇を請求しようとする者は、あらかじめ任命権者に届け出なければならない。

3 会計年度任用職員は、病気、災害その他やむを得ない事情により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から週休日、休日、代休日及び代休時間(以下「週休日等」という。)を除いて3日以内に、その事由を付して任命権者に届け出なければならない。ただし、任命権者は、この期間内に届け出ることができない事由があつたと認めるときは、その期間の経過した後において提出された届出を受理することができる。

(年次休暇の時期の定め)

第9条 前条の規定にかかわらず、任命権者は、一の休暇年度における年次休暇(第7条の規定による年次休暇の日数が10日以上である会計年度任用職員に係るものに限る。以下この条において同じ。)の日数のうち5日については、当該休暇年度に、会計年度任用職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなつた会計年度任用職員であつて翌休暇年度に第7条第3項の規定による年次休暇を受けることとなるものにあつては、年次休暇を受けることができることとなつた日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、任命権者は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 任命権者は、前3項の規定により会計年度任用職員に年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たつては、あらかじめ、その旨を当該会計年度任用職員に明らかにした上で、その時期について当該会計年度任用職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

(病気休暇)

第10条 会計年度任用職員は、別表第3に定めるとおり病気休暇を受けることができる。

2 病気休暇(別表第4に掲げる日数の範囲内で受けるものに限る。)は、有給とする。

3 病気休暇(前項に規定するものを除く。)については、川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第7号)第5条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)第8条後段の規定により読み替えられた同条例第12条の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員は、別表第5に定めるとおり特別休暇を受けることができる。

2 特別休暇(次項に規定するものを除く。)は、有給とする。

3 前条第3項の規定は、別表第5の事由欄に掲げる7から9まで、13及び14の事由による特別休暇について準用する。

(介護休暇)

第12条 会計年度任用職員(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)は、要介護者の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護休暇を受けることができる。

(1) 同一の任命権者に引き続き任用されている期間が1年以上である者

(2) 指定期間内において介護休暇を受ける日の初日から起算して93日を経過する日までに、その任用期間(同一の任命権者に引き続き任用されている場合にあっては、引き続き任用期間)が満了することが明らかでない者

(3) 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である者

2 第10条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

3 介護休暇の基準は、前2項に定めるもののほか、条例第2条の適用を受ける職員の例による。

(介護時間)

第13条 会計年度任用職員(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日

の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を受けることができる。

- (1) 同一の任命権者に引き続き任用されている期間が1年以上である者
 - (2) 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上である者
 - (3) 1日の勤務時間が6時間15分以上の日がある者
- 2 第10条第3項の規定は、介護時間について準用する。
- 3 介護時間の基準は、前2項に定めるもののほか、条例第2条の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

年次休暇日数表(1)

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第2 (第7条関係)

年次休暇日数表(2)

1週間の勤務日数	通算する任用期間の年数					
	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上
5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3 (第10条関係)

病気休暇の基準

事 由	期 間
1 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1の年において次表に定める範囲内の期間で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間
2 次表に定める期間を超えて、女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間
3 次表に定める期間を超えて、公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

備考

「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。

別表第4 (第10条関係)

病気休暇日数表

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

1 別表第3中1の事由による病気休暇は、1の年（休暇年度をいう。次項において同じ。）において、会計年度任用職員の1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じこの表に掲げる日数とする。

2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（人事委員会の定める場合を含む。）の日数は、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに受けた別表第3中1の事由による病気休暇の日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5 (第11条関係)

特別休暇の基準

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める時間
2 地震、水害、火災その他の災害による会計年度任用職員の現住居の滅失又は損壊	1週間を超えない範囲内での都度必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における事故発生防止のための措置	その都度必要と認める時間
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同上
5 選挙権その他公民としての権利の行使	同上
6 会計年度任用職員の結婚	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内に連続する5日の範囲内の期間
7 会計年度任用職員の出産	分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
8 女性会計年度任用職員の生理	女性会計年度任用職員が請求した期間
9 会計年度任用職員の育児	会計年度任用職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合において1日2回それぞれ1回45分以内の時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間が4時間以内の日にあつては、1日1回45分以内の時間)
10 忌引	付表第1に定める日数の範囲内において必要と認める期間
11 骨髄又は末梢(しょう)血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
12 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
13 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間

14 短期の介護	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
----------	--

備考

- 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- この表に定める期間には、週休日等を含むものとする。
- 特別休暇の基準は、この表に定めるもののほか条例第2条の適用を受ける職員の例による。

別表第5の付表第1

忌引日数表

死亡した者		忌引日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属(父母)	8日
	同 卑属(子)	8日
	2 親等の直系尊属(祖父母)	3日
	同 卑属(孫)	1日
	2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	3 親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日
姻族	1 親等の直系尊属	3日
	同 卑属	3日
	2 親等の直系尊属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

別表第5の付表第2

夏季休暇日数表

1週間の勤務日数	7月1日から9月30日までに於ける任用期間の月数		
	3月	2月	1月
5日以上	5日	3日	1.5日
4日	4日	3日	1.5日
3日	3日	2日	1日
2日以下	0日	0日	0日

備考

- 会計年度任用職員の1週間の勤務日数及び7月1日から9月30日までに於ける任用期間の月数に応じこの

表に掲げる日数とする。

- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（人事委員会の定める場合を含む。）の日数は、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の7月1日から9月30日までにおける任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5の付表第3

子の看護休暇日数表

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	5日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 1 会計年度任用職員が養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）の人数（以下「子の人数」という。）、1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（人事委員会の定める場合を含む。）の日数は、子の人数、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの

表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

別表第5の付表第4

短期の介護休暇日数表

短期の介護に係る要介護者が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	5日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間の月数						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

備考

- 1 会計年度任用職員が介護その他の世話をを行う短期の介護に係る要介護者の人数（以下「要介護者の人数」という。）、1週間の勤務日数及び任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数とする。
- 2 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（人事委員会の定める場合を含む。）の日数は、要介護者の人数、1週間の勤務日数及び最初の任用期間（この項の規定により任用期間とみなしたものを含む。）の初日の属する月から引き続き任用期間の末日の属する月までを任用期間とみなした場合におけるその者の任用期間の月数に応じたこの表に掲げる日数から、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

職 員 共 済 組 合 規 程

川崎市共済規程第2号

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和元年12月26日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程（昭和43年川崎市共済規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号を次のように改める。

附 則（令和元年12月26日共済規程第2号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

様式第1号

貸付決定番号	押 印 欄
--------	-------

貸付限度額	万円	貸付決定金額			0	0	0	0	円
貸付日	年 月 日	差額貸付額							円

貸 付 金 申 込 書(普 通・特 別)

年 月 日

(宛先)

川崎市職員共済組合理事長

下記のとおり川崎市職員共済組合貸付規則に基づいて借り受けたいため次のとおり申込みます。

申 込 金 額			万円	償還回数	回	一回の償還額※	円	
* 「償還回数」又は「一回の償還額」のどちらかを選択してください。								
申 込 理 由	普通貸付	11 出 産(本人・被扶養者) 12 自動車(本人)					団体信用生命保険	
	特別貸付	51 医 療 52 入 学 53 結 婚					1 加入する	
		54 葬 祭 71 修 学					2 加入しない	
対象者氏名					年齢	続柄		
申 込 者	支払コード	職 員 コード	職 名	氏 名	フリガナ			
					生年月日	年 月 日		
	所属	局 部			課(係)	所属電話	(内線)	
	現住所	〒 - 電話番号 - -						
採用年月日			組合員期間	給料月額				
年 月 日			年 月	表 級 号 円				
貸付金振込先	金融機関名	支 店 名	普通預金口座番号		口座名義人(カタカナ)			
	銀行	支店						

(注) 太枠線内を記入してください。

※ 貸付申込時の適用利率で計算しているため、今後適用利率が変われば償還額も変わります。

様式第2号

(表)

貸付決定番号	
--------	--

押印欄

貸付限度額	万円
貸付日	年 月 日

貸付決定金額				0	0	0	0	0	円
差額貸付額									円

貸付金申込書(住宅・介護・災害)

年 月 日

(宛先)

川崎市職員共済組合理事長

下記のとおり川崎市職員共済組合貸付規則に基づいて借り受けたいため次のとおり申込みます。

申込内容	申込金額				万円	償還回数	一回の償還額※
	定期償還分				万円	回	円
	期末手当等償還分				万円	回	円
申込理由	1 新築 2 増築 3 改築 4 住宅購入 5 土地購入 6 敷地購入 7 介護				団体信用生命保険 1 加入する 2 加入しない		
申込者	支払コード	職員コード	職名	氏名	フリガナ		
					生年月日	年	月 日
	所属	局	部	課(係)	所属電話	(内線)	
現住所	〒 - 電話番号 - -						
	採用年月日		組合員期間		給料月額		
	年 月 日		年 月		表 級 号 円		
貸付金振込先	金融機関名	支店名	普通預金口座番号			口座名義人(カタカナ)	
	銀行	支店					

(注) 太枠線内を記入してください。裏面にも記載事項がありますので続けてご記入下さい。

(裏)

新居に同居予定の 家 族 構 成	本人・配偶者・子・父 母・兄弟姉妹・() 計 人	現 在 の 住 宅 の 状 況	1 持家 2 賃貸住宅(民間) 3 給与住宅 4 公営住宅 5 親所有の家に同居 6 その他()		
貸 付 対 象 物 件 の 状 況	登 記 表 示				
	住 居 表 示				
	建物の構造	主 柱	屋 根	階 数 構 成	間 取 り
		1 鉄筋コンクリート	1 瓦 葺	1 平 屋	L・D・K・S 建物 延床 m ² マンション 専有面積 m ²
		2 鉄骨鉄筋コンクリート	2 スレート葺	2 地上 階	
3 軽量鉄骨		3 陸屋根	3 地上 階		
4 木造		4 カラーベスト	地下 階		
5 その他	5 その他	マンションの場合 階 号室			
敷 地	1 所 有 地 2 借 地 3 購入予定地	地積 _____m ²	地目 _____		
物件の種類	1 専用住宅(戸建) 2 二世帯住宅 3 共同住宅(マンション) 4 店舗・事務所併用住宅(同居の親族が使用するもの)				

資 金 計 画	共 済 借 入 金	本 人								円
		共 有 者								円
	住 宅 金 融 公 庫	本 人								円
		共 有 者								円
	そ の 他 借 入 金	本 人								円
		共 有 者								円
	自 己 資 金									円
										円
										円
	合 計									円

* 共済組合記入欄

差 額 貸 付	貸 付 額									円
	返 済 元 金									円
	利 息									円
	返 済 元 利 金									円
	差 額 貸 付 額									円
既 貸 付	貸付決定番号									
	貸 付 日									
	貸 付 額									

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第84号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第4期	令和元年12月31日(第4期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第5期	令和元年12月31日(第5期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月31日(第6期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月31日(第7期分)	計2件
平成31年度	介護保険料	第8期	令和元年12月31日(第8期分)	計32件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第85号

搜索調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第86号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	2期	令和元年12月31日(2期)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	3期	令和元年12月31日(3期)	計3件
平成31年度	国民健康保険料	4期	令和元年12月31日(4期)	計10件
平成31年度	国民健康保険料	5期	令和元年12月31日(5期)	計24件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第87号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期	令和元年12月31日(第1期)	計4件
平成31年度	国民健康保険料	2期	令和元年12月31日(第2期)	計5件
平成31年度	国民健康保険料	3期	令和元年12月31日(第3期)	計12件
平成31年度	国民健康保険料	4期	令和元年12月31日(第4期)	計15件
平成31年度	国民健康保険料	5期	令和元年12月31日(第5期)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	6期	令和元年12月31日(第6期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	7期	令和元年12月31日(第7期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	8期	令和元年12月31日(第8期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	9期	令和元年12月31日(第9期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	10期	令和元年12月31日(第10期)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第88号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和元年12月31日(第5期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第89号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	過随9月	令和元年12月31日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年12月31日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年12月31日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月31日	計7件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月31日	計10件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和元年12月31日	計70件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第90号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月25日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第31号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月16日

川崎市幸区長 関敏秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期以降	令和2年1月6日(第1期～第8期分)	計4件
平成31年度	介護保険料	第5期以降	令和2年1月6日(第5期～第8期分)	計3件
平成31年度	介護保険料	特別徴収第1期以降		計3件
平成31年度	介護保険料	特別徴収第4期以降		計6件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年12月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年12月31日(第10期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年12月31日(第1期分)	計8件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年12月31日(第2期分)	計11件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年12月31日(第3期分)	計13件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月31日(第4期分)	計14件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月31日(第5期分)	計15件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和元年12月31日(第6期分)	計40件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第33号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第8期	令和元年12月31日(第8期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第34号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和元年12月31日(第5期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第35号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月26日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第3期		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第4期		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第33号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

令和元年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第34号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

令和元年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第35号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年12月31日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年12月31日	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年12月31日	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和元年12月31日	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期	令和元年12月31日	計35件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第36号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書（謄本） 4件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月31日	計1件
平成 31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月31日	計3件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第44号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和 元年12月17日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第45号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和 元年12月17日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついでに判決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第46号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和元年12月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

(別紙省略)

川崎市高津区公告第47号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期分	令和元年12月31日(第1期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第2期分	令和元年12月31日(第2期分)	計4件
平成31年度	国民健康保険料	第3期分	令和元年12月31日(第3期分)	計6件
平成31年度	国民健康保険料	第4期分	令和元年12月31日(第4期分)	計7件
平成31年度	国民健康保険料	第5期分	令和元年12月31日(第5期分)	計6件
平成31年度	国民健康保険料	第6期分	令和元年12月31日(第6期分)	計44件
平成31年度	国民健康保険料	過随9月分	令和元年12月31日(過随9月分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第48号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定によ

り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期分	令和元年12月31日(第1期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第7期分	令和元年12月31日(第7期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第8期分	令和元年12月31日(第8期分)	計19件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第49号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第5期分	令和元年12月31日(第5期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第50号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期分	令和元年12月31日 (第1期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期分	令和元年12月31日 (第2期分)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期分	令和元年12月31日 (第3期分)	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期分	令和元年12月31日 (第4期分)	計7件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期分	令和元年12月31日 (第5期分)	計6件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期分	令和元年12月31日 (第6期分)	計44件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随9月 分	令和元年12月31日 (過随9月分)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第42号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和元年12月3日 (第4期分)	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第5期	令和元年12月31日 (第5期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第43号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月31日 (第7期分)	計2件
平成 31年度	介護保険料	第8期	令和元年12月31日 (第8期分)	計15件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第44号

国民健康保険料に係る差押調査書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第45号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和元年12月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第46号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	10月随時	令和元年12月31日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月31日	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月31日	計16件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和元年12月31日	計15件

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第56号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和元年12月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第57号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月31日	9件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第58号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年12月31日(第1期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年12月31日(第2期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年12月31日(第3期分)	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月31日(第4期分)	計5件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月31日(第5期分)	計7件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和元年12月31日(第6期分)	計54件

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第58号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年12月31日(第3期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月31日(第4期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月31日(第5期分)	計5件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和元年12月31日(第6期分)	計63件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第59号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第60号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年12月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第5期	令和元年12月31日 (第5期分)	計7件
平成 31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月31日 (第6期分)	計7件
平成 31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月31日 (第7期分)	計10件

(別紙省略)

